

令和 7 年

富岡町議会会議録

第 1 回 定例会

3 月 11 日 開会 ～ 3 月 14 日 閉会

富岡町議会

令和7年第1回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 3月11日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者	5
○事務局職員出席者	6
開 会 （午前 9時00分）	7
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸報告	8
○議案の一括上程	13
○提案理由の説明及び一般町政報告	13
○一般質問	16
安 藤 正 純 君	16
高 野 匠 美 君	30
佐 藤 啓 憲 君	43
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	51
○散会の宣告	53
散 会 （午後 1時45分）	53

第2日 3月12日（水曜日）

○議事日程	57
○本日の会議に付した事件	58
○出席議員	59
○欠席議員	59
○説明のため出席した者	59

○事務局職員出席者	6 0
開 議 (午前 9時00分)	6 1
○開議の宣告	6 1
○議事日程の報告	6 1
○会議録署名議員の指名	6 1
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 1
○教育長就任挨拶	6 6
○散会の宣告	1 2 1
散 会 (午後 2時37分)	1 2 1

第3日 3月14日(金曜日)

○議事日程	1 2 5
○本日の会議に付した事件	1 2 5
○出席議員	1 2 5
○欠席議員	1 2 6
○説明のため出席した者	1 2 6
○事務局職員出席者	1 2 6
開 議 (午前 9時00分)	1 2 8
○開議の宣告	1 2 8
○議事日程の報告	1 2 8
○会議録署名議員の指名	1 2 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○委員会報告	1 9 1
○動議の提出	1 9 4
○閉会の宣告	1 9 5
閉 会 (午後 2時25分)	1 9 5

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 7 年第 1 回富岡町議会定例会

議事日程 第 1 号

令和 7 年 3 月 1 1 日（火）午前 9 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

- 議案第 1 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 2 号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3 号 富岡町災害復興計画（第三次）の制定について
- 議案第 4 号 富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）の制定について
- 議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 6 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和 7 年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 7 号 富岡町犯罪被害者等支援条例について
- 議案第 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 富岡町児童出産記念手当金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 富岡町重度心身障害児の援護手当支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 富岡町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例について

- 議案第 15 号 富岡町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 富岡町健康増進センター条例及び富岡町温泉条例を廃止する条例について
- 議案第 18 号 富岡町放課後児童クラブ施設の指定管理者の指定につき同意を求めること
について
- 議案第 19 号 不動産の取得について
- 議案第 20 号 令和 6 年度富岡町一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 21 号 令和 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 22 号 令和 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 23 号 令和 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 24 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 25 号 令和 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 26 号 令和 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 令和 7 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 28 号 令和 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 7 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 7 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 7 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 1 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 2 号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3 号 富岡町災害復興計画（第三次）の制定について
- 議案第 4 号 富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）の制定について
- 議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に
ついて
- 議案第 6 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和 7 年度の町税等の減免に
関する条例について
- 議案第 7 号 富岡町犯罪被害者等支援条例について
- 議案第 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 9 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 富岡町児童出産記念手当金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 富岡町重度心身障害児の援護手当支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 富岡町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 富岡町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 富岡町健康増進センター条例及び富岡町温泉条例を廃止する条例について
- 議案第 18 号 富岡町放課後児童クラブ施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 19 号 不動産の取得について
- 議案第 20 号 令和 6 年度富岡町一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 21 号 令和 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 22 号 令和 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 23 号 令和 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 24 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 25 号 令和 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 26 号 令和 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 令和 7 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 28 号 令和 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 7 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 7 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 7 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

1、監査委員報告

- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 議案第 1 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 2 号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3 号 富岡町災害復興計画（第三次）の制定について
- 議案第 4 号 富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）の制定について
- 議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 6 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 7 号 富岡町犯罪被害者等支援条例について
- 議案第 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 富岡町児童出産記念手当金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 富岡町重度心身障害児の援護手当支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 富岡町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 富岡町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 富岡町健康増進センター条例及び富岡町温泉条例を廃止する条例について
- 議案第18号 富岡町放課後児童クラブ施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第19号 不動産の取得について
- 議案第20号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第21号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第23号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 2 4 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
 議案第 2 5 号 令和 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 2 6 号 令和 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 2 7 号 令和 7 年度富岡町一般会計予算
 議案第 2 8 号 令和 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
 議案第 2 9 号 令和 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
 議案第 3 0 号 令和 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 3 1 号 令和 7 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
 議案第 3 2 号 令和 7 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 3 3 号 令和 7 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 1 号 専決処分の報告及びその承認について

○出席議員（10 名）

1 番	安 藤 正 純 君	2 番	辺 見 珠 美 君
3 番	平 山 勉 君	4 番	佐 藤 啓 憲 君
5 番	渡 辺 正 道 君	6 番	高 野 匠 美 君
7 番	宇佐神 幸 一 君	8 番	高 橋 実 君
9 番	渡 辺 三 男 君	10 番	堀 本 典 明 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	山 本 育 男 君
副 町 長	宮 川 大 志 君
副 町 長	竹 原 信 也 君
教 育 長	猪 狩 い づ み 君
職 務 代 理 者	
会 計 管 理 者	斉 藤 一 宏 君
総 務 課 長	志 賀 智 秀 君
企 画 課 長	杉 本 良 君

税 務 課 長	大 舘 衆 司 君
住 民 課 長	篠 田 明 拡 君
福 祉 課 長	飯 塚 裕 之 君
健康づくり課長	黒 澤 真 也 君
生活環境課長	猪 狩 力 君
産業振興課長	原 田 徳 仁 君
都市整備課長	大 森 研 一 君
教育総務課長	松 本 真 樹 君
生涯学習課長	坂 本 隆 広 君
郡 山 支 所 長	佐 藤 邦 春 君
いわき支所長	猪 狩 直 恵 君
総務課課長補佐 兼 管 財 係 長	新 田 善 之 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	遠 藤 博 生
議 会 事 務 局 幹 長 兼 庶 務 係	杉 本 亜 季

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（堀本典明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る3月7日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から17日までの7日間とし、13日、15日及び16日は議案調査のため休会とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、陳情書1件を受理し、この写しを委員会報告書の90ページから94ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告についても文書をお手元に配付させていただき、報告いたします。

最後に、令和7年第1回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに令和7年第1回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8 番 高 橋 実 君

9 番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（堀本典明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から17日までの7日間とし、13日、15日及び16日は休会といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの7日間とし、13日、15日及び16日は休会とすることに決定いたしました。

○諸報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査報告をいたします。

6 監第19号、令和7年3月11日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、堀本典明様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、佐藤啓憲。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。（1）令和6年11月・12月・令和7年1月。（2）一般会計及び特別会計。（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和6年12月23日・令和7年1月20日・2月20日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。（2）違法または不適切と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6 番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第1号、令和7年3月11日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、（1）議案審議について、（2）3月定例会の会期及び日程について、（3）その他、①一般質問について、②陳情について、③議員派遣報告について、④その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和7年3月7日午前8時52分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、（1）議案審議について。3月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。承認案件1件、人事案件1件、計画制定案件2件、新規条例案件3件、条例の一部改正案件9件、廃止条例案件1件、同意案件1件、財産の取得または処分案件1件、補正予算案件7件、当初予算案件7件、合計33件。（2）3月定例会の会期及び日程について。3月定例会の会期日程については、会期を3月11日から17日までの7日間とすることに決し、議長に答申した。（3）その他。①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提出のあった陳情1件について、議会事務局長より説明を受けた。③議員派遣報告について。④その他、来年度のマスク着用に関することについて、議会事務局長より説明を受け、令和7年4月1日より出席者及び傍聴者のマスクの着用は個人の判断とすることとした。

以上です。

○議長（堀本典明君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおりを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） 皆さん、おはようございます。それでは、報告第2号、令和7年3月11日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、（1）とみおか議会だより第221号の編集について、（2）その他。第4回、（1）とみおか議会だより第221号の最終校正について、（2）その他。

2、審査の経過。第1回から第4回までの日時等につきましては、お読み取りいただきたいと思います。

ます。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第221号の編集について。とみおか議会だより第221号の企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、富岡町二十歳を祝う会の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」、この部分2回続いていますので、削除願いたいと思います。富岡町二十歳を祝う会実行委員長の大和田紗希氏より寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第221号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。

第4回、(1)とみおか議会だより第221号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（堀本典明君） ただいま議会広報特別委員会の委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 改めまして、おはようございます。報告第3号、令和7年3月11日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和6年11月・12月・令和7年1月分）について。2、(1)東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期

ロードマップの進捗状況について、(2) その他。3、その他。

2、審査の経過。審査の経過については、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理(令和6年11月・12月・令和7年1月分)について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。委員からは、東京電力からの通報に関して情報の深掘りを行うよう要望が出された。2、(1) 東京電力(株) 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況について、東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。委員からは、処理水タンク解体に際して線量等の適正管理を徹底することへの要望、燃料デブリの取り出し方法や取り出しに関する設備等に関する事、今後のスケジュールに関する事等の質疑が出された。(2) その他。福島第二原子力発電所、新企業センターの概要について東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。委員からは、工事に際しての交通の安全確保、敷地がハザードマップにおいて浸水地域に指定されていることへの懸念が出された。また、地震の際のデータ測定は建屋の状況や場所によって変わると思われるため、測定の場所や公表方法を考慮してもらいたい要望や、廃炉作業従事者に対する賃金が適正であるか追跡が必要ではないかの質疑が出された。3、その他。

終わります。

○議長(堀本典明君) ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対し質疑ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番(高橋 実君) 8ページに出ているのですがけれども、試験種別等の欄で、1次までは受かつ

ただのだけれども、2次の面で、9ページの上段、採用職員説明会の開催の文も読んだのですけれども、理由があって採用できなかったとは思っただけけれども、今富岡町の土木関係、建設サイドの職員の人数の状態考えたときに、今でさえいろんな面での協議事項とか何か、かなり机に残っているのが多いのね。それに伴って現場もそうですし、請負業者から工期の日数、請負金額から追っかけたやつも出ているとは思っただけけれども、そこら辺、あるところの会社から言われたのだけれども、質問しても中身の回答が返ってこないのだって。何を言いたいのかというと、試験に受かって、2次が、私の勘違いかも知れないけれども、面接とかそういうやつだったら、入ってからでも育てられると思うのね、その部分は。試験がまるっきり最低ライン下回ったのを吸い上げることは、時と場合によっては最低ラインを下げて採るということも今まで富岡町はやってきているわけですし、自分の足元をよく見た状態で確保すべき職種は確保しないと、今後、小良ヶ浜、深谷地区辺りの農地関係、国から返還もらったら、それも心配しているのだ。基盤整備、従来どおり町でやるとなると、その面積が今現在何町歩あるのだから分かっていると思うのだけれども、それに伴って農道、用水、排水、用排水、いろんな工事が伴ってくると思うのね。対応できますか、これ。出すだけ出して、あと役場に協議書を出してやっても、返答が机の上に肥やしとして残っていたのでは大変なことになっていくと思うのだ。この話は一貫して震災後、遠藤勝也町長のときから私ずっと言っている。全然改善が見られないので、こういう内容が出てきたので、あえて聞きますので、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 今、8番議員よりご質問いただきました。それにつきましては、委員会の内容的なものをもう一度再度確認し、あと所管の課ともお話ししまして、回答できる範囲を定めまして、後日報告をさせていただきたいと考えております。なお、細かい委員会内容についての、この点についての質疑応答云々については、委員会は非公式でございますので、この場ではお話ご遠慮させていただきますが、できるだけ8番議員のご回答については、誠意を持って努めたいと思っております。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 委員長の今の答弁、精いっぱいだと思うのだけれども、委員長として今私が質問したやつ、常任委員会の中であつたかなかつたか、そういう話が。あとはこれ執行部が答弁するしかなくなってくると思うのだ、三役の中で。町長がするべきだけれども。やはり足元も見ながら、今からの1年先、3年先、5年先、10年先、どういうふう to 現状を見て考えていっているのだから、目標が全然理解できないのだ、どれ取っても。全協のときもちょっと声荒らげたけれども。なおかつこの質問について、各担当課長ないし執行部と話しして、後で私のほうに戻すというのも理屈に当てはまらないと思うのだけれども、その点も考えてみてください。

○議長（堀本典明君） 所管事務調査の件であります。内容が、委員会でもそのような話もあった

と思うのですが、事細かく同じではなかったと思いますが、総務課長からこういった内容でこの件あったかというところをご答弁いただいてよろしいですか。

7 番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 8 番議員よりのお話なのですが、委員会の中においては、この項目については委員より発言がなかったということで報告いただいております。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、土木職員の採用について、私からお話しさせていただきます。

土木職員については積極的に採用したいと考えておりまして、毎年度募集はかけておりますが、まず集まってこないというのが、現状がございます。あと、集まってきたときがあったのですが、やはり試験の成績が芳しくなかったと。採用するためにある基準があつて、それを下げてもそこに達しなかったというようなことで採用にはならなかったというようなこともございますので、これからも土木職員については積極的に採用したいと考えておりますので、ご理解賜ればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（堀本典明君） 次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（堀本典明君） 次に、日程第 4、議案の一括上程を行います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第 5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。令和 7 年第 1 回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議

案についてご説明申し上げます。

初めに、去る２月26日に国の復興推進委員会の下部組織である第２期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループの委員による原子力被災地の現地視察が実施されました。この機会を捉え、私は委員に対し、多くの町民の皆様が町外生活を余儀なくされている理由は、国が原子力政策を推進し、発生した原子力災害以外の何物でもなく、人口減少や過疎化などの全国的な課題とは全く異なる要因で現在に至っているものである。各委員においては、国に対して被災地の復興に最後まで責任を持ち、政府一体となって中長期にわたり町の復興、再生に取り組んでいくよう意見をいただきたいと強くお伝えしたところであります。今後もあらゆる機会を捉え、国に対して、本町を含む福島復興及び再生は原子力を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきという福島復興・再生特別措置法の目的に基づき、施策の検討や遂行を行うよう強く求めてまいります。

次に、本定例会に議案を提出しております各種計画について申し上げます。今後10年間の町づくりの羅針盤となる第三次富岡町災害復興計画につきましては、これまで議員各位よりいただいたご指導やパブリックコメントにおける町民の皆様からの貴重なご意見などを集約し、２月19日の総合開発審議会において適当であると答申をいただきました。本計画は、町づくりに対する基本的な姿勢や考え方である基本理念を未来志向の復興・創生、つながりの拡大、世界に誇れる幸せづくりの３点とし、帰還と移住の促進を通じて着実に居住人口を増やす復興と、関係、交流人口のつながりが未来を開く創生を各種取組の指針と定めております。

また、社会情勢が大きく変化する中で、ジェンダー平等社会の実現を目指すため、基本計画である第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画につきましては、誰もが互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮できるまちを基本理念に、人権尊重とジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革、性別にかかわらず全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり、ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方の推進、健康で、安全・安心に暮らせる社会づくりの４つを基本目標に掲げております。今後はこの計画に基づき、さらなるジェンダー平等社会の実現に向けた政策、施策を力強く推し進めてまいりますので、ご審議方よろしく願いいたします。

次に、小良ヶ浜地区、深谷地区の再生に向けた取組について申し上げます。第６回小良ヶ浜地区・深谷地区の再生に向けた取組に関する意見交換会を１月18日にいわき市のいわき地区多目的集会施設、１月19日に郡山市のビッグパレットふくしま、１月20日に富岡町役場の３会場でそれぞれ開催し、延べ57名の地域住民の皆様にご参加いただきました。参加された皆様からは、特定帰還居住区域制度に関するご意見や除染等の工程の明示を求める声など、様々な忌憚のないご意見をいただきました。今後は、２月末までの期限を４月まで延長して実施中の第２回帰還意向調査の回答状況を踏まえながら、特定帰還居住区域の拡大について国と協議を重ね、一ミリでも広い区域設定と一日も早い町内全域の避難指示解除に向けて、引き続き全力で取り組んでまいりますので、議員各位のお力添えをお願い

いたします。

次に、夜の森中核拠点施設整備事業の進捗について申し上げます。令和6年度においては、施設整備に当たっての仕様書となる業務要求水準書の作成のため、物販、温浴、飲食それぞれの運営経験が豊富な企業、建設業や温泉井戸関係企業、公設による温浴施設整備実績のある関係自治体へのヒアリング等を実施してまいりました。これにより、今般の物価高騰による現状把握はもとより、イニシャルコスト及びランニングコストに係る各種課題の抽出、事業実現に向けた多岐にわたる建設的なアドバイスをいただくことができました。令和7年度においては、本事業の本格的な推進に向け、まずは物販施設の整備のための公募を進めるとともに、行政、関係機関、民間企業の知恵と力をお借りしながら、ソフト、ハード両事業の連動性を持った展開により、夜の森地区のポテンシャルを最大限発揮できる拠点施設となるよう、地域の再生と発展に向け、事業の推進を図ってまいります。

次に、これまで開催されたイベント等について申し上げます。1月11日、文化交流センター学びの森において令和7年富岡町二十歳を祝う会を開催し、二十歳の門出を祝福いたしました。式典には、今年二十歳を迎えた141人のうち4人が出席し、出席者を代表して芳賀麻優さんから、町の復興に日々尽力している人たちへの謝意を申し上げたい、今後は震災後に様々な人たちからいただいた支援のご恩を返していきたいといった誓いの言葉を聞き、町を離れて13年以上が経過しても、なお町や町に関わる人たちに強い思いを寄せていただいていることに強く感銘を受けました。式典終了後には、出席者の希望により、町内4か所を巡る富岡町バスツアーを実施し、復興の様子を肌で感じていただきました。

1月17日には、文化交流センター学びの森を会場に富岡町表彰式及び賀詞交歓会を開催し、来賓の皆様をはじめ、関連団体や事業者の皆様など、多くの方々にご臨席を賜りました。表彰式では特別功労表彰として、井坂晶医師をはじめ、功労表彰9名、善行表彰2名の皆様に表彰いたしました。受賞者の皆様の町政運営に対するこれまでのご功労とご貢献に対しまして、深く敬意と感謝の意を表しますとともに、今後も本町に思いをお寄せいただき、引き続きのご支援、ご協力をお願いするものであります。

また、表彰式後に開催した賀詞交歓会では、200名を超える皆様にご参加いただき、共に新たな年を祝い、ふるさとへの熱い思いを伺うことができました。改めて本町の復興に向けた歩みをしっかりと着実に前へ進めていかなければならないとの決意を強くしたところです。

1月19日には、議長をはじめ議員の皆様やご来賓の皆様ご臨席の下、さくらモールとみおか駐車場を会場に、毎年恒例となっております令和7年富岡町消防団出初め式を挙行いたしました。当日は、消防団員71名の参加と消防車両12台が出動し、通常点検や分列行進を行った後、ご来賓の皆様からご挨拶をいただき、団員一同の団結と士気向上を図ることができました。また、出初め式終了後には、旧今村病院前の富岡川河川敷において、ポンプ車等による一斉放水訓練も実施いたしました。現在、分団ごとに町内の夜警活動を行っておりますが、引き続き町民の安全、安心のため、防火、防犯に努

めてまいります。

2月5日には、地域環境に調和し、景観上優れている建築物を顕彰する福島県建築文化賞の表彰式が福島市で行われ、とみおかアーカイブ・ミュージアムが復興賞を受賞いたしました。昨年の共生サポートセンターさくらの郷に続き、本町では2回目の受賞となります。授賞式では、内堀知事から表彰状が授与され、審査委員長の木下庸子工学院大学名誉教授からは、とみおかアーカイブ・ミュージアムについて、ふるさとの記憶と記録を未来につなぐ博物館。被災学芸員自らの展示設計や収蔵庫を見せる工夫が光ると評していただきました。

また、2月13日に行われた令和6年度ふくしまっ子体力・健康優秀校表彰式においては、富岡中学校がふくしまっ子元気大賞を受賞しました。ふくしまっ子元気大賞は、体力向上や健康な生活に向けて特色ある取組を推進している学校に贈られるもので、本町は令和4年度にも受賞しておりますが、小学校、中学校が併設している環境を生かし、EIP9プロジェクトや幼小中合同運動会など、関係機関が連携した健康増進、体力向上に向けた取組が高く評価されたものと大変うれしく受け止めております。特にEIP9プロジェクトは小中連携を生かし、小中学校9年間を通して体力づくりや基礎体力、健康増進の向上を図るため、様々な分野の専門家から指導を受ける取組です。子供たちは、様々な分野や地域の方々とのコミュニケーションを通じて社会生活に関心を持つなど、自分の将来に向けて前向きに挑戦する姿勢が見受けられております。町といたしましても、引き続き子供たちが夢や希望を持って成長していけるよう、EIP9プロジェクトをはじめとした特色ある教育を推進してまいります。

次に、今定例会に提出いたしております議案等について申し上げます。今定例会には、承認案件1件、人事案件1件、計画制定案件2件、条例の新規制定案件3件、条例の一部改正案件9件、条例の廃止案件1件、同意案件1件、財産の取得案件1件、令和6年度富岡町一般会計補正予算をはじめ6特別会計の補正予算案件7件、令和7年度富岡町一般会計予算をはじめ6特別会計の当初予算案件7件の計33件の議案等を提出しております。詳細につきましてはそれぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（堀本典明君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（堀本典明君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、1番、安藤正純君の登壇を許します。

1番、安藤正純君。

〔1番（安藤正純君）登壇〕

○1 番（安藤正純君） 議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて、大きく分けて2問質問させていただきます。

1 番、町の行財政改革について。（1）、町内には現在27の行政区があります。その中には災害危険区域に指定され、居住できなくなった地域もあり、震災前のコミュニティーの維持が厳しい状況になっております。町は、今後の行政区の在り方及び集会所、消防屯所、ライスセンター等の再編、統合についてどのように考えているか伺いたい。

（2）、国で昨年秋に行われた行政事業レビューにおいて、被災地の自立を目指すという復興の考え方を踏まえ、一律に国が負担している現行制度の在り方について及び地域の状況に合わせて事業の対象地域を検討すべきではないかと審議委員から出されております。町は、今後事業計画を出される場合には、今まで以上に町の負担とランニングコストには配慮すべきと思うが、町の考えを伺いたい。

2 番、リフレ富岡跡地利活用計画の進捗状況について。（1）、昨年12月、物販施設整備に向けた事前準備として業務要求水準書作成の進捗状況を中間報告受けましたが、施設の方向性である町内居住者が利用し、誰にでも親しまれる施設を目指してに沿った内容で運営事業者との話し合いは順調に進んでいるか伺いたい。

（2）、令和6年度の温浴施設整備説明において、第1回目の5月23日と第2回目の12月13日では約7か月足らずの間に基本計画整備費と現行想定整備費が著しく増額になっているが、人件費、資材費等の高騰及びランニングコストに関する見積りが甘かったのか、原因は何なのかを伺いたい。

以上、ご回答よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 1 番、安藤正純議員の一般質問にお答えいたします。

1、町の行財政改革について。（1）、町内には現在27の行政区があります。その中には災害危険区域に指定され、居住できなくなった地域もあり、震災前のコミュニティーの維持が厳しい状況になっております。町は、今後の行政区の在り方及び集会所、消防屯所、ライスセンター等の再編、統合についてどのように考えているか伺いたいについてお答えいたします。初めに、行政区の構成範囲を含めた今後の在り方につきましては、毎年度開催しております行政区長会などにおきましてもご質問やご意見、ご要望をいただいているところですが、いまだ避難指示が継続されている行政区があることから、これらの避難指示が解除されるまでは現行の体制での行政区活動をお願いしたいと考えております。行政区の再編や統合などの議論につきましては、その後の住民の帰還状況などを総合的に勘案し、引き続き各行政区や町議会のご意見、ご要望を伺いながら、慎重に判断したいと考えております。集会所につきましても、いまだ避難指示が継続されている行政区や、避難指示解除後、住民の帰還が進んでいない行政区があることから、現状においては既存の施設を活用しつつ、住民の帰還状況や施

設の使用状況、各行政区や町議会のご意見、ご要望を伺いながら、状況に応じて施設の再編、統合等について検討してまいりたいと考えます。消防屯所につきましては、震災以前21か所あった消防屯所は現在13か所となっており、避難指示の解除時期と屯所の築年数、各班の団員数を考慮し、消防団と協議の上で再編等を行っている状況にあります。今後の新たな消防屯所整備計画としては、第2分団第1班の新夜ノ森屯所の新築工事を令和7年度に予定しているとともに、深谷地区を担当する第2分団第2班、小良ヶ浜地区を担当する第2分団第3班については合同屯所とし、令和7年度に実施設計、令和8年度に新築工事を予定しております。その他の再編につきましては、今後の状況を見ながら、消防力維持の観点から判断してまいります。ライスセンターにつきましては、各地区における機械利用組合が事業主体として整備し、震災以前は新田、原下、高津戸、大原、下千里、上郡山の6か所にありましたが、現在ライスセンターの機能を有する施設は原下ライスセンターのみとなっており、150ヘクタール分の米を調製するカントリーエレベーターを整備したことから、今後ライスセンターの活用はないものと考えております。

次に、(2)、国で昨年秋に行われた行政事業レビューにおいて、被災地の自立を目指すという復興の考え方を踏まえ、一律に国が負担している現行制度の在り方について及び地域の状況に合わせて事業の対象地域を検討すべきではないかと審議委員から出されております。町は、今後事業計画を出される場合には、今まで以上に町の負担とランニングコストには配慮すべきと思うが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。未曾有の複合災害から本日で14年となる中、今もなお多くの町民の皆様がふるさとを離れた生活を続けざるを得ない状況であることをはじめ、町内の生活環境や風評、風化の問題、町内には復興のステージが異なる地域が混在していること、復興の進展に伴う新たな復興事業の発生など、本町はいまだ多くの課題を抱えており、復興は道半ばであります。こうした中、ご質問の昨年秋の政府の行政事業レビューや国の復興推進委員会の下に設置されている第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループにおいて、復興予算の交付率及び対象地域の見直しや被災自治体による財政負担の導入などの議論がなされたことについて、私としましては、これまでの復興の経過や各事業の成り立ち、国を取り巻くいまだ非常に厳しい実態を全く踏まえておらず、被災者及び被災自治体の努力を軽視しているように感じ、到底理解することはできません。このため、去る2月26日に当該ワーキンググループ委員が原子力災害被災地の現地視察のため本町を訪れた際、私から、多くの町民の皆様が町外生活を余儀なくされている理由は、国が原子力政策を推進した結果発生した原子力災害以外の何物でもない。人口減少や過疎化などの全国的な課題と同様に議論されているが、本町をはじめとした原子力災害被災地は全く異なる要因で現在に至っている。委員においては国に対して、被災地の復興に最後まで責任を持ち、政府一丸となって中長期にわたり町の復興、再生に取り組むように意見をさせていただきたいと強く伝えました。福島復興再生特別措置法に明記されているとおり、今後も国が前面に立ち、原子力災害被災地の復興に最後まで責任を持って取り組むべきとの考え

の下、引き続きあらゆる機会を捉え、国に対して復興財源の確保と復興、創生に向けた総合的な施策の推進を求めてまいります。その上で、本町が今後復興施策をはじめとした各種事業を展開するに当たり、町発展のために真に必要な事業につきましては積極的に財政支出をする考えであります、その前段において事業規模の綿密な精査といったイニシャル面はもとより、将来にわたるランニングコストが町財政に大きな影響を与えないよう、事業計画をしっかりと検討しなければならないと考えております。町といたしましては、町収入の根幹となる町税はもとより、復興予算、一般予算を問わず、国や県の交付金、補助金の確保に全力を挙げながら、各種事務のスリム化や効率化を通じた事業の選択と集中を基本とするメリ張りのある予算配分を行い、健全な行財政運営を推進してまいります。

次に、2、リフレ富岡跡地利活用計画の進捗状況について。(1)、昨年12月、物販施設整備に向けた事前準備として業務要求水準書作成の進捗状況を中間報告受けましたが、施設の方向性である町内居住者が利用し、誰にでも楽しめる施設を目指してに沿った内容で運営事業者との話し合いは順調に進んでいるか伺いたいについてお答えいたします。町は、令和5年4月に避難指示が解除となった夜の森地区の地域復興を牽引し、中核を担う施設として物販施設や温浴施設を整備する方針を定め、昨年度より本格的に業務を執行しております。この2年間は、施設の整備方針や財政負担等を取りまとめた夜の森地区中核拠点施設基本計画を策定するとともに、今年度は運営事業者等の公募に向けた業務要求水準書の作成を進めており、基本計画等の作成に当たっては、類似施設の運営事業者に足しげく通い、事業運営の助言をいただきながら、繰り返し意見交換を行ってまいりました。町といたしましては、官民一体となって夜の森地区の復興を進めるという考えの下、産業復興の観点からの地域復興を深めてまいりましたが、いずれの運営事業者からも、持続可能な事業運営に当たっては人材確保の課題もあり、自治体の経営支援だけでは未来を見据えた事業運営に不安があるとの意見が多く、当地への進出については関心がある一方で、難色を示しているのが現状であります。このため、町は施設運営における経営支援策の再検討こそが事業者の誘致に向けた重点事項と捉え、12月議会全員協議会で説明いたしましたとおり、町が運営主体となる指定管理者制度の導入をもって事業者の進出を促すこととし、中長期にわたる財源調整を進めております。当該地区の復興に向けては、多くの時間や労力、町財政の負担が生じることになりますが、多くの企業が参画しやすい業務要求水準書の最終調整を行い、次年度の事業者公募開始を予定どおり実施できるように努めてまいります。

次に、(2)、令和6年度の温浴施設整備説明において、第1回目の5月23日と第2回目の12月13日では約7か月足らずの間に基本計画整備費と現行想定整備費が著しく増額になっているが、人件費、資材費等の高騰及びランニングコストに関する見積りが甘かったのか、原因は何かを伺いたいについてお答えいたします。町は昨年、施設の整備方針やその方向性、備える機能、建築費及び維持管理費等の財政シミュレーションなどを含む夜の森地区中核拠点施設整備基本計画を策定し、主たる施設利用者を町内居住者とする施設規模を掲げ、その整備費用として物販施設は約2億4,000万円、温浴施設は約4億5,000万円、その他の外構工事を約5億5,000万円の総額約12億4,000万円としたところで

あります。現行計画では、令和7年度に物販施設を先行しながら、引き続き温浴施設の運営事業者の決定を行うこととしております。先行整備を進める物販施設については、令和9年度内の開業を目指し財源調整を進めておりますが、温浴施設についてはさらなるイニシャルコスト等の削減に向けた再精査を行っている段階であり、両施設が開業に至るまでには最短で3年余りの時間を要することとなります。町としましては、整備に要する十分な予算を確保することが本事業に参画の意向を示す運営事業者等にとっても安心して施工、運営できるものと考えており、令和3年前半から断続的に上昇している資材高騰等を踏まえた建築物物価高騰率を基に、3年先を予測した上限予算額を確保することが必要と捉えております。このため、基本計画で示した整備費の約1.5倍となる額に加え、集客効果が期待できる大屋根の整備費や温泉井戸の廃止と新設に要する経費を追加するとともに、施設のZEB化を見送るなどにより、総額約24億7,300万円となったところであります。また、施設整備費が大幅に増額となったことを踏まえ、物販施設及び大屋根を含む整備に関しては、丁寧さと情熱を持って国や県との協議を進め、このたび物販施設等に充当する交付金の事業採択を受けたところであります。ご指摘のありました予測の甘さにつきましては真摯に受け止めるとともに、先行きが不透明な市場動向ではありますが、可能な限り精査し、今後の事業計画や予算確保等に反映させられるよう努めてまいりますので、議員のご理解等を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。

それでは、(1)、行政区の在り方について、令和5年5月、行政区長会役員との意見交換会を行っており、主な意見として、小規模な行政区では単独の活動が厳しい状況にある、役員をやっていただける方がいない、行政区としての活動に限界がある、区の合併も考えてほしいなどの意見が出され、一方町内居住者とのつながりづくりと行政区の関わりについても多く意見が出されております。町では意見交換内容のまとめとして、当面は従来の行政区の枠組みでコミュニティーを維持する必要があると結論づけているが、特定帰還居住区域となっている小良ヶ浜地区、深谷地区の本格的な除染が開始されており、町内全域の避難指示が解除された後、新しい行政区の枠組みを公表できるスケジュール感を持って考えるべきだと思いますが、町はどのように考えますか。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、現在はまだ避難指示が解除になっていない行政区がございます。ですので、議員が今おっしゃったとおり、そちらの避難指示が解除になった後に住民の帰還状況ですとか、あと行政区のご意見やご要望、あと議会の皆様からのご意見等をいただきながら、総合的に判断したいと考えております。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 続いて、消防屯所の現状と今後の考え方について、先ほど町長答弁にあったことの繰り返しになりますけれども、震災前は21か所であり、現在は解体が進み、11か所で活用しておりますが、新夜ノ森ともう一か所、小良ヶ浜、深谷地区の中間に統合して建て替える予定なので、町全体としては最終的に13か所になる。大体そういう考えでよろしいのでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 町長答弁にもありまして、また今議員からもご質問いただいた内容で、解除になるのを見据えて小良ヶ浜、深谷につきましては合同屯所を設置するという考え方で今後進める予定でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 続いて、ライスセンターについて質問いたします。

ライスセンターについては、震災前6 か所ありましたが、現在の利用は2 か所のみであり、今後はカントリーエレベーターの利活用を図る。それで、ライスセンターについては町からの補助金は入っていない、そのような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今議員からありましたライスセンターの点について申し上げたいと思います。

まず、既存にあった、震災前にあったライスセンターであります。全部で6 か所ございました。うち4 か所が解体という形になりまして、1 か所がその機能を有している施設、地区でいうと一番最初に農業をスタートした原下ライスセンターでございますが、そちらのほうスタートしています。もう一つについては、建屋自体はそのまま残しており、ライスセンターとして機能は有していない建物ということで、大原のライスセンターが残っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 続いて、（2）に移ります。復興庁での行政事業レビューにおいて、被災地の自立を促す発言が出されたのを重く受け止めるべきだと私は思います。国の復興事業見直し議論はそのまま適用されず、政府では第2期復興・創生期間の5年間の事業規模について1兆円後半とすると明言され、一応安堵はされましたが、国民代表である有識者の発言を尊重し、本町においても今後予定している事業については、震災前にあったからとか町民の要望のあった施設だから造りたいという考え方ではなく、より一層の検証を行い、財政負担にならず、町の復興にとって優先順位が高いか等について考慮するとともに、一方ではソフト面でのサービスの充実についても検討すべきではないかと考えますが、町長の考えを聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今議員ご指摘というか、ご質問のとおりだと思いますが、あくまでも行政事業レビュー等に関しましては、これについてはかなり私としては遺憾だと思っております、本当にこの原子力災害というのは国が責任を持って行うべきという点については変わりありませんが、行財政のシミュレーションをしていくと、やはりこれから基金とかが減っていくことは間違いないと考えていますので、ここは入るを量りて出づるを制すというような言葉があるのとおり、そういうふうにしっかりと検討しながら進めていきたいと思っております。そのためには国に対して我々の収入を減らさないように努力をしていく、それから我々が支出をするためには慎重な考えを持って、シミュレーションをした上で支出をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 町長答弁の中にも国の原子力政策が原因であると、これは私も全く同じ考えです。ただ、復興の在り方について、施設を要望があったからぽんぽん建てるという考え方から、やはりソフト面での充実、こういうものにシフトというか、方向転換していくべきではないかと、そういう質問の意図があります。これ1つ例にとって言わせてもらいますと、令和6年度の富岡町住民意向調査、この中で既に富岡町に住んでいる、戻りたいと考えている、まだ判断がつかない、この方々が町に期待している施策の第1位は医療機関の拡充であります。将来的には県立大野病院まで通院できるようデマンドバス運行事業、こういったものを拡大、充実すべきだと私は思います。というのは、やはり高齢者になると運転免許を返納したり、隣町まで運転していくのもなかなかやりづらいと。そういった中で、65歳以上は無料にするとか、妊婦は無料にするとか、障がい者の方は無料で乗れるとか、そういったところに力を入れて予算配分をすることも考えてほしいなと考えますので、その辺はどのように考えるかご答弁願います。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） お答えいたします。

令和11年度を目標としてこれから県が整備を進めます双葉地区の中核的病院、こちらがやはり郡内で本当に中核をなすような病院という位置づけとなりますので、町といたしましても、現在町内を中心にデマンドバス等が運行されておりますが、その辺りの拡大について、県であるとか近隣町村であるとか、あるいは現在デマンドバスを運行しておる中心となっております産業振興課等々、各関係機関と今後その辺のところの検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど産業振興課と名前が出てきましたので、デマンドバス関係について話をさせていただきたいと思います。

これまでデマンドバス、震災後、町で運行してまいりました。週4日であります、年間当たり2,900万円ほどかかっております。これをさらに1週間、7日毎日やりましようとなると、単純に計算した場合、やはり5,000万円近くかかるという部分でございます。このデマンドバスを継続するかという点と、もう一つ考えられるのは、タクシー補助という部分も考えられるのではないかとということで現在議論しております。既に県内はじめ全国的にもバス運行事業者の人手不足というところがありまして、その料金関係のほう何とかしようかということで今詰めているところでございます。令和7年度となりますが、こちらのタクシー関係の補助についてもしっかりと検討させていただき、今ほと言った交通弱者への支援等々については検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 行政事業レビューないしは被災者の自立を求める声について、補足してご説明といたしますか、ご答弁させていただきたいと思います。

まず、今そういった行政事業レビューで被災地に対して厳しい声が出ているというところについては、もちろん承知をしているところでございます。ただ一方、私どもまだ帰還困難区域も残る中で、また人口が15%程度しか残らない中で、当町としては現時点でそれが議論されるべきではないと考えていると、そういったことがまず一つの事実でございます。一方、外部有識者という方々が、国の方ではないということで国の意見ではないと認識はしておりますが、そういった外部有識者の方からそういったお話が表立って出るということ自体が被災地に対する風化というのが進んでいるのではないかなと、非常に私どもつらい思いをしているところでございます。まず、国に対しては、先ほどの町長の答弁からもございましたとおり、福島特措法の趣旨にのっとり、社会的責任においてしっかりと復興を進めていくと、そういった前提に常に立ち戻りながら施策を検討、施行していくというところを引き続き求めてまいりたいと思います。一方、自立をという声というのももちろんあるというところも存じ上げておりますが、あくまでこの原子力災害というのは当町は被害者でございます。国が前面に立って復興させると、そういった位置づけは今後も変わらないと。いつまで求めていくのかというところについて、時間的な終期、いついつまでというものではなく、当町が抱える課題の要因が原子力災害であるかどうか、そこが明確な場合は、そこの課題があり続ける限りはしっかりと国に支援を求め続けると、そういった姿勢がぶれてはいけないものかなと思っております。

最後に、事業の優先順位や将来の財政負担のお話しでございますが、まずハード整備、ソフト整備、やはり町の復興にはいずれも必要かなというところではございます。ただ、議員お質しのとおり、箱物というのはやっぱり最低限必要かなと思うのですが、そのイニシャルはもちろんランニングコストの後年度負担、そういったところの影響というのをやはりしっかりと検討した上で動き出さないといけないというところがハード、ソフト共通の認識でございます。その一方で、手持ちの財源といいいますか、そこを気にするあまり貯金を減らし続けるだけの町政運営ですと町の魅力が減ってしまうと、勢いが縮小してしまうと、そういう循環を生んでしまいますので、発展に資する取組については5年、

10年先を見通した上で、しっかりとシミュレーションをしてコストをかけていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） やはり財政を考えたときに、先ほど町長が言った格言、ごもっともかなと思います。やはり出づるを制するというか、出るを抑える、これは当たり前です。ですから、先ほどの産業振興課長の答弁のように、デマンドバス運行事業、現在2,900万円で予定していますけれども、これを台数を増やしたり、あとは曜日を増やすとか、町内一円を隣の大熊町まで延ばすとか、これはお金のかかる話です。ですから、ぼんぼん、ぼんぼん大きくしてくださいとは、ただ単にそういうふうに言い続けているわけではなくて、今ある事業を精査したり、スリム化したり、そういったことをやりながら、やはり予算を捻出して、そして本当に必要なところにつけると、そういうことをもうそろそろ考えていくべきではないかと。これは、宮川副町長の答弁にも当てはまるかなと思うのですが、私たちは被害者であることは、これは間違いないです。これは私もそう思います。だからといってと言うと批判を浴びるかもしれませんが、やはりハード面の整備は、もう被災があってから今日で14年が過ぎて15年目に入りますよね。学校も病院もショッピングも特別養護老人ホームも、いろんな施設ができました。やはり今後は施設に重点を置くのではなくて、ハードに重点を置く被災地の復興の在り方、こういったものも考えるべきではないかと。私は、行政事業レビューについて、風化しているとか、そういうふうな、国民目線だからごもっともだとか、そういう考えもありますけれども、そういうふうな言葉が出てきた。今までは出てこなかったのです。出てきたことにやはり真摯に受け止めるべきだということを申し上げたいと思います。

それでは、次の内容について質問しますけれども、富岡町中期財政計画の説明によると、経常収支比率の推移が令和元年100%、令和2年100%、令和3年91%、令和4年85%になっており、財政の弾力性が低く余裕のない状態にあります。ちなみに、自治体の経常収支比率は70から80%が望ましいとされています。本町において現在の財政状況が継続した場合に、町勢振興基金や廃炉交付金等、経常経費に充てられる財源がなくなり、経常収入以上の経常支出が恒常的になる見込みだと説明を受けました。そこで、提案させてください。財政規律の健全性を保つため、財政運営の基本原則や計画的な財政運営に関する事項等を定める財政健全化条例を定めるべきではないかと思いますが、どのように考えますか。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

財政健全化条例につきましては、制定している自治体もございます。中身を拝見して、私としてはそういった条例を制定する考えはございません。その代わりと言ってはなんなのですが、以前全員協議会でご説明させていただきました、計画期間を5年間とする富岡町中期財政計画を本年度策

定いたします。その中で、財政健全化の維持をするためにいろいろな提案をしておりますが、先ほど議員からお話あった事業選別化、あれもこれもではなく、あれかこれかで優先順位をつけて事業を重点化する。それと、スクラップ・アンド・ビルドの徹底です。新規事業を立ち上げるのであれば、既存の事業、もう役目を終えた事業ですとか効果の薄い事業、事業効果を検証した上で効果の薄い事業についてはもうスクラップしてしまう、そういったことの徹底。あと、歳入のほうでですが、基金の運用といたしまして、主要基金、財政調整基金については年度末の保有額40億円を堅持する。それと、主要な基金であります町勢振興基金と特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金、通称エコ基金でございますが、これら2つの基金につきましては毎年度の基金繰入金、取崩し額ですけれども、その上限を3億円と設定して計画の中に明記しております。この計画に基づいて、これらを徹底して財政健全の維持を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 条例の制定は考えていませんと、しかし中期財政計画において細かく吟味すると。私がここで心配したのは、この中期財政計画、これの説明だと令和6年度から令和10年度までの5年間なのです。5年でこれ終わってしまうのではなくて、その後はどうなるのということも心配なものだから、この質問させていただきました。一旦立ち止まって、また新たな中長期を設定するのか、その点も聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

まず、財政健全化に関する条例制定する考えがないというのは、抽象的なものなのです。これ条例で制定するまでもなく、当然やるべきことを明文化しているだけ。ほかの自治体のを見させていただいたのですけれども、例えば市は将来に責任を持ち、持続可能な財政構造を構築するとともに、透明性の高い財政運営を行わなければならないとか財政健全化に努めなければならないと、こういったあまり効果的なものではないということで、私は制定する考えはないということでございます。それで、財政計画、もちろんこの5年間で終わる考えはございません。その間に現状を踏まえての見直しをかけた上で、5年後にはさらにまた新たな計画を立てる考えでおりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） それでは、大きい2番に移ります。2番の（1）、業務要求水準書作成業務として物販施設運営の事業者ヒアリングをコンビニ2社、スーパー3社と行っておりますが、ここで最も注意すべきことは品ぞろえにあると思います。コンビニ型の得意とするものとスーパー型では、肉、魚、野菜を中心とした生鮮食品、日用品の品ぞろえに違いが出るのではないかと心配されますが、町民のニーズに応えられる施設になると自信持って言えるでしょうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、物販施設を整備するに当たってのそもそもの根底にあることを申し上げますと、歩いて行ける買物環境を整えていくのだということがまずコンセプトであることはご理解いただきたいと思います。その上で申し上げれば、今ほど申し上げた品ぞろえ、スーパー、コンビニ、全然業種が、業態が違いますので、その点でございます。この点についても、町長答弁のとおり足しげく通った中で様々お話を伺わせていただきました。例えば食品スーパー関係で申しますと、その中核商品となるのが生鮮食品や惣菜でございます。これは、店内で加工することが生命線を握っておりまして、その加工していく人材という部分を確保できるかというところが大きなポイントになっております。ここが一番難しいのではないかとというのがスーパー業界からの話を受けております。一方で、コンビニ業界にも話をさせていただきましたが、これまでコンビニとは何ぞやという話になっていくと、便利な立ち寄りどころという形のスタンスだったのですけれども、コロナ禍以降は立ち寄るのを待っているのではなく自ら客を取っていくのだということで、大幅に考え方が変更している部分はお話を伺いました。近くにあるお店の中では惣菜、それから生鮮三品、野菜、肉、魚を含めて販売することということもだんだんシフトチェンジしているという部分ありますので、スーパーに限らず、コンビニに限らず、町に来ていただけるように話を詰めているという部分でございます。もっと言いますと、品ぞろえ関係で言えば、私の経験上申し上げます。平成29年に避難指示解除される前に販売、食品関係のほう取り扱っている業者と一緒に町内の準備宿泊者の訪問をさせていただいて、どんなものが必要ですかねという話をさせていただきました。その際は、皆さん多様でございますので、肉が欲しい、魚が欲しい、いろいろあったのですけれども、共通して言えたのは、まだ単身でいるので、量は少なくしてほしいのだという話は共通して話があったところでございます。それを踏まえて、さくらモールとみおかが平成29年の3月にオープンした段階では結構小さめのバックが多かったと思いますが、その数週間後にはファミリー向けの大きなサイズに変化してございます。これは、企業のリサーチ力だと思っておりますので、オープンした後、これが欲しい、あれが欲しいと言う前に、まずリサーチ力を高めていただくということが企業努力だと考えておりますので、まずスーパー、コンビニに限らず、出店していただける企業と広く話合いをしたいと考えてございます。現状はこのような状況でございました。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 今、課長答弁で、業者の方とどういった品ぞろえを希望されますかと、そういう調査はしましたということで一応安心はしましたけれども、やはり心配されるのは、隣町にもいわき市で数多く店舗を出店している食品スーパーが進出してくることが決定しています。夜の森地区町民の方がそちらに流れていって、富岡町が計画している物販の経営が成り立たなくなってしまうのではないかとという事態が危惧されますが、町はその辺の心配はお持ちでしょうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 当然商品を購入する側、消費者側からいうと、多くのものが集まっていると、いろんな種類があって安いところには皆さん足しげく通うかと思っております。商圈の範囲、一般的な話をさせていただければ、コンビニですと大体徒歩10分圏内がターゲットになっていると。一方で、スーパー関係になってくると、食品スーパーに関しては大体1キロから2キロというところが範囲に当たって、その方々をターゲットにしようというのがコンセプトでございます。当町におけるさくらモールのほうも公設民営型で進めておりまして、今般自立の補助金採択いただいたときにも問答があったのですけれども、さくらモールがあるのに夜の森に必要ですかという部分でいろいろと審査をされました。その際、さくらモールの商圈は今ほど申し上げた範囲からはかなり離れていますということになりますと、隣にあるからとか町内にあるからというわけではなく、その地域に必要だという点で説明させていただき、それで採択をいただいたところであります。客が流れるおそれは当然あるかと思えます。それに負けないように競争力をつけるというのが民間の力だと思っております。その点についてもしっかりと運営事業者と話をさせていただければと思っております。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） ありがとうございます。

それでは、続いて指定管理料についてお尋ねします。指定管理料、年2,000万円については、5年ごとに見直しをして可能な限りランニングコストの削減を図るとありますが、5年間の間に赤字が続き、店の運営が厳しくなっても、途中での契約内容変更は行わず、町からの持ち出しはしないのか、その辺の考え方を教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、指定管理料の設定でございますが、今考える金額として物販施設だと2,000万円、それから温浴施設だと7,500万円という金額をはじかせていただいております。それは、あくまでも3年後のシミュレーションの中の財政のシミュレーションの中で出てきた数字でありまして、実際動いてみないと分からないというのが正直なところではありますが、私ども町執行部としてはそれがアッパー額、上限額だと考えておりまして、今ほど企業とも話し合いしている中では、ここまでという形で話をさせていただきます。上げ膳据え膳ではいけないと思っています。企業の努力も必要だし、町の支援が必要だと思っていますし、その2つがあって初めてその地域での振興がなっていくという考えでございますので、2,000万円、それから7,500万円という金額は上限額として町は考えながら、それに対応できる企業の募集を受け付けたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 厳しい決意というか、それを聞かせてもらいました。それで、さらに聞かせてもらいたいののですけれども、もし万が一、一方的な契約の解除というのはあり得ることなのか、もしあるとすればどういう場合なのか、その辺を聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 一方的な解除、こちらが町側が言うことなのか、企業から言うのかという形になってくるかと思いますが、その事例についても様々全国的な話を調べさせていただきました。指定管理制度という形が導入されて結構長く続いておりますが、地域においては住民サービス、それから財政、この両輪を持っていくのだという話がどうしても財政に重きが向いてきて、財政がこれ以上出せませんという形になってくるとサービス提供ができない、では事業を撤退するという事例も数多く見られております。そういうことがないようにしなければいけないと思っておりますが、そのバランスというものをしっかりと考えなければいけないと思っております。これは、企業の努力をちゃんと引き出すという町側の使命もあるかと思っておりますので、しっかりと詰めてまいりたいと思います。撤退がないとは言いきれない部分が非常に難しい、悩ましいところであります。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） それでは、（2）に移ります。温浴施設設備に関する町のスタンスは、D B O方式により公募型プロポーザルにて実施する。資金調達は町が行い、建物の所有権は町であり、これを無償にて貸し出し、運営は民間が行う。町からの手出しは行わない。また、温泉井戸については現在不具合が生じているが、これを修繕するか新しい井戸を掘るかの判断は運営事業者が決め、自己資金にて行う。この問題のスタート時には、このような説明を受けていたと私は記憶しているのですが、どうして極端に変更になっていったのか、その辺を竹原副町長から説明を求めたいと思います。

○議長（堀本典明君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

こちらの夜の森中核拠点として、若干、今年度当初からは遅れることにはなるのですが、温浴施設、町長答弁にもありましたとおり、前回12月のときに全員協議会で報告した金額が、その前に報告しておりました額の約1.5倍以上になっておりました。こちらにつきましては、それまでの経緯としまして、D B O方式の前に企業が来てできないか、いろんな検討をしておりました。その中で、企業として、ある企業がトータル的にホテルも造ってやればそちらの財源を充当し、ある程度できるのではないかという、そんなお話もありました。ただ、それは正式な話ではなかったと私は記憶しております。そういういろんな方向を考えてきて、方向を持ってきて、現在、前回の12月の段階でD B O方式という形で方向を決めていった。いろんな方に参入していただいて、オペレーションまで含めたD B O方式。その中で、今回の全員協議会で上がった経緯についていろいろ想定したところ、各業者からの聞き取りで上がってきたのが物価高騰、こちらのほうですね。ただ、我々もただ業者から聞いただけでなくて、それを精査するということで、今現在物販については進めておりますが、温浴施設については精査と、あとは財源として次の財源、物販については国の財源がつくことになりましたが、温浴についても国の財源がつかないかということで、今財源についても検討しているところでございます。経緯としましては、物販は今進めておりますが、温浴については前からの経緯もありまして金額がかなり上がってきておりますが、そちらの件についてはいろんなことを考えてきた経

緯があって、温浴施設を中核拠点として造っていきたいという流れの中の一つとして、そのような形で今経緯として上がってきているのかなと思っていますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。今の副町長の答弁、財源についても国からという、私らが問題にしているのは財源の中のイニシャルコストだけではないのです。ランニングコストもものすごく、7,500万円というのは普通の金額ではないので、その辺はやはり基金を取り崩せばいいとか、廃炉交付金の名前なんかも載っているようですけども、それは別のほうにも使える財源ですから、やはりこれはこれだけで国からもらえる財源でやるべきだと思いますし、そういったところでランニングコストにも力を入れてください。

それと、この町の説明で、先ほどから1.5倍、1.5倍って言いますけれども、前回説明がなかったと私は記憶しているのですけれども、設計費と温泉井戸整備費、これで4億4,200万円が上がっています。ですから、最終的には20億円どころではなくて、24億円、25億円の話になりますので、その辺も説明のときには諸経費の部分も、やはりあとは温泉井戸の場合には、また大きい震度4クラスが来れば、地下700メートル、800メートルの軟らかい層がまた不具合が起きる可能性もありますので、井戸を復活させる場合はそういった先々のことまで想定したような話合いもしてほしいなと思いました。この問題は、今回当初予算に上がっていませんので、この辺で、別な角度からやらせてもらいます。

指定管理料の考え方についてお尋ねします。損益分岐点を超えないよう設定すると説明資料にありますが、分かりやすく平たく言うと、温泉事業者が損をしないように7,500万円まで町が損失を補填するから、その範囲内で事業を行ってください、私はそのように聞こえるのですけれども、内容的にはそういう意味でよろしいのでしょうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 町の考え方を申し上げたいと思います。町が公の施設で整備しなければいけないという部分は何かを考えますと、まず民間ができることは民間がやるべきだというのが町の考え方でございます。その中で、夜の森地区においてその動きがまだ見られていないという部分は、町がこの物販施設と温浴施設を整備しなければいけないという考え方になってございます。指定管理というものは何ぞやという部分は様々出ておりますが、一番私がしっくりきた言葉は、公の施設は政策目的の達成のために設置するものだという部分でありまして、その目的は今回でいいますと、産業振興の部分からしっかりと夜の森地区を復興していくのだという部分でございます。全てにおいて町が業者に対し、指定管理料として満額払うということになりますと、それではあぐらをかいてしまうと私も思っております。となれば、必要最低限の損益とんと言われている部分について、しっかりと町はフォローしますが、その売上げについてはしっかりとその地域で根づいていただき、稼いでいただくという企業努力が必要かと思っています。集客にせよ、例えば商品を安くしていく、こ

ういうイベントを開催しますという部分は企業努力だと思います。しっかり稼いでいただいて、富岡町の財政負担もまた見直していくというのは、指定管理料は見直しが付き物ですので、やっていきますが、お互いに頑張っていきましょうという、握手しながら進めていこうというのが町の考え方でございます。今議員がご質問なさっていただいた部分は、ある意味当たっている部分ありますけれども、それ以上に企業の努力を引き出すというのが町の考え方でございます。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 原発事故前には人口約 1 万 6,000 人、現在は届出居住人口約 2,600 人となっております。電源立地に係る交付金はいずれなくなるなど、税収は厳しくなることが想定されます。加えて、今後公共施設等の老朽化対策が必要となり、中長期的には難しいかじ取りが求められる中、多額の町負担を伴う事業の必要性について、町長の考えをお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 先ほど産業振興課長からもあったようにスクラップ・アンド・ビルドとか、そういった意味では必要ないものとか活用しないものについてはスクラップしていくと。しかし、それだけでは住民サービスが整わないというか、行えないような状況も出てくるかと思っています。そのためにはやっぱりビルド、つくることも必要かなと考えておりますが、いずれにしても財政等にらみながら、慎重に慎重さを重ねながら進めてまいりたいと思っています。あくまでも住民サービス、それから 1 万 6,000 人だったのが今 2,600 人ですので、インフラの運営に関しましても 1 万 6,000 人分のインフラを 2,600 人で賄うのは到底厳しいということも言えますので、その辺につきましては国からの補助金、交付金等を充当できるようにしっかりその辺の考え方を国に伝えまして、あくまでもこういった状況に陥ったのは国の責任ということをしっかり考えていただいて支援をしていただくというふうに思っておりますので、そのようによろしくお願いいたしますと思います。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 最後になりますが、このたびの一般質問におきまして、所管の職員の方には資料請求など大変お世話になりました。ありがとうございます。

これもちまして私の一般質問を終了いたします。お世話になりました。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

10時55分まで休議いたします。

休 議 （午前 10 時 43 分）

再 開 （午前 10 時 54 分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

続いて、6 番、高野匠美君の登壇を許します。

6 番、高野匠美君。

〔6 番（高野匠美君）登壇〕

○6 番（高野匠美君）　ただいま議長より発言の許可をいただきました。通告に基づき一般質問いたします。

1、高齢者が安心、安全で自分らしく後半生を送るための支援についてという質問です。当たり前ですが、誰もが毎年1つずつ年を取ります。今若い方もいずれは高齢者になります。だからこそ高齢者支援策を整備することは、若い世代が将来に関心を持つためにも大切です。高齢者の生活を支えることは、家族や地域のコミュニティーを支えるということにもつながります。そういった意味で、本日は高齢者支援について質問させていただきます。

1の（1）、高齢者の方々が生きがいを持って自分らしく老後を過ごせる対策について、町としての考えを伺いたい。

（2）、独り暮らしの高齢者が増え、さらなる見守り活動が重要と考えるが、町ではこの対策についてどう考えているのかお伺いします。

（3）、自立して生活することが困難になった独り暮らしの方が希望の施設に入所できない場合の対応や対策について町はどのように考えているか。

以上について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（堀本典明君）　6 番、高野匠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君）　6 番、高野匠美議員の一般質問にお答えいたします。

1、高齢者が安心、安全で自分らしく後半生を送るための支援について。（1）、高齢者の方々が生きがいを持って自分らしく老後を過ごせる対策について、町としての考えを伺いたいについてお答えいたします。本町の高齢者福祉及び介護保険事業においては、令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とする富岡町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の基本理念である、人とつながり、地域で支え合い、健康で自分らしく暮らせるまちとみおかの実現に向けて各種事業を実施しているところです。本計画には6つの基本方針があり、相談支援体制の強化、充実や地域で支え、安心して暮らせる仕組みづくり、介護予防、健康づくりの推進など、ご質問いただいております取り組むべき事項を掲げております。こうした理念及び方針の下、高齢者が心身の健康を維持し、その有する能力に応じ、生きがいを持ちながら自立した日常生活を営むことができる仕組みを町、社会福祉協議会、高齢者等サポートセンターなどが連携してつくり上げ、福祉、介護、医療の各分野における相談及び適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、（2）、独り暮らしの高齢者が増え、さらなる見守り活動が重要と考えるが、町ではこの対策についてどのように考えているかについてお答えします。本町の見守りや訪問活動につきましては、地域包括支援センターや民生委員、社会福祉協議会、生活支援相談員による訪問相談支援のほか、町

内においてはトータルサポートセンターの配食サービスや防犯対策としての消防団、民間委託によるパトロールなど、様々な取組を行っているところです。また、21事業所が参加する見守りネットワークに加え、昨年11月には物流事業者との包括連携協定を締結し、町民の皆様の安心、安全に関する見守りや情報提供をお願いするなど、多くの事業者様にもご理解、ご協力をいただいております。高齢者の訪問の際には、生活リズムや体調面に配慮し、日常生活での困り事等の聞き取りを行い、自宅に引き籠もりがちな方には交流サロンの案内や緊急連絡カードの作成をお願いするなど、高齢者の状況把握に努めるとともに、それぞれが知り得た情報を整理し、迅速な情報共有と支援の在り方を検討しています。今後も連携強化とよりよい体制づくりを心がけ、高齢者の皆様が地域の中で安心して健康に暮らしていけるよう努めてまいります。

次に、(3)、自立して生活することが困難になった独り暮らしの方が希望する施設に入所できない場合の対応や対策について、町ではどのように考えているかについてお答えします。自立して地域で生活することが困難になった高齢の方々が入所できる施設は、養護老人ホームや特別養護老人ホームなど幾つか種類はありますが、入所要件の違いにより希望する施設に入所がかなわない場合があります。また、こうした制度上の理由以外にも、ご本人が望む施設が住み慣れた地域や家族の住まいに近いといった地理的条件や、施設が提供しているサービスと希望する支援の不一致、経済的な事情なども希望の施設に入れない理由となり得ると考えます。地域包括支援センターや介護事業所においては、ご本人様の心身の状況や必要なサービス、現在の生活の状況などを勘案し、ご本人にふさわしい形態の施設の中から希望条件の優先度を尊重しつつ話を伺い、希望条件に近い施設に入所できるよう調整しています。町内の入所施設は、特別養護老人ホームのみでありますので、広く情報を集め、在宅生活が困難となった高齢の方々が安心して生活できる施設を見つけられるよう努めてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。とても気になっている町の計画がありまして、第8期の計画ですけれども、答弁の中にも書いてあるような内容でありましたが、いろんな計画書を町は出しますが、出す一方だけで、後のちゃんとした検証、実績、検討、反省点、そういうお答えというのとはなかなかもらっていないのです。それで、私はお聞きしたいのですけれども、この介護保険事業の基本理念である、みんなとともに支え合い、心身ともに健康で安心して生活できる“地域共生と健康長寿のまちとみおか”を挙げております。それで、その中で3つの共通する目標を設定しております。目標1、高齢者と共に支え合う地域づくり、目標2、高齢者が元気で活躍できる地域づくり、目標3、高齢者が安全、安心に暮らせる地域づくり。そこでお伺いしますが、それぞれの目標の達成のために施策や取組、それによって成果などはどのようにになっているか、町でどのように受け止めるかお聞きします。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 計画に対する検証、それから皆様へのご周知というところにつきましては、検証などにつきましては介護運営協議会ですとか、そういったところで検証し、計画に沿った内容となっているかどうかというものはご意見を頂戴しながら、新しい計画づくり、また実際の事業運営に参考としているところでございます。おっしゃるとおり、皆様にはその検証の内容が行き渡っていないというのは、今まさにそのとおりだと思ったところでございますので、そういった部分については、皆様にも知っていただくような機会をどのようにして設けるかというようなことは考えてまいりたいと思います。

また、実際、では計画はどうかというところではございますけれども、残念ながら全てが計画どおりにいくということではございませんが、高齢者福祉計画、介護保険事業計画につきましては、おおむね現状を考えますと、達成できているのかなというところでの検証はしているところでございます。現在は第9期計画、本年度からこの計画に基づいた事業運営をしてございますけれども、議員おっしゃられた第8期の計画の理念は引き継いだものとなっており、継続した必要な高齢者支援を行っていくという大前提には変わりはありませんので、今後もより充実したものとなっていくよう努めてまいりたいと考えます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。こういうふうに計画というのは、やはりそんな二、三年ではというような、実施はなかなか難しいでしょうけれども、でもやはり一番はそこでまずかったなという反省。反省というのはやはり重要になるのではないのかなと思うのですけれども、今までの介護の計画の中で、これちょっとまずかったなというような事例があれば教えてほしいのですけれども、それほど感じないのだったらいいです。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 大きくは、まずかったなというところは計画に対してはございません。ただ、事業の一つ一つにつきまして、もうちょっとこういうことができたかなとか、そういったところはよく職員間、あるいは協議会の中でも共有し、その改善をしようとか心がけているところでございます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 私としては、高齢者を支えるための取組だけではなく、高齢者の割合、富岡町内の高齢者は、今65歳以上の方は1月31日付で720人です。これからまだ増えるということですよ。ね。その中で、やはり持続可能な社会を築いていくための考え方や取組が位置づけられていると思うのです。そして、高齢期の就労に向けた多様な施策や環境整備に関することや、独居高齢者の地域のセーフティーネット機能を高め、多様な人材の参入、中高年齢者や外国人なども、地域の関係者と一層連携した取組は必要だと考えますが、町としては地域共生社会を構築するための指針となるものは

どのようなことだと受け取っておりますか。伺います。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） まず初めに、高齢者の皆様が地域の中で生きがいを持ってというところに関してなのですが、その生きがいを保つために福祉課として重点を置いておりますのが生きがいづくり、介護予防、それから健康長寿という視点に立つということです。まず、要支援にしても、そういったほうに移行しないように、または現在介護状態にある方もこれ以上重篤化しないようにというところで、それらを防ぐための事業を展開しているわけでありましてけれども、例えばそれらの一環が見守りであったり、そういったことにもつながってくるものと考えております。また、いろいろな方の参入、外国人を含めたという部分でございますけれども、いろいろなところでサロンですとか、あとは交流事業などは展開しているつもりでございます。ただ、参加する範囲がまだまだ限定的であり、先ほどの答弁にありましてとおり、ひきこもりのような方もいらっしゃるのも事実でございます。そこはかなり問題視はしているところでございますので、なるべく多くの方、できれば全ての方にそういった表に出てきていただく、交流を持っていただくというような社会にしたいとは考えておるところでございます。それが恐らく議員のおっしゃる共生社会を実現することによって、自然と出来上がるのかなと考えておりますので、共生社会を意識した事業展開などにも力を入れていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。やはり高齢化社会において、制度、分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の様々な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとにつながると考えております。住民一人一人の暮らしと生きがいが地域をつくっていくと私は思っております。改めて、礎でもある自助、互助、公助の精神を見詰め直し、町民一人一人が我が事として地域福祉に関わり合いを持てるように、高齢者福祉計画へ新たにまた取り組んでほしいと思います。それはお願いです。

次に、2について、これも重要なのですが、見守りについての質問をさせていただきます。ここで私、つい最近あった話をさせてください。今年2月に郡山市の復興団地にお住まいの方がお風呂の中でお亡くなりになっていました。2日間その状態でした。何とも言えない悲しい出来事です。避難先での孤独死、孤立死が前々から聞かれております。避難されてからもう14年、高齢者の方々にもいろいろ変化があります。独り暮らしの高齢者も増えています。

そこで伺いますが、避難先での見守りはどのような取組や対応をされているのか。今回の事例だけではないと思います。前々からそういうことがありました。そういうことで、今までやってきた対策、取組というのはどうなのか改めて聞きます。できればいわき、郡山支所の所長にもご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 私もその痛ましい事故、もちろん承知しており、残念であるというところでございます。見守りという点でございますけれども、県外におきましては、その避難先での社会福祉協議会ですとか、そういったところにご協力をいただくというのが大きな活動とはなってございます。県内におきましては、富岡町社会福祉協議会の管轄で参りますと、郡山支所は中通り、それから会津を含めた地域を担当しており、浜通りにおきましてはいわき支所、それから相双地域におきましては富岡町社会福祉協議会、それと私どもというところになってございます。それぞれ県内におきましては、まず初めに郡山社会福祉協議会が県として強化に当たり、富岡町社会福祉協議会と連携して訪問活動などを実施しているところでございます。それから次に、若干の時間差でいわき市でも全体でやっていこうというような協議会が発足しておるところで、県内においては、完全とは言いませんけれども、充実してきている状況にあると認識してございます。今後は、その連携をいかに有効的なものにしていくかという課題がありますけれども、まだ発足して時間がたっていないということで、今はよりよい方向を探りながら事業を展開しているというところでございます。

○議長（堀本典明君） 郡山支所長。

○郡山支所長（佐藤邦春君） 郡山地区の見守り活動につきましては、高齢者が地域で安心して暮らせるように、富岡町社会福祉協議会郡山支所の生活支援相談員あるいは町の保健師、地域包括支援センターの職員が中心となって、避難先の住宅や高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯、障がい者や要介護世帯等を訪問して安否確認、健康状態の把握、孤独感の解消、生活上の支援状況の確認等を行っております。また、月1度なのですけれども、郡山支所におきまして、富岡町社会福祉協議会あるいは地域包括支援センター、健康づくり係等と情報を交換して、その共有と対応について話し合っている状況でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） いわき支所長。

○いわき支所長（猪狩直恵君） いわき地区におきましては、多くの町民の方が避難されておりますので、地域包括支援センター主催の情報共有を目的とした合同会議、こちら支所を会場に月2回開催されておりましたので、支所長、次長、住宅支援係長、富岡町社会福祉協議会いわき支所職員、そして相双福祉事務所の保健師が参加するなどしまして、情報の共有とともに、個別の事例検討をしながら支援方法を検討しております。また、富岡町社会福祉協議会が実施しております家庭訪問時に困り事の有無を声かけしてもらい、状況把握に努めているところです。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。地道に民生委員をはじめ社協の方、ありがたく思います。ただ、訪問して拒否されるという方もいらっしゃるですね。一回拒否したら、もう富岡町

のあるところは、名簿から削除されてしまうのですけれども、人って5年も過ぎたら、また状況が変わってきているはずなのです。まずは、いわき市とか郡山市でそういう拒否されている方に対しての訪問というのはどのようにされているのか。もうそこで終わりにしているのかお聞きします。

○議長（堀本典明君）　いわき支所長。

○いわき支所長（猪狩直恵君）　そのような情報を、社会福祉協議会から支所に連絡が来ますと、支所ではその方の状況確認というところで、加入している保険から診察記録でしたり、あと窓口に来所される際に状況確認をするなどして、できる限り情報把握に努めるように今工夫をしているところがあります。

○議長（堀本典明君）　郡山支所長。

○郡山支所長（佐藤邦春君）　郡山支所につきましても同様な形で、拒否されている方につきまして、周りからの情報とか、そういうのもいただきながら連絡して、連絡が取れないようなときは直接そちらに伺って確認等も行っている状況でございます。

　以上です。

○議長（堀本典明君）　6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君）　ありがとうございます。なかなか大変でしょうけれども、今後もしいろいろよろしく願いいたします。

それと、訪問ばかりが見守りではないとは私は思うのです。先ほど福祉課課長もおっしゃっていましたが、やっぱり出てきてほしいと、そういう話が今あったので、改めて私的に伺いたいのですけれども、今後元気な高齢者が家に閉じ籠もらず、外に出て人と会うことを促すような取組がやはり重要だと思うのです。それで、訪問見守りとはまた違った、来てもらえる場所での見守り、人のつながりはすごく大切だと思うのです。

そこで質問です。いわき市と福島市には通いの場があります。郡山市には定位置の通いの場がありません。私は、今がとっても大事な時期だと思うのです。あれから14年、本当に郡山市はおだがいさまセンターがあっという間なことをなさっていましたけれども、それができなくなってしまって、住宅から出ない、人と会うこともできない。それでは同じく避難していても意味がない。それで、私たちだって郡山市にはいました。でも、訪ねていく場所がない。ここに行けばこの人に会える、ここに行けばこの人の話が聞ける、そういう場が私は郡山市に必要だと思いますが、町としてはどのようにお考えになっているかお聞きします。

○議長（堀本典明君）　福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君）　ただいまのご質問でございますけれども、福祉課のほうで申し上げますと、そこは議員おっしゃるとおりの状況になっておりまして、富岡町ですと高齢者の集いの場、それからいわき市にも集いの場3か所ほど事業として展開しておるところでございます。残念ながら郡山市には、そういった集いの場が町主催ではできていないという現状でございます。外に出るとい

とは、冒頭申し上げたとおり、必要なことであり、重要なことであると認識しているところでございますので、いかにそういった方たちに理解を得て、そういった表に出ていただくかというような事業は正直ずっと模索しているところなのですが、なかなかこれだという決定的なものにはまだ至っていないような状況でございます。戻りまして、福祉課としての集いの場的なところは、いわき市、郡山市など町外におきましては、それぞれの市で展開している集いの場というところもございますので、そういったところをご案内しているところでございますが、重複となりますけれども、郡山市において町主催のそういった場がございませんので、それをできるように継続して考えてまいりたいと思います。

○議長（堀本典明君） 6 番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） ありがとうございます。なかなか難しいのでしょうかと思いますけれども、集う場所は居場所をつくる、その取組は全国で行われております。このような場所に参加する高齢者は、参加しない人よりも認知症の発症リスクが3割も軽減されております。鬱病発症リスクも24%軽減などというデータが示されております。だから、私は今だからこそ通いの場は必要と考えております。何度も言いますが。その場所で、先ほど福祉課課長もおっしゃいました介護予防、フレイル予防、いろいろできると思うのです。サルコペニア疑いのある方にもそこできちんと介護、体操、そういうこともできると思うのです。まずはそういうのも目的の一つとして、いろんなことを自分でする活動、そしてまずは人との付き合い、仲間づくり、その輪を広げていかなければ、やっぱり人って気持ちなのです。そういうふうになにに影響されて、この人にすごいことを教えてもらったというと、やはりこういうことをやっていこう、こういうことをしたいって人間は思うと思うのです。だから、こういう高齢者の方に対しても、そういう気持ちになってもらうためにも私は通いの場が必要だと思っております。どうぞぜひ町として人のために実現させていただきたいのですが、どうでしょうか、町長。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 要するにサロンの的なものだと理解はしておるのですが、郡山市において、そこに富岡町で所有するというものがなかなかできないということで、郡山市において、公民館をお借りしたりして今対応しているところでありますが、今後につきましてもいろいろと検討を重ねていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 6 番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） ぜひ検討をお願いいたします。

次に、町内の見守りについて伺います。やはり以前一般質問で見守りについて質問いたしました。そこでお聞きます。町民パトロールの現在の訪問件数は何件で、前年度の人数の違いも分かれば教えてください。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 町民パトロールにつきましては、町内に居住する高齢者問わず、町

内帰還者、住民登録のある方について、訪問をベースとしております。先ほど議員からも、一度来て断られたというようなお話もそれに当たるのかとも思ったのですが、実際に2台の車で、1台に2名乗車して、委託している会社的には14名で回して自宅訪問をしております。1日当たり160件ぐらい、2班ですから320件ぐらい回っている関係でございます。お断りするという方につきましては一旦そこは止めてしまうのですけれども、再度また訪問してくださいということになれば、さらに復活して訪問するような形になろうかと思えます。お尋ねのあった件数というのは、今資料としてお持ちしていないのですが、基本的には断られない方のお宅については、自宅にいるいないにかかわらず訪問し、留守でしたというような報告が週当たり、生活環境課にも報告が来ますし、月間当たりの報告でそれを確認しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。でも、一度断られたら名簿から外されて、やはり行っていないというのはほぼほぼ変わってはいないのですか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 一度お断りになると名簿上に、訪問したけれども、次回から来なくていいですというような記載で報告いただいている関係がございますので、例えば何か違った事情でまた来訪希望ということで連絡があればそちらの方を加えますし、あと先ほど答弁漏れしましたが、新たに居住して住民登録になった方につきましても、委託会社にご案内して新たに何うようにということで、件数的にはある程度、町内2,600人のうち、そういったお断りにならない世帯につきましては基本的に何ってという形を取っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。安全面からいっても安心面から見ても、やはり見直す時期になってきているのではないのかなと私は思いますけれども、5年とか6年前に来なくなってしまって、そのときはご夫婦2人だったけれども、今1人。すごく危険性が高いですね。そういうところをやはりもう一度精査して、きちんとして、その人一人一人にちゃんとした計画というか、カルテ的なものを、誰が見ても分かるような、そういう訪問の仕方というのも私は必要であると思うのです。いろいろ町としても考えていらっしゃると思いますが、この町の見守りというのは巡回型と訪問型、何かそれがとっても私的にアンバランスなのかなとは思っているのですけれども、アンバランスというか、巡回型は消防団警備、夜中やってくれます。それで、訪問というのは社協、民生委員の方も頑張っていると思います。町民パトロール、そのほかの事業所、見守りの中にも、さっき福祉課の課長がおっしゃいました、トータルサポートセンターでの配食とかもあるとおっしゃいましたが、私配食は見守りのうちには入らないと思います。どうしてかということこれはちょっと聞いて

たのですけれども、1時間やそこらで45戸も回る。だから、11時半から12時半の間にとにかくお弁当を届けなければならない一心で、戸を開けたらお金をもらって、はい、お元気ですか、はい、元気ですでは私は見守りにならないと思うのです。その辺の配食に関してだって半分はお昼とか半分は夜にするとか、やはり見守りというのはその人を見る、その人の話を聞く、その人の状態を見る、それが見守りではないかと思いますが、その辺はどう考えていますか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問ですが、配食について夕方というのは今の時点で頭にはないところでございました。ただ、配食が見守りにはならないのではないかとというご指摘につきましては、私的には一概にはならないとは思っていないところでございます。ちょっとでも顔を合わせるとか、そういったことが社会とのつながりを保つことにもなるというところが重要なと思っておりますので、挨拶をするだけでも違うのではないかと、一種の見守りになるのではないかとというところでございます。それから、食事を運んでおるものですから、そこは議員おっしゃるとおり、衛生上時間をかけるわけにはいかないので、ちょっとした挨拶程度、一言二言の会話のやり取り程度には収まるものと思っております。配食についてはそのような、私からすれば見守り方法となっているところでございます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。いろいろもうちょっと聞きたいことがあるのですけれども、時間が押していますので、1つ、東京都で策定している高齢者の見守りガイドブックというのがあるのです。それは見守るほう、見守られる方にとってのパフレットなのです。私は、それすごくいいなと思っているのです。今は見守る側でも、いずれは自分も見守られる役になるかもしれない。それらを参考にして町の独自のパンフレットを作って、知ってもらおうということは、私は大切ではないかなと思いますけれども、どう思いますか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ありがとうございます。その見守りガイドブックというものを私見たこともございませんでしたし、初めて聞くものでございました。早速そちらにつきましては一度目を通して、町でも有効に活用できるというものであればどんどん取り上げていきたいと、見守りの意味を皆様にも知っていただきたいということになると思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） お願いいたします。

あと、もう一つなのですけれども、高齢者のごみ出し支援制度の導入についてなのです。あまり聞き慣れないと思いますが、これは福島県では二本松市で行っております。あと、近年高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみ世帯が増加することにより、日々ごみ出しに課題を抱えている事

例もあります。高齢者がごみ出しに困難を抱えているのに必要な支援が受けられていない。無理にごみ出しを行いきがをする危険性があつたり、ごみ出しができず、ごみがたまつた状態になって不衛生な生活を送つたり、さらに深刻化するとごみ屋敷になつたりするおそれもあります。こうした状況を鑑み、ごみ出し困難な高齢者や障がい者などの世帯から協力員によるごみ出し支援を行う団体や事業所に対して補助金を交付する制度でございます。それと、一番は見守り体制の強化にもつながると思います。戸別収集の際、ごみを出し切っていなければ直接声かけをし、高齢者のごみ支援は廃棄物管理の課題を解決するだけではなく、高齢者の見守りや生活の質の改善などの高齢者福祉の向上、さらに安全、安心な地域づくりにもつながっていくと思います。ぜひ町としてもこのごみ支援について取り組んでほしいと考えますが、ご意見をお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） ありがとうございます。ごみ出しができない高齢者ということですが、今生活環境課に直接お声がけいただいている件としては、ごみステーションが遠くて持つていくことができないということが過去にありましたので、いろいろと現場も確認しながら、ごみステーションの配置状況を確認して、そういったご意見いただいた方、あるいは区長とも調整しながら、ごみステーションを再配置したという事例はございます。今ご質問いただいた福祉的な要素、高齢になり独り暮らしで、ごみを排出するに当たって同居人がいなくて持つていけない、あるいは体が弱つて対応ができないというようなケースかと思います。先ほど議員から二本松市というような事例もお話しいただきまして、この問題につきましては生活環境課でも今の町内の高齢化率を見て、また独り暮らし、2人暮らしであっても高齢者のご夫婦というような事例も見て、過去に、これまでに広域圏組合にごみの処理については委託している関係もあつて、一度郡内の各町村の状況を調べつつ、衛生担当課長会議の中で問題提起をしております。これは、継続的な考え方ということで引き続き検討していくということになっておりますが、しかしながら町単独でやっている自治体もございますし、直営でやっている福島市、郡山市、あるいは広域圏を主体としている安達広域、またシルバー人材センターに委託している川俣町、町単独で社協に委託している大玉村、大玉村は有料制を導入していると確認してございます。いろいろとケースによってやり方が分かれております。それとまた、高齢者のごみ出し支援ガイドブックというのがやはり出ていまして、今議員が言われた内容のいろんな状況があつて、直接やつたり委託したり、そういうようなことを課内でも状況把握に努めているような状況ではございます。また、福祉的要素が強いもので、他町村でやっています事例の、65歳以上の中で、いろいろと事情があるということについては、当然生活環境課だけでは分かり得ないものもあります。包括支援センターですとか、直接やる場合はシルバー人材センターとか、いろんなケースを想定しながら、福祉部局とタイアップしなければならない問題であると考えていますので、今すぐこうしますという形には今至ってはいませんが、課題として捉えているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6 番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） 分かりました。今動いている見守り隊とくっつけるというのもありかなと私は思うのですが、それはそれでいろいろご検討ください。

次に、（3）の質問です。富岡町へお戻りになった高齢者の方々はもちろん、皆様富岡町に戻ってきた方は、残りの人生を本当に富岡町で最後まで過ごしたいと話される方が多いです。しかし、今の現状としては、施設には限られた人数、介護職員不足でままだらない。デイサービス事業はありますが、土日は通所できず、ヘルパーも土日利用できず、ショートステイは今は休業中。富岡町にせっかくできたものが動いていなく、それを見ている私たちはやはり不安になります。それで、私の知っている方が、ここの特別老人ホームに入りたかったのです。お連れさんが入っているから一緒に入りたいた。でも、その介護度にもよりますでしょうけれども、彼は一生懸命自分でここにいたい、ここにいれば奥さんに会える、すぐ近くだから会えるっていつも言っていました。それさえもかなわずに遠いところのグループホームに行ってしまった。とっても私は悔しかったです。富岡町は、デイサービスも訪問介護の施設もヘルパーも使えるし、あと24時間介護するところもあるのに、それをどうしてうまく動かしていただいて在宅で介護できなかったのかってすごく悔しく思います。せっかくつくったものを、やはり早く早く私は再開してほしいと思っております。そうでなければ、せっかく戻ってきた老人の方がどんどん、どんどんこの町からいなくなってしまう。その辺をやはり事業者同士、縦割りではなくて、今だからいろんな事業者に実態把握というのはすごく必要だと思うのです。いろんな事業者があるはず。少ないかもしれないけれども、それでもやはりそういう事業者に対しての悉皆調査というのはやるべきだと私は思いますが、どう思われますか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 実態調査というところでございますが、実態調査、経営状況とか、そういった部分にまでは及んではないところでございますけれども、それぞれの今の利用者数などはご報告いただいたり、こちらから問合せしたりして確認をしながらやっているところでございます。今質問の中で再開とおっしゃられたのは、地域密着の件かなとは思っておりますけれども、そちらにつきましても全く再開を考えていないということではないとは聞いております。ただ、現状としてはどうしても難しいと。同じくデイサービス展開中でございますが、やはり介護職員の関係で、少なくとも土曜日ということについても、それを実施するにはあと人数的に3人ないし4人が必要となっておりまして、現状はかなり厳しいものと思っております。ただ、町内にある資源は今のところ、できる限りと言っては機能していないと思われるかもしれませんが、事業者も一生懸命やっていただいて、限りなくできるサービスは提供しているものと認識しているところでございます。

○議長（堀本典明君） 6 番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） 確かに現実には厳しいかもしれませんが、待ってられない時間を過ご

す高齢者のことを考えると、腹割って事業者同士できちんにご意見を言ってもらって、町にいるのだから町の事業者を、こっちは駄目、あっちは駄目ではなくて、問題点をお互いに議論し合って人を助けてください。高齢者を助けてくれる、それをつなぎ止めるのが私は町ではないのかなって思いますけれども。一生懸命やっている事業者の方々、皆さん一生懸命やっています。でも、皆さんいろんな悩みがあるのです。それが個々に町に言っても、個々の答えが違い過ぎる。であれば、そういう事業者を集めていろいろ意見を言って、どうすればいいのかという、必ず私は答えはあると思いますけれども、それをつなげるのが町ではないかなと思うのです。難しい、難しいって言うけれども、難しくても、やっぱり人ときちんと話し合っていてやっていただきたいなと思うのです。事業所は赤字、それでも介護職員の質を高めようと努力している事業所もあります。そういうところもありますので、その辺をきちんと考えていただけるかどうかお聞きします。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ありがとうございます。事業所との協議というところについてでございますが、今後そちらについては、より充実した精度の高いものにしていきたいと考えます。最終的には、事業者でございますので、経済的な事情などは当然大きな要因となってくるでしょうけれども、そのような状況の中でも町が間に入るといいますか、中心となって事業の状況、それから富岡町の需要などを十分考慮し、できる中でこういった利用の仕方が皆様にとってよいのかということをもっと深めてまいりたいと思います。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。せっかく利用できるものができない、何度も言いますが、デイサービス、ヘルパー、ショートステイ、訪問看護、医療、そういうのをうまく動かして計画すれば、在宅での生活は持続可能になるのではないかと私は思っております。地域包括、民生委員の方々、住民一人一人が力を合わせ、今後の高齢社会において、誰もが安心して生き生きと地域に住み続ける環境をつくっていかないとならないと私は思っております。町には我が事として人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることにより、住民一人一人の暮らしと生きがい、そして地域を共につくっていくという地域共生社会を構築するために取り組み、前へ進んでほしいと思っております。もうこれ以上の高齢者をなくしたり、町から出ていってしまうことは、私は一番悲しいことであります。そういう思いを持って町の執行部の方々にも頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君の一般質問を以上で終了いたします。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時50分）

再 開 (午後 1 時 0 0 分)

○議長(堀本典明君) 再開いたします。

続いて、4 番、佐藤啓憲君の登壇を許可します。

4 番、佐藤啓憲君。

〔4 番(佐藤啓憲君) 登壇〕

○4 番(佐藤啓憲君) ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、大きな1 番、道路の安全対策について。(1)、このところ都市部において、予期せぬ道路の陥没による事故や住民生活に支障を来す事例が多く報道されています。本町における道路の維持管理と修繕の計画はどのようになっているのか伺いたい。

(2)、国土交通省の資料より、道路陥没の発生件数と要因、これは令和4 年度ですけれども、市町村では9,059件発生しており、その要因が道路排水施設によるものが51%、下水道によるものが18%となり、毎年増加傾向にあります。本町において、これらを事前に防止する対策はされているのか伺いたい。

大きな2 番、太陽光発電施設の設置条例について。(1)、本町としてSDGs の推進に併せて景観や環境の保全、災害の防止を目的とした太陽光発電事業者の設備設置に関するガイドラインを作成するべきと考えるが、制定に向けて検討されているか伺いたい。

大きな3 番、自治体DX の推進について。(1)、職員の業務効率化と印刷代などのコスト削減及び情報漏えい、文書紛失のリスク軽減のため、ペーパーレス化を含むDX の推進を図るべきと考えますが、本町の取組を伺いたい。

以上、大きく3 点の答弁をよろしくお願いします。

○議長(堀本典明君) 4 番、佐藤啓憲君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長(山本育男君) 登壇〕

○町長(山本育男君) 4 番、佐藤啓憲議員の一般質問にお答えいたします。

1、道路の安全対策について。(1)、このところ都市部において、予期せぬ道路の陥没による事故や住民生活に支障を来す事例が多く報道されています。本町における道路の維持管理と修繕の計画はどのようになっているか伺いたいと(2)、国土交通省の資料より、道路陥没の発生件数と要因(令和4 年度)から市町村では9,059件発生しており、その要因が道路排水施設によるもの51%、下水道によるもの18%となり、毎年増加傾向にあります。本町において、それらを事前に防止する対策はされているか伺いたいとは関連性がありますので、一括してお答えいたします。本年1 月28日に埼玉県八潮市の県道交差点で道路が陥没し、それによりできた穴に通行中のトラックが落下するなどの事故が発生し、連日大きく報道されております。この事故は、不運にも陥没した穴に落下したトラック運転

手の方の搜索が難航し、また周辺住民や広域的な下水道使用者の日常生活に多大な影響を与える、過去に例を見ない大惨事となっております。事故の直接的な原因は、老朽化した大型の下水道管に道路下の土砂が流入したことによる道路陥没であり、下水道管の老朽化対策が不十分であったものと考えられております。このような事故を未然に防ぐ対策としましては、従前のような施設の耐用年数を意識した管理手法では不十分であり、各施設の点検、調査及び修繕等を組み合わせた対応が重要であるとされています。本町においては、国で5年に1度行くとされている橋梁や幅2メートル以上のボックスカルバート、下水道管渠のうち、硫化水素がたまりやすく腐食のおそれ大きい箇所の定期点検を計画的に実施し、要修繕箇所を特定した上で、優先度の高い順に調査設計等を経て修繕という流れで施設管理を行っております。さらに、本町においては、日常の道路パトロールにより道路面の沈下等の変化を確認した場合は、隣接する水路や道路端部ののり面の状況、埋設構造物の有無などによりその要因を検討し、特に埋設構造物が要因と推定された場合は、テレビカメラ調査を行った上で必要な措置を取り、路面陥没等への対策を行っているところであります。引き続き定期点検、日常点検を確実に実施し、必要に応じて修繕や更新を行うなど、適切な施設維持管理により日常生活の安全、安心の確保に努めてまいります。

次に、2、太陽光発電施設の設置条例について。(1)、本町としてSDGsの推進に併せて景観や環境の保全、災害の防止を目的とした太陽光発電事業者の設備設置に関するガイドラインを作成すべきと考えるが、制定に向けて検討されているか伺いたいについてお答えいたします。太陽光発電事業については、関係法令等を遵守し、地域の理解の下、安全はもとより、環境や景観に十分に配慮して実施されることが重要と考えております。近年、安全などに対する地域の懸念が生じている状況を踏まえ、国が法令を改正し、森林法をはじめとした各種許認可の事前取得や、説明会開催等による住民への事前周知を再エネ特措法に基づく認定の要件とするなどの制度的な対応が図られましたが、その対象は令和6年4月以降にFIT、FIP制度の経済産業省認定を受ける事業のみとされております。このため、町として環境保全や景観形成との調和を図った太陽光発電設備の設置を推進するため、令和7年度上半期を目標とした町独自の太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの策定に向け、庁内協議を開始しております。町といたしましては、地域住民に対する説明会の開催といった国の法改正に伴い必要とされる対応の周知に積極的に取り組むとともに、先行事例を研究しながら町内全域での太陽光発電事業を把握し、必要な指導や助言を行うことを可能とする町独自のガイドラインの策定作業を進め、町民の皆様の安全、安心な暮らしを守り、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を推進してまいります。

次に、3、自治体DXの推進について。(1)、職員の業務効率化と印刷代などのコスト削減及び情報漏えい、文書紛失のリスク軽減のため、ペーパーレス化を含むDXの推進を図るべきと考えますが、本町の取組を伺いたいについてお答えいたします。自治体DXとは、行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、地域住民の利便性向上と業務の効率化を図るものと認識しております。

このことに関する政府の動向としましては、令和２年12月に決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を踏まえて令和３年９月にデジタル庁が発足し、翌年６月にはデジタル社会の実現に向けた重点計画の閣議決定がなされております。また、デジタル技術の進展が非常に早いことを踏まえ、福島県においても令和３年に策定した福島県デジタル変革推進基本方針の中間見直しを昨年３月に行っております。本町におきましては、国により令和８年３月までの実施が義務づけられている自治体情報システムの標準化、共通化を遅滞なく進めているとともに、テレビ会議システムやリモートワークシステムの日常的な利用のほか、複合機のスキャン機能等を活用したペーパーレス化及びデータ保存など、業務効率化に資する取組を積極的に進めております。今後においても本町における自治体DXをさらに推進するため、令和７年度においては国の特別交付税を活用し、外部の専門人材の助言をいただきながら、DXをより一層推進する体制の構築に向けた準備、庁内各種システムの最適化を目指す検討並びに町職員向け研修会の開催などを予定しております。町といたしましては、自治体DXの堅実な推進による業務の効率化やコストの削減に努め、限られた人員で最大の効果が得られるよう鋭意取り組んでまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

４番、佐藤啓憲君。

○４番（佐藤啓憲君） 町長から答弁いただきまして、ありがとうございます。

今回このような質問に至りましたのも、通告書にあるとおり、近年都市部において道路の陥没、重大事故が発生する事象が発生しています。また、その原因が地中埋設配管等の劣化によるものが多いというような報道もされています。こうした状況を踏まえて、本町としても現状はどうなっているのかと、またそういった事故を未然に防ぐ取組を一層強化することが必要と考えております。そういった観点から何点か質問をさせていただきたいと思います。

町の修繕計画は、計画どおりやられているということなのですけれども、修繕計画について法令であったり、法定の期間とか、そういったものについては反映されているか、そういったところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご質問ありがとうございます。定期点検につきましては５年に１度、こちらを規則として定められております。それに伴い調査、設計をして、必要に応じて修繕というふうな形で考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） ４番、佐藤啓憲君。

○４番（佐藤啓憲君） 法令どおり５年に１回その修繕されているということで、あと先ほどの委員会の中でも週１回の道路のパトロールを実施しているということで、緊急性のある箇所について随時対応しているのかなということだと思いますけれども、道路のパトロールにおいて危険箇所があった

というような報告、あとは頻度などはどのような感じになっているかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

通常のパトロールにおきまして、非常に危険な箇所というのはつい最近では見受けられていないような状況でございます。ただし、ただしなのですが、路面につきましては舗装を一番最初に行ってから30年以上たっているところがございます。そういったところにつきましては、経年劣化というふうなものがございます。また、埋設物があるところにつきましては、道路の通行する量におきまして、多少の沈下というものがございます。こういったものに関しましては、職員による箇所的なもの、それと延長が長いようなところにつきましては、単価契約で修繕しているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 緊急性のあるところはその都度修繕されているということで答弁ありましたが、これは昨年から道路に関する通報において電話の救急通報、例えばこういうところに陥没があったよとか、こういう危険なところがあるよというようなものに加えて、全国対象の道路異常通信アプリみたいなのが導入されているということで、道路の陥没のほかに落石、土砂の流入、あとはガードレールの破損など、町内の道路の危険な通報があつて、迅速に補修を行えるというようなことを国土交通省でも始めたようです。そういったものが町に入ってくるのかどうかといったことをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

アプリとか道路緊急ダイヤル＃9910みたいな、そういったもので通報というふうなものというのはまだ確立はされてございません。口頭でのここがこうなっていますなんていうことについては、町民の方あるいは消防団の見回りなんかにつきましては、そういったことを情報をいただいて直ちに対応してございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。こちらのアプリは、実際そういったところ連携していないということで、調べてみますと、いろいろ全国でも大きい市町村、あとは町単位でもそういったところ連携しながら、住民の実際の目を、力を借りて、何か陥没があったというような写真撮ってすぐ送れるというようなアプリを有効活用しているようなところもございますので、そういったところを見ていただいて、ぜひそういった連携をして、職員のパトロール、あとは契約しているところの方のパトロール、あと消防のパトロール以外のそういった力も借りながら、危険箇所をすぐ判別でき

るというようなこともやっていったらいいのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ありがとうございます。私らもまだ勉強不足のところがございます。そういったところよく勉強させていただきまして、それで必要に応じてそういったものの導入をして、町民のために安全、安心して暮らせるような形取っていければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4 番、佐藤啓憲君。

○4 番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。そういったようなことも、いろいろそのアプリを有効活用したりとかということもできると思いますので、ぜひご検討のほうよろしく願いたいなと思っております。

あと、先ほど下水管の耐用年数ということで、大体50年ぐらいが耐用年数で、大体40年ぐらいから不具合が発生する傾向だということだそうですが、富岡町の下水道の運用開始と、あとは埋設当初からの経過、あと老朽化の調査等はどういうところまで進んでいるかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 先ほど町長の答弁にもありましたとおり、腐食のおそれのあるところにつきまして、定期的に点検のほう行っているところでございます。直近におきましては、今年度実施しておりまして、特に問題はないという状況でございました。そのほか、不明水なんていうものの調査につきましても、年に数百万円ではございますが、計上させていただきまして、異常がないかどうか確認しながら進めていきたいと、今後もそういうふうを考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4 番、佐藤啓憲君。

○4 番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。引き続き老朽化等も、その老朽化を調べる方法というのいろいろ確立されてくるのかなというところもございますので、そういったところをやりたいなと思います。

あと、最近の事故例の大規模な下水道管ですとか、そういった太い配管は富岡町にはないというようなこともお聞きしましたけれども、道路の健全性、あとは下水道のそういった陥没のところにつきましては、やはり町民の安全と安心に関わる経費だと思いますので、引き続き計画的に予算計上して、事前に事故防止をお願いしたいと思います。

以上で1 番の質問は終わりたいと思います。

続いて、大きな2 番目ですけれども、太陽光発電設備に関する質問なのですが、この件につきましては、私昨年9 月に引き続きの質問になります。それで、これまでも町民の方から太陽光発電施設の設備について、現にこういった提案書、こういった文書で所有地の土地売却のお願いであるとか、

あとは土地管理でお困りの方、地主様、当社ご紹介くださいというような、こういった手紙も町民の方に来ているようです。このパンフレットも実際私頂いたものなのですけれども、こういうの来ましたよということで、いろいろ東京だったり、仙台の業者だったり、そういったところから発送されてきているみたいですが、町にはこの太陽光発電の設置に関した相談というか、そういったものが町民の方から実際に相談されているのか、そういったものをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。太陽光発電担当窓口、企画課でございますが、今議員おっしゃっていたような土地の買取り等のあっせんについての町民からのご相談というのは、今のところ我々のほうには入ってきてございません。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 今企画課長から答弁ありましたけれども、町にそういった相談はないということで、実際こういった町民の方と業者間での土地の売買であるとか、あとは貸し借りだとか、あとは設置に対してこういったものをしていくよというような契約になっているのではないかなと思いますけれども、今年の上半期にはガイドラインの施行を予定しているということで答弁ございました。自宅の周りに、やはりその前後も含めてそうなのですけれども、家の前に太陽光発電がどおんと、後ろもあるというようなことで、帰る気持ちも薄れたと言われた方も実際いらっしゃいました。町で進める移住と帰還の足かせにならないように早急なガイドラインの施行をすべきと考えます。そのところもう一度答弁お願いしたいと思います。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。町といたしましても、個人の財産を活用することを制限するというのは非常に難しい問題であると考えてございます。また、国が再エネを推進してございまして、それを町が規制するということもまた困難であるとは考えておりますが、早急にガイドラインを策定いたしまして、良好な環境を守っていきたいという考えの下、現在案を策定し、進めているところでございます。ガイドラインの内容につきましては、事前の隣接地の方々への説明はもちろん、周辺の方々への説明会の開催、あるいは事業内容を周知できるような説明物の配布、そういったことをやっていただきたいということを明記してございます。また、こういったことを、令和6年4月から国の法によりましてこれを実施することとなつてございますので、町もそれを行ったかどうかというのを確認した上で、上部機関への買取り金額の設定に当たっては、それを進達していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 答弁ありがとうございます。いろいろななか町としても入りづらいところはあるかなという、前回もそういった回答はいただいたのですけれども、この問題に関しましては、今後結構景観の問題だとか、あとは山の斜面に造ったりすると災害の危険とかもありますので、そういったことをしっかりとガイドライン、またこれについてはやはり町で関与するしかないと思うのです。業者と本人で結ぶ契約なのでしょうけれども、そこに、町としてはこういうことだよということが入っていただくのがやっぱり一番いいのかなと思いますので、引き続き検討していただいて、早急なガイドラインの設置をお願いしたいなと思います。

続きまして、自治体DXの推進につきまして再質問させていただきます。職員の業務効率化ということが一番大事だと思いますけれども、町民の利便性が、職員の労力を縮小して、住民の方に対してサービスを提供することを重点に置くというのがやはり一番の目的なのかなと思っております。そういったことで、今後今以上のDX推進を進めていくために情報システム関係の予算の計画だとか、あとリプレースの計画、そういったところはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 庁内に配置されている情報系機器の維持管理につきましてお答えいたします。

一般的に情報系のシステムにつきましては、5年を目安として機器を更新することとなっております。システムそのものには耐用年数という概念はございませんが、保守点検をしっかりと行い、制度変更などにすぐ対応できるように努めてまいります。5年更新の理由といたしましては、サーバーの耐用年数が5年と国税庁によって定められておりまして、その期間を過ぎると機器の故障が発生しやすくなるということでございます。町といたしましては、機器が故障することでシステムが使えなかったり、結果としてそういったことで窓口業務にも支障が出てしまうということを考慮いたしまして、機器更新の目安を5年程度としてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。機器、サーバー等も含めて更新5年ごとの予定だということで、ちなみに富岡町の次のサイクルというか、そういったものも決まっているのでしょうか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 今使用しているものにつきましては、順次替えていく予定でございますが、直近でいきますと、5年の期間を満了するというので財務会計システム、こちらにつきましては昨年度から皆様のご理解を得まして、機器の切替え時期と同時に電子決裁の導入ということで、来年度から新しいシステムで運用するというので進めてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） いろいろ財務関係で、今回は電子承認ですので、例えば在宅勤務していたり、あとは上司の方いないときにはというようなことだと思うのですが、そういったことで労力も大分削減されていくのかなと思いますけれども、また違った目線で、先ほど、通告書にペーパーレスということで書かせてもらったのですが、これ議会の話にもなってしまいますが、今期の議会においても常任委員会、あと全員協議会と、あと今回の定例議会、書類を重ねたら、もうこのぐらいのペーパーなのです。そのペーパーを全職員の方、あとは議員全員に配付しているというのは、やはり無駄な部分がかなりあるのではないかと思います。福島県の議会であるとか、あとは近隣自治体も各議員にタブレットを配付されておりまして、全国町村議会においても現在4割がタブレットを配付となっている状況も踏まえまして、そのシステムのバージョンアップに併せて、議会のペーパーレス等も併せて取り組むべきだと思いますが、こういったところはどうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） まず、私ども機器あるいはシステムを担当する課としての一般的なお答えのほうさせていただきたいと思います。

議会のデジタル化、ペーパーレス化は議員ご指摘のとおり、全国的に導入が進んでいる状況でございます。他の事例を見てみますと、主なメリットといたしまして紙としての資料作成が不要と、これはペーパーレス化ということでございます。機器を容易に持ち運びをすることができると、キーワード検索等により検索が容易ということが挙げられると思います。一方、デメリットといたしましては、機器の導入に当たります初期費用、それから画面が1つですので、同時にページをめくるような、行ったり来たりするようときには素早い操作、素早い閲覧がなかなか難しいといった声も出てございます。また、これも更新のときにも端末の更新費用というものが割とかがかかってくなどといったデメリットがございます。豊富化する情報が一元化で整理できて、いろんな情報に迅速にアクセスできるというところもございますが、議会に関して申し上げますと予算や決算などについては紙の資料に説明をメモしていく、そういった作業も恐らく出てくるかと思えます。そういったメモが非常に取りにくいというところが大きな使いにくさというところで挙げられているところがございます。我々執行部におきましては、令和7年度から先ほど申しました財務会計システムの電子決裁導入をしてみまして、まず不慣れな行政事務へのデジタル採用を積極的に進めてまいりたいと思っております。こうやってしゃべっている私もデジタルにはちょっと疎くて、なかなか難しいところはございますが、できるところから進めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 事務局長。

○事務局長（遠藤博生君） 議会の件ということで事務局からも一言申し上げさせていただきます。

ただいまの企画課長からございました内容について、ほぼそのとおりでございますが、議会としてもそういったことを視野に入れまして検討していきたいと考えておりまして、議員からもありま

したとおり、福島県議会であったりとか、あと近隣の町村でも準備を進めておりますので、導入されておりますので、そういったことを研究しながら、またペーパーレスについては議案の提出の仕方、総務課であったりとか、あと議場のネットワークの環境であったりとか、そういったところも含めて検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。一例で議会ということでお話しさせていただきましたけれども、印刷する職員の手間だとか、そういったものも考えますと、やはり紙もそうだし、時間も無駄だなというようなところもございますので、あと先ほど課長言われたように、やっぱりそういうタブレット等になることによって不便なところも出てくるというようなこともあると思いますので、そういった部分についてはできるところから進めていけたらいいのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

あと最後に、これ総務省で発表されている自治体DXの目的ということで、自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAIの活用によって業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのためにさらに向上につなげていくということ、人的資源ということで、そういった部分、労力を住民サービスに転換するということがやはり目的だと思いますので、そういった部分はどんどん進めていっていただきたいなと思います。

最後に、職員の負担軽減、あと住民サービスの向上につなげるためのさらなるDXの推進をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第1号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第1号 専決処分の報告及びその承認についての内容をご説明いたします。

今回の専決処分事項は、物価高騰により生活に影響を受けた住民税非課税世帯への支援として、国

の方針に基づき、速やかに給付金を支給する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました令和6年度富岡町一般会計補正予算（第6号）でございます。

それでは、議案第1号について説明申し上げます。令和6年度富岡町一般会計補正予算（第6号）予算書を御覧ください。1ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金5,427万5,000円の増額は、給付金支給の財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,427万5,000円の増によるものです。

第15款県支出金、第2項県補助金630万円の増額は、給付金支給の財源として福島県物価高騰対応低所得世帯緊急支援事業補助金630万円の増によるものです。

第18款繰入金、第2項基金繰入金2,151万5,000円の増額は、現時点における歳入歳出予算調整のために財政調整基金繰入金を予算計上したものです。

2ページを御覧ください。次に、歳出についてご説明いたします。第2款民生費、第1項社会福祉費8,209万円の増額は、住民税非課税世帯への給付金8,020万円及び給付に係る事務費189万円の増によるものです。

3ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正は、翌年度に繰り越して経費を支出するため、第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯向け物価高支援給付金事業について、限度額8,209万円として繰越明許費を追加設定するものでございます。

説明は以上です。ご承認方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で質疑を進めることにいたします。

なお、本件については項目が少ないことから、歳入歳出一括して質疑を承ります。8ページから11ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（堀本典明君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前9時より会議を開きます。

それでは、これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時45分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和7年第1回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和7年3月12日（水）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 2号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第 3号 富岡町災害復興計画（第三次）の制定について

議案第 4号 富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）の制定について

議案第 5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 6号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 7号 富岡町犯罪被害者等支援条例について

議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 富岡町児童出産記念手当金支給条例の一部を改正する条例について

議案第13号 富岡町重度心身障害児の援護手当支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 富岡町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例について

議案第15号 富岡町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

議案第16号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 富岡町健康増進センター条例及び富岡町温泉条例を廃止する条例について

議案第18号 富岡町放課後児童クラブ施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第19号 不動産の取得について

議案第20号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第7号）

議案第21号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第22号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 議案第 2 3 号 令和 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 2 4 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 2 5 号 令和 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 2 6 号 令和 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 2 7 号 令和 7 年度富岡町一般会計予算
議案第 2 8 号 令和 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 2 9 号 令和 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
議案第 3 0 号 令和 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 3 1 号 令和 7 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第 3 2 号 令和 7 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 3 3 号 令和 7 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 2 号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 号 富岡町災害復興計画（第三次）の制定について
議案第 4 号 富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）の制定について
議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第 6 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和 7 年度の町税等の減免に関する条例について
議案第 7 号 富岡町犯罪被害者等支援条例について
議案第 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 0 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 2 号 富岡町児童出産記念手当金支給条例の一部を改正する条例について
議案第 1 3 号 富岡町重度心身障害児の援護手当支給等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 4 号 富岡町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 1 5 号 富岡町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
議案第 1 6 号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 富岡町健康増進センター条例及び富岡町温泉条例を廃止する条例について

議案第18号 富岡町放課後児童クラブ施設の指定管理者の指定につき同意を求めること
について

議案第19号 不動産の取得について

議案第20号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第7号）

○出席議員（10名）

1番	安藤正純君	2番	辺見珠美君
3番	平山勉君	4番	佐藤啓憲君
5番	渡辺正道君	6番	高野匠美君
7番	宇佐神幸一君	8番	高橋実君
9番	渡辺三男君	10番	堀本典明君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
副町長	竹原信也君
教職事務代理者	猪狩いづみ君
会計管理者	斉藤一宏君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	大舘衆司君
住民課長	篠田明拡君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	猪狩力君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君

郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐 兼管財係長	新田善之君
産業振興課 課長補佐	佐藤美津浩君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議会事務局 事務局長	遠藤博生
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一
議会事務局 議副主務係長 兼庶務係長	杉本亜季

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1 番 安 藤 正 純 君

2 番 辺 見 珠 美 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第2号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第2号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、本年1月より空席となっております富岡町教育長に、今般、武内雅之氏を任命いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

武内雅之氏は、昭和40年3月に生まれ、年齢は59歳であり、現在富岡町立富岡小中学校の校長とし

て、富岡町ならではの魅力ある教育を実践するため、連携、協働を基盤とした学校運営に携わっておられる方であります。昭和62年4月から教職に就かれ、桑折町立醸芳小学校を振出しに、相双地方の小学校での勤務を経て、震災当時には富岡第二小学校で勤務され、令和2年4月からは福島県教育委員会相双教育事務所、主任社会教育主事、令和3年4月からは富岡第一中学校、富岡第一、第二小学校、第二中学校校長、また令和4年4月からは町立小中学校の統合により新たなスタートを切った富岡小中学校の初代校長として精力的に学校運営に取り組まれるなど、38年の長きにわたり情熱を持って職務に精励し、本町の教育行政にも精通された方であります。

本町においては、東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興と、今後さらなる教育環境の向上を図る取組を推し進めるとともに、本町の創造的な発展を見据えた学校運営や富岡町ならではの魅力ある教育の実践など、次世代を担う子供たちを地域で育む取組をさらに深める必要があることから、武内氏のこれまでの豊富な人脈と知識、19年にわたり本町の小中学校で勤務された経験などを遺憾なく発揮していただき、本町教育環境のさらなる充実に向けた取組を着実に進めていくためにご活躍いただきたくご提案いたしました次第でありますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 教育長の人事案件ということで、1月から教育長不在ということで教育委員会は大変な思いしたのかなと思います。武内校長には、今町長から説明があったように、3年から長きにわたって富岡町の校長を務めていらっしゃるということで、よく人物的には分かっておりますが、私町会議員になってもう30年近くなりますが、当初白・教育長から始まって、歴代ずっと富岡出身の方が教育長になってきたのです。そういった意味で、武内校長が素晴らしい人間だということは分かっておりますが、できれば町内の人のほうがよかったのかなと私個人思うのですが、何でこういう人事になったのか、町長から少し深くお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 本件につきましては、本当に歴代教育長、町出身の方と私も認識していたところではありますが、今般町出身の方いろいろ当たった結果、なかなか引受手がいなかったというか、引き受けてもらえないということもありまして、このたび富岡町の教育に長く携わっている富岡小中学校の校長先生が退職ということになるということを知りまして、ぜひ、富岡町に随分尽くしていただいておりますので、その経験を十分に生かしながら、これからの、今後の学校教育を進めていくためにお願いしたいということでお願いしましたところ、快く引き受けていただいたので、今回こういう提案をさせていただいたところでもあります。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君）　ありがとうございます。私もやっぱり重要な案件ですので、外部からいろんな声が聞こえてきたものですから、それらしき人にもいろいろ聞いたのですが、そういう教育長の打診は一切受けていないという、本人からそういう話聞いてしまったのです。本当に打診したのかなって不思議に思って今日の質問に至ったわけですが、まず打診していなかったとすれば、これどうしても教育長不在にはしておけませんので、当然だとは思いますが、ちょっと理解できない部分ありますので、その辺の経緯もう少し透明性高く聞かせていただければありがたいのですけれども。

○議長（堀本典明君）　町長。

○町長（山本育男君）　この打診の件は、大変申し訳ありません。私が直接行っているわけではなくて、前任の教育長、岩崎教育長から打診をしていただいたということでもありますので、その辺ご理解のほどよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（堀本典明君）　9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君）　前任の教育長から打診いただいたということまで聞いたのですが、それが教育長の打診ではなくて教育主事かな、そういった打診で、教育長に決まっている方がいるのであればという話でそこまで話行っただけで、それでは私より年下では教育長がやりづらいでしょうということで教育主事は断ったみたいなんです。そんな状況になると、前教育長、教育者たる者が真実を語らなかったということになってしまうのかなと思うのですが、その辺が私は非常に残念に思います。でも、町長の答弁聞きましたので、これ以上答弁は要りませんから、まず一つ、私はそういう思いがいっぱいなんです。

○議長（堀本典明君）　ほかにご質問ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋実君）　前教育長にお願い、指示したのは町長なわけだから、自分の責任だよ、これ。9番と同じく30年近く前からやっているけれども、まずは自分が打診する。教育長が打診するのだったならば、全権与えているのだから、町長は。ちゃんと確認するべきだった。私のところに電話来た、上本町のほうから。何か話が二転三転しているみたいで教育長の打診はないと。今9番議員言うように、教育主事の話あったからお断りしたと。内容は、ここの部分は9番議員と一緒に。これが、ここへ上がってきている武内校長が能力が足りないとか、どうのこうのではなく、お願いするほうでしっかり従来の慣例を重んじてもらって、町長だって議員4期やっているのだから、この間に複数の教育長の人事案件は出てきているわけだし、分かっていると思う。これは町長の責任だよ、これ。今までの流れ変えてしまうのだから、慣例を変えてしまうのだから。これそのまま採決まで行く。あまりにも無責任だよ。幾ら町長でも、執行権は持っているでしょうけれども、議会の通例とか慣例とか度外視して人任せにして、肝心要の部分の打診した相手に伝えていけばこういうことなかったわけだし、それ以前に何月からこの話をしてた。結構早くからしていたよな、多分。あまりにもこの件は横暴過ぎるのではないかな。どうですか。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今ほどの件であります、確かに慣例でいけば町内出身者ということが基本的な慣例だったかなとは思っております。ただ、震災以後、非常時だったということもありまして、今般私の確認ミスということは本当に申し訳ないと思いますが、岩崎教育長が自分から辞めるって言ったときに、教育長から誰か紹介してほしいというようなお願いをしたところでもありますので、そこでこういう話になってきたところでもあります。その辺は、武内校長先生も長く富岡町の教育に携わっているということを深く考えまして、そしてそこを評価いたしまして、ぜひお願いしたいとなったということでもありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） だから、武内さんは別に問題ない。武内さんをお願いする前の話。ちゃんと富岡町の慣例を重んじて探して、岩崎前教育長が言ってきたとしたって、議会の承認をもらうのには慣例的に富岡町ですっと来ている。これだって岩崎さんは分かっているわけだよ。その確認をちゃんとしていればこういうことにならなかったと言っている。ましてや今期初めて町長になったのだけでも、この前に4期も議員やっていたなら分かるでしょうって、副議長までやったのでしょう。その点に関してあまりにも責任がなさ過ぎる。謝って済む話でもないのだよ、これ。私はそう思っている。時間食うだけでしょうから、これで終わりますけれども、やっぱり議会の歴代の慣例というのは長きにわたって積み上げてきたやつだから、この話来たのも、私らの大先輩の議長職やった人から電話もらって初めて分かった。多分電話も行っているでしょうから分かっているでしょう。こういうことを見過ごしたのではやりたい放題になってしまうから、議会は執行部と昔から両輪だといっても、その両輪と議会は違うと思う。チェック機能だから、執行部が勝手なことをやったらばいさめなければならぬし、反対もしなければいけないし、そういう議会であってもらいたいし、私が任期中は、多数決になって負けたとしても、言うことは言っていきたいと思ひます。

終わります。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ないようですので、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 富岡町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 投票箱異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、安藤正純君、2番、辺見珠美君、3番、平山勉君、以上3名を指名いたします。

よって、立会いの方々に開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち、賛成7票、反対2票であ

ります。以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○教育長就任挨拶

○議長（堀本典明君） 皆さんにお諮りいたします。

ただいま教育委員会教育長に同意されました武内雅之さんがおいでになっておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 （午前 9時25分）

再 開 （午前 9時26分）

〔（武内雅之君）入場〕

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

武内雅之さん、壇上にてご挨拶をお願いいたします。

〔（武内雅之君）登壇〕

○（武内雅之君） ただいま富岡町議会の皆様のご同意を受け、この場に立たせていただきました武内雅之と申します。

私、今年度末で退職となりますが、これまで19年間富岡町に勤めさせていただき、特に震災後は三春校の開校、そして閉校、伝統ある富岡町4つの小中学校の閉校、新たな富岡小学校、富岡中学校の開校と、重責を務めさせていただきました。現在、校長として4年間、新たな富岡町の復興に向け、子供たち第一で魅力ある教育を目指し、現在に至っております。今後はさらに自身の視野を広げ、富岡町のため、富岡町のさらなる復興を目指し、魅力ある学校教育はもちろん、社会教育、生涯学習、全ての面において全力で努めてまいる所存でございます。今後も議会の皆様のご指導、ご鞭撻よろしくをお願いいたします。（拍手）

〔（武内雅之君）退場〕

○議長（堀本典明君） 次に、議案第3号 富岡町災害復興計画（第三次）の制定についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） おはようございます。それでは、議案第3号 富岡町災害復興計画（第三次）の制定について内容を説明いたします。

現行の富岡町災害復興計画（第二次）は、計画期間を10年として平成27年に制定したもので、本年度をもって計画期間を終えることから、その後継であり、町の総合計画に位置づけられる富岡町災害復興計画（第三次）を、令和5年から2か年をかけ策定作業を進めてまいりました。令和5年度上半期には、お住まいや年代など様々な層の町民の皆様にご協力いただき、計10回、延べ180人によるワークショップ、そして下半期には、40名の委員から成る検討委員会を4回開催し、次期計画の核となる骨子案を固めていただきました。そして、今年度は町中堅職員を含む39人による政策化会議を7回開催し、具体的な政策、施策について検討を重ね、計画素案をまとめていただきました。検討過程においては、定例の委員会や全員協議会においても進捗や内容をご報告し、議員の皆様からも逐次ご指導をいただく一方、本年1月には素案に対するパブリックコメントも実施し、町民の皆様からも様々なご意見をいただきました。本日御覧いただく計画案は、こうした貴重なご意見をできる限り集約、調整したもので、先月19日開催の富岡町総合開発審議会においても適当であるとの答申をいただいたものであります。

本計画の特徴といたしましては、理想像となる目指すべき姿を描きながらも、人口の見通しや財政状況の現実的な数値に基づいた内容を意識し、第2期復興・創生期間以降の財政確保を見据えた柔軟な政策、施策体系としてございます。また、計画の実施においては、確かなPDCAサイクルの継続のため、担当部署等と協力し、成果指標の設定と評価反映体制を整備して臨むこととしております。

では、お手元の議案第3号別冊、富岡町災害復興計画（第三次）（案）について改めてご説明いたします。本計画は、3つのステップで順序立てて構成しており、ステップ1では計画ができるまでの背景を、ステップ2では基本構想と重点政策として本計画の要点を、ステップ3では基本構想に基づく政策、施策をまとめております。

6ページからがステップ1、計画ができるまでとなります。8ページをお開きください。8ページから12ページは計画の概要として、冒頭に申し上げました計画の策定趣旨、位置づけや計画期間、そして本計画の進捗管理や評価の方法、方針を示しています。

次に、13、14ページでは町の特性として、複合災害以前の豊かな自然環境や伝統文化など、町の成り立ちに関わる歴史的な内容を、15ページは複合災害の概要として、地震、津波、原子力発電所事故の概要を改めて示し、16ページでは町特有の状況として、原子力災害に見舞われた地域の特殊性として、除染という取組を特記してございます。

18ページでは社会経済情勢として、少子高齢化や頻発する自然災害など、その他考慮すべき情勢を記載するとともに、19、20ページには町を取り巻く内外環境の変化として、様々な視点から本計画の

策定に必要な前提となる情報を記載してございます。

21、22ページには人口の状況と見通しとして、町内居住者数の推移を基に、今後10年における町内居住者の目標数を示しています。全員協議会でもご意見いただきましたが、今後10年の間には除染など公共事業量の変動を含め、様々な要因が生じると想定されますが、これまでの増加水準を維持できるよう、産業、子育て、移住政策などに取り組み、目標の達成を目指すことといたしてございます。

23ページから25ページでは財政状況として、総務課で作成いたしました中期財政計画の内容を記載しております。復興財源などの見通しがいまだ示されない状況ではありますが、各種事業のスリム化、効率化により、めり張りのある運用を行うことを示してございます。

続いて、26ページからがステップ2となります。まず、28ページでは、本計画に係るワークショップや検討委員会において、町民や委員の皆様からいただいた様々なご意見を総括し、今後10年間の決意を「一人ひとりの幸せでみんなの未来を創る富岡町～住むほど、関わるほど、魅力と愛着が湧く町～」とした富岡町未来宣言について記載しております。

29、30ページでは、基本構想としての目指すべき姿と町づくりの基本的な考え方として、未来志向の復興・創生、つながりの拡大、世界に誇れる幸せづくりの3つを基本理念に掲げ、目指すべき姿を達成するための具体的な方針をプラン1からプラン5までの5つの基本方針として示しております。

その上で、31ページでは三次計画におけるこれからの町づくりの大前提として、避難指示が継続する区域の早期解除と生活基盤の整備と再生を掲げ、32ページではこれからの町づくりの進め方について、人、交流やつながりの重要性を記載しております。

33、34ページでは、重点政策として再び暮らしの場としていく町の復興及びつながりで未来を開拓していく町の創生を掲げ、それぞれの取り組むべき主な政策を示しています。

37、38ページには土地利用構想を掲載しており、二次計画の土地利用構想を基礎として、各地域の特性や現在の状況を踏まえて再編成し、それぞれのゾーンが相互に連携しながら、町全体の調和ある発展を促進することを目指していきます。

39、40ページは、計画期間10年間の道筋となります。

ステップ3、未来プラン、続いて42ページからステップ3を説明いたします。44ページをお開きください。44ページでは、29から30ページでお示した基本方針に基づく未来プランとしての5つの柱とそれに基づく各種政策を体系化して表しています。

45ページは、これらのページの見方となります。

46から56ページが未来プラン1として、地域づくりについての記載となります。46ページでは、地域づくりにおいて、人と人、地域がつながり、多様な人々の活動を生み出すまちとした目指す姿とその趣旨、そして地域づくりとしての進み具合をはかる場合の代表的な指標、次いで展開していく主な政策の一覧、最下段にはこれらに関連するSDGsについてそれぞれ記載しております。

47から56ページは、プラン実現に向け展開していく各政策ごとに、政策の目指す姿、政策における

現状と課題、政策達成に向けた各種施策と主な取組をなるべく分かりやすく、簡潔に示しております。

以降、58ページから68ページは、未来プラン2のこどもと大人が共に学び・育ち、文化が育まれるまちを目指す人づくりについての政策、施策を、70ページから86ページは、未来プラン3の快適で安全・安心に暮らせるまちを目指す暮らしづくりの政策、施策を、88ページから96ページは、未来プラン4の心も体も健康で、みんなが社会とつながりながら元気に生き生きと暮らせるまちを目指す健康づくりの政策、施策を、98ページから107ページは、未来プラン5の多彩な産業が発展し、みんなが笑顔で働くまちを目指す仕事づくりの政策、施策を、それぞれの未来プランごとに未来プラン1の地域づくりと同様の構成で示しております。

110ページからは、本計画策定に当たって様々な場面で関わってくださった方々から寄せられたメッセージ、122ページ以降は資料編として、経過や委員会の委員名簿、事業評価手法や本編中の用語解説などとなっております。

長くなりましたが、説明は以上となります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 150ページくらいにまとめておられるのですけれども、これだけ分厚いもので、これ記録に残っていくものだと思うのですけれども、その中で15ページかな、何で全町避難に至ったのか、複合災害、例えば東日本大震災の災害と原子力災害とたった1ページで片づけてしまっているのだけれども、これってちょっと寂しいというか、もっと津波被害とか地震被害はこうだったとか、原子力に至ってはこういうものだったとか、もっとここ手厚くしないと、結局災害復興計画は何のためにこれつくっているのだから、原因はどこにあったのか、その辺がちょっと薄いなど。150ページのうちのたった1ページ、2ページで片づけられる問題ではないのかなと思うのだけれども、その辺は頭の中になかったのですか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。原子力災害につきましては避難生活、避難先での策定のときに第二次計画の中で触れておりまして、今回は避難指示、まだ残っているところはございますが、その早期解除、そして我々が戻れる状況になって、生活している町民目線での計画ということにさせていただいており、こうした1ページだけの報告となっております。ただ、議員おっしゃるのも一理ございますので、できる限り記載はしたいと思いますが、短くなった理由としては、これからを見据えているというところで短くしているというところをご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 災害は過去のもので、これから明るい富岡町を目指す、将来のことを考えるのだと受け取れるので、何か富岡町が風化の原因をつくっているようにも見え、将来を見据える

のだといっても今現在まだ避難中のところもあるし、除染解体を行っているところもあるし、現状認識をもう少しやはりうたった上で、財政もそうだし、あとは人の戻りもそうだし、こういったところで夢と希望を描くのはいい。これは、そういった道に進まなければならないので。ただ、足元ももう少し大きく捉えてもらいたいと思います。その点お願いします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。私どももこれからの最終校正に臨みたいと思いますが、できる限り文言を入れる等努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 富岡町災害復興計画（第三次）の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）の制定についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を生涯学習課長に求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） おはようございます。それでは、議案第4号 富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）の制定についてご説明させていただきます。

富岡町男女共同参画まちづくり基本計画は、町男女共同参画推進条例に基づき平成19年に策定され、性別による格差や差別をなくし、互いに人権を尊重し合う社会を目指し、町内での様々な取組が進められてまいりましたが、東日本大震災及び原子力発電所の事故の影響により、計画書の見直しに着手できない状況となっておりました。町では近年、男女共同参画や多様性を認め合う社会の実現がより一層求められているなど、社会状況が大きく変化していることから、令和5年3月に町男女共同参画

審議会を再開し、これまで8回の審議会を開催し、計画書の見直し作業を進めてまいりました。本年1月には計画書素案を取りまとめ、広く意見をお聞きするためのパブリックコメントを実施し、その後の審議会でご意見を踏まえ、本3月定例会に基本計画案として議案を提出させていただきました。

それでは、議案第4号別冊を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、目次のページをお開きいただきたいと思います。本計画は、第1部の計画の策定にあたってから第5部の計画の推進体制の5部構成となっており、最後に関係法令等、用語集を掲載しております。

それでは、計画書3ページをお開きください。第1部では、計画の策定にあたってとして、計画策定の趣旨、国、県、町の各種計画における本計画の位置づけを記載しております。

次に、4ページをお開きください。上段(2)の計画期間において、本計画の推進期間は令和7年度から16年度までの10年間とし、期間中の社会情勢の変化に応じて随時見直しを行うこととしております。

次に、13ページをお開きください。第2部、富岡町の現状として、町の人口統計や東日本大震災及び原発事故を起因とした町民の複雑な居住状況等をお示しし、その後の18ページからは、令和5年11月に実施したアンケート調査結果を記載しております。

次に、27ページをお開きいただきたいと思います。第3部では、計画の基本的な考え方として、基本理念を誰もが互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮できるまちとし、下の段の4つの基本目標に基づいて各種施策を進めることを記載しております。

続きまして、33ページをお開きいただきたいと思います。第4部、施策の内容では、本計画に掲げた4つの目標を実行するための現状と課題を記載し、課題解決のための全庁での具体的な取組をお示ししております。

次に、55ページをお開き願います。最終第5部では、計画の推進体制として、第4部に明記しました施策を実現するための推進体制や協力機関との連携について記載をさせていただいております。

本計画に係る説明は以上となります。ご審議方よろしく願います。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 改めまして、おはようございます。それでは、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和4年6月に公布された刑法等の一部を改正する法律において、刑の種類中、懲役、禁錮を廃止し、新たに拘禁刑が創設されたことから、懲役、禁錮の改正対象の字句が存在する6件の本町条例の一部を改正するため、一括整備条例として新たに条例を制定するものです。

それでは、議案第5号別紙資料、新旧対照表によりご説明いたします。職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）、1ページから2ページを御覧ください。第21条の2第3号及び第4号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

富岡町職員の分限に関する条例新旧対照表（第2条関係）、3ページを御覧ください。第5条第1項中、「禁こ又は懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第3条関係）、4ページを御覧ください。附則第3条第6項及び第7項中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

富岡町個人情報保護審査会条例新旧対照表（第4条関係）、5ページを御覧ください。第12条中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第5条関係）、6ページから7ページを御覧ください。第5条の2第1号及び第2号並びに第3号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、第5条の3第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

富岡町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表（第6条関係）、8ページから9ページを御覧ください。第53条、第54条及び第55条中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

なお、本条例の附則として、第1項は施行期日を刑法等一部改正法の施行期日である令和7年6月1日とし、第2項はこの条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるとする罰則の適用等に関する経過措置の規定、第3項は過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定に適用する場合等に、今回の刑法改正に伴って、その罰則の適用に影響が生じないようにするための経過措置の規定、第4項は第3項同様の趣旨で、人の資格制限の対象としている場合等に、人の資格に関する条例等の規定の適用に影響が生じないようにするための経過措置の規定、第5項は職員、第6項は議会議員の規定となり、期末手当及び勤勉手当の一時差止め措置について、この条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされ、刑が確定していない者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす人の資格に関する経過措置の規定、第7項は議会議員の期末手当の一時差止め措置について、この条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪を犯した嫌疑により逮捕をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす人の資格に関する経過措置の規定をそれぞれ規定するものです。

なお、富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例、富岡町個人情報保護審査会条例、富岡町議会の個人情報の保護に関する条例の3条例については罰則規定が存在し、個人の権利、利益の侵害につながるかもしれないよう、条例の制定、改廃に当たっては検察庁との協議が必要になるため、条例案の内容を検察庁にご確認いただき、1月8日付で異議がない旨の回答をいただいておりますことを申し添えます。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の町税等の減免に関する条例についての件を議題といたします。

この件についてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大館衆司君） それでは、議案第6号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の町税等の減免に関する条例についてをご説明いたします。

東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた被災者に係る町税等の減免については、避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与することを目的に、国からの通達に基づき、震災以降、毎年度減免条例を制定して実施しております。令和7年度におきましても、今年度同様町税等の減免を実施するため、本条例を制定するものです。

それでは、条例案についてご説明いたします。第1条は本条例の趣旨を、第2条は用語の意味を定義しております。

第3条は固定資産税に係る減免を規定しており、第1号では避難指示区域内で使用不能の状況にある償却資産については、申請により全額を免除とするものであり、第2号では令和5年4月1日に避難指示が解除された旧特定復興再生拠点区域にある被災家屋のうち、環境省による公費解体をする家屋について、申請期限である令和6年4月1日までに解体を申出したものの、環境省の工事の遅れなどにより、固定資産税の課税基準日である令和7年1月1日の時点でも解体がされていない場合は課税されてしまうため、これを救済する趣旨で減免しようとするものであります。令和7年の年内中に解体する家屋が減免の対象となります。なお、旧特定復興再生拠点区域内の土地、家屋については、本条例ではなく法令に基づいて、令和7年度、2分の1の減額の課税となります。

続きまして、第4条は軽自動車税に係る減免規定であります。避難指示区域内に放置され、使用不能の状況にある軽自動車は、申請により全額を免除するものです。

第5条は国民健康保険税に係る減免規定であります。第1項と第2項は併せてご説明をいたします。対象となるのは、被保険者が属する世帯の世帯主が被災者である場合となります。その上で、避難指示が解除されない帰還困難区域の方につきましては、所得に制限なく全額免除であります。

次に、避難指示が解除された区域の方、またはその区域から転入の方、こちらは所得制限を設けて、世帯内の被保険者の総所得が600万円を超えれば減免とせず、600万円以下の方を減免の対象としておりますが、解除時期により、平成29年の1月1日から令和7年の3月31日に解除した区域の方、またはこの地域から転入した方は全額の免除、平成28年の1月1日から12月31日に解除した区域から転入した方は2分の1の減免としております。

第6条は介護保険料に係る減免規定であります。介護保険の第1号被保険者を対象に、第5条の国保税の減免と同様の減免となります。ただし、所得制限については国保税とは異なり、被保険者の所得が633万円以上の方を対象としております。

第7条は、この条例の施行に関する町長への委任規定です。

附則として、この条例の施行日を令和7年4月1日とするものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の町税等の減免に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 富岡町犯罪被害者等支援条例についての件を採決いたします。

この件についてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） それでは、議案第7号 富岡町犯罪被害者等支援条例について、その内容をご説明申し上げます。

今回の条例制定は、上位法の犯罪被害者等基本法及び福島県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、被害の軽減や生活の再建を図り、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものであります。

本条例につきましては17条立てとしており、第1条は条例の目的を、第2条は条例に関する用語の

定義を定めております。

次のページをお開きください。第3条は、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本理念を定めております。

第4条は町の責務、第5条は町民等の責務、第6条は事業者の責務としまして、それぞれの責務について定めるものであります。

第7条の相談及び情報の提供等は、犯罪被害者の相談に応じ、利用できる制度等の情報の提供や助言について定めるものであります。

第8条は、犯罪被害者等の心身を慰労するため、経済的負担の軽減として措置を講じることを定めるものです。

次のページをお開きください。第9条の日常生活の支援は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるよう、関係機関と連携し、必要な施策を講じることについて定めるものであります。

第10条の心身に受けた影響からの回復支援は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復できるよう、保健医療サービス及び福祉サービスの提供について定めるものであります。

第11条の安全の確保は、犯罪被害者等が再被害や二次被害を受けることを防止するための安全の確保について定めるものであります。

第12条の居住の安定は、従前の住居に居住することが困難な場合は、一時的な住居の提供について定めるものであります。

第13条の町民等及び事業者の理解の増進は、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための広報、啓発について定めるものであります。

第14条の学校における支援の実施等は、犯罪被害者等が児童生徒であるときは、学校と連携し、必要な支援を行うことについて定めるものであります。

第15条の民間支援団体に対する支援は、民間支援団体への情報提供と必要な支援を行うことを定めるものであります。

第16条の支援の制限は、犯罪被害者等であっても、犯罪を誘発した場合に、社会通念上適切でないと認められるときは、支援を行わないことができることを定めるものであります。

第17条は、委任につきまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨の委任規定となるものであります。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 富岡町犯罪被害者等支援条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和6年10月の福島県人事委員会勧告において、国家公務員との均衡を図るべく、令和7年4月1日以降の給料表の号給構成及び諸手当の規定を改めることとされたことから、人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、必要となる規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容としては、給料表の号給構成の改正や配偶者及び子に係る扶養手当の改正、交通機関等利用者の通勤手当の改正、単身赴任手当の支給要件の改正、管理職員特別手当の支給対象時間の改正などがございます。

それでは、議案第8号別紙資料、職員の給与に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表（第1条関係）、10ページから11ページを御覧ください。第10条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中、「扶養親族たる配偶者及び」を「扶養親族」以下記載の文言に、第3号から第6号を第2号から第5号に改め、「、同項第2号に該当する」以下記載の文言を削り、同条第4項中、「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に「5 前各項に規定するもののほか」以下記載の条文の1項を加えるものです。

11ページから12ページを御覧ください。第11条を削除し、第11条の2第1項第2号中、「配偶者」の次に「（届出をしないが）」以下記載の文言を加えるものです。

12ページから14ページを御覧ください。第12条第1項第1号中、「道路（以下この項及び次項）」を「道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中、「この項」を「この号及び次項」に、「「運賃等相当額」という。」を「「運賃等相当額」という。）」に改め、「でその利用が町長が」以下記載の条文を削り、「合計額）（運賃等相当額及び」以下記載の条文を「合計額」に改め、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額等」以下記載の条文を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に第3項として、「運賃等相当額」以下記載の条文を加えるものです。

15ページを御覧ください。第12条の2第3項中、「国又は他の地方公共団体の職員」以下記載の文言を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して」以下記載の文言を削るものです。

第20条の2第1項中、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中、「週休日等以外の日」以下記載の文言を「午後10時から」以下記載の文言に、「勤務した」を「勤務をした」に改めるものです。

第25条の2中、「、第10条、第11条、第13条、第13条の2及び第23条」を「及び第10条」に改めるものです。

16ページから22ページを御覧ください。別表第1（第3条関係）、行政職給料表を記載のとおり改正するものです。

23ページを御覧ください。附則第2条第8項中、「、第11条、第13条、第13条の2及び第23条」を削るものです。

なお、本条例の附則第1条において施行期日は令和7年4月1日からとし、第2条において給料表の改正に伴い、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給を附則別表に基づき切り替える規定を、第3条において切替日前の異動者の号給等の調整の規定を、第4条において令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置として、配偶者に係る扶養手当を段階的に引き下げ、子に係る扶養手当を段階的に引き上げる規定をそれぞれ定め、第5条において単身赴任手当に関する経過措置の規定を、第6条において再任用職員への特地勤務手当の準ずる手当に関する経過措置の規定をそれぞれ定めるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時35分まで休議いたします。

休 議 （午前10時23分）

再 開 （午前10時34分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、議案第9号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第9号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和6年5月の国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律において、デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関、料金体系の多様化等に加え、急激な為替、物価変動など、国内外の社会情勢の変化に対応すべく、複雑化しているルールを整理するとともに、実態に合わせた出張を可能とするため、旅費制度の抜本的な見直しが行われたことから、公費の適正な支出を図りつつ、公務の遂行に支障を来することがないように、公務のために命じた旅行に係る旅費を実費弁償することを明確化するため、所要の改正を行うものです。

それでは、議案第9号別紙資料、職員等の旅費に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表24ページから25ページを御覧ください。第2条第1項第3号中、「職員については」を「場合又は町長」以下記載の文言に、「又は居所）」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第5号中、「職員が死亡した場合においては」を「職員が退職し、又は死亡した場合において」に、「その遺族」を「その職員又はその遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中、「死亡した」を削り、「職員の配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが)以

下記載の文言を加え、同号を同項第6号とし、同項に第7号として、「旅行役務提供者 旅行者」以下記載の条文を追加し、第2条第2項及び第3項を削るものです。

25ページから27ページを御覧ください。第3条第1項第2号中、「場合」の次に「(当該退職に伴う旅行を必要としない場合を除く。)」を加え、同項第3号中、「場合」の次に「(当該死亡に伴う)」以下記載の文言を加え、同項第5号中、「場合」の次に「(当該退職等に伴う)」以下記載の文言を加え、同条第2項中、「第16条各号、若しくは第29条第1項各号」を「第28条第4項又は第29条第1項各号」に、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改め、同条中第6項を第7項とし、同条に第8項として、「第1項、第3項及び第4項に規定する」以下記載の条文を加えるものです。

第3条第5項中、「第1項及び第3項」を「第1項、第3項及び第4項」に改め、「(その者の扶養親族)」以下記載の文言及び「交通機関の事故又は」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「(その者の扶養親族)」以下記載の文言を削り、「その出発前に」を「次条第3項の規定により」に、「を変更」を「の変更」に、「され」を「を受け、」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に第4項として、「第1項及び前項の規定に」以下記載の条文を追加し、第4条第1項各号列記以外の部分中、「任命権者若しくは」以下記載の文言を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中、「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「、これを変更する」を「、その変更をする」に改め、同条第4項本文中、「これを変更する」を「その変更をする」に、「」に当該旅行に関する」を「」に町長が規則で定める」に、「これを当該」を「当該事項を当該」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書を「ただし、旅行命令簿等に」以下記載の文言に改め、第4条第5項を「前項ただし書きの規定により」以下記載の条文に改めるものです。

27ページから29ページを御覧ください。第5条第1項中、「本条」を「この条」に改め、第6条の見出し中、「種類」を「種目」に改め、同条第1項中、「種類」を「種目」に、「、車賃」以下記載の文言を「、その他の交通費」以下記載のとおり改め、同条第2項から第14項までを削り、同条第15号中、「第24条」を「第20条」に改め、同項を同条第2項とするものです。

第7条本文中、「旅費は」の次に「旅行に要する」以下記載の文言を加え、同条ただし書中、「または」を「又は」に、「旅行し難い場合」以下記載を「旅行し難い場合には」に改め、第8条から第12条までを削り、第7条の次に「(旅費の請求手続き)」として、「旅費(概算払に係る旅費を含む。)」以下記載の条文を第8条として新たに追加するものです。

31ページから34ページを御覧ください。第13条を第9条とし、第14条を「鉄道賃は、」以下記載の条文に改め第10条とし、第15条を「船賃は」以下記載の条文に改め第11条とし、第16条を「航空賃は」以下記載の条文に改め第12条とし、第17条を「その他の交通費は」以下記載の条文に改め第13条とし、第14条の前に第1節、交通費の説明を新たに付するものです。

34ページから36ページを御覧ください。第18条を「宿泊費は」以下記載の条文に改め、第18条を第14条とし、第19条を「包括宿泊費は」以下記載の条文のとおり改め、第19条を第15条とし、第20条を「宿泊手当は」以下記載の条文に改め、第20条を第16条とし、第18条の前に第2節、宿泊費等の説明を新たにします。

第21条を「転居費は」以下記載の条文に改め、第21条を第17条とし、第22条を「着後滞在費は」以下記載の条文に改め、第22条を第18条とし、第23条を「家族移転費は」以下記載の条文に改め、第23条を第19条とし、第21条の前に第3節、転居費等の説明を新たに付します。

37ページから41ページを御覧ください。第24条を第20条とし、第25条から第28条までを削り、第24条の前に第4節、その他の種目の説明を新たに付します。

第29条を「職員が公務のため」以下記載の条文に改め、第3章中、第29条を第21条とし、第4章中、第30条の前に記載のとおり第22条、第23条、第24条を加え、第4章中、同条を第25条とし、第30条の2を第25条の2とし、第31条を第26条とするものです。

第32条中、「又は第68条の規定に該当する」を「若しくは第64条の規定に該当する」に、「又は第68条の規定による旅費」を「若しくは第64条の規定による旅費又は費用」に改め、同条を第27条とし、同条の次に「町長は」以下記載のとおりの第28条を加え、第33条を第29条とするものです。

41ページから42ページを御覧ください。附則第4項及び第5項を削り、別表第1中、「(第18条・第19条・第20条関係)」を「(第14条・第16条関係)」に改め、同表を記載のとおり改め、別表第1、備考柱書き中、「宿泊料」を「宿泊費」に、「東京都」以下記載の自治体名を「埼玉県」以下記載のとおり改め、同表を別表として、別表第2を削るものです。

改正附則として、第1項において施行期日は令和7年4月1日からとし、第2項及び第3項において、改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によることとする経過措置の規定をそれぞれ定めるものです。

また、本条例の一部改正に伴い、改正を要する条例として、第4項において町長等の給与及び旅費に関する条例、第5項において特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、第6項において議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、第7項において証人等の実費弁償に関する条例の一部改正を行い、各条例において職員等の旅費に関する条例の規定を準用することとなることから、旅費に係る規定及び別表等を改めるものです。

少し長くなりましたが、説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和6年5月の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置等を拡充することとされたことから、必要となる規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

それでは、議案第10号別紙資料、職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表59ページから61ページを御覧ください。第8条の2第1項各号列記以外の部分中、「その子」を「当該職員の子」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が」以下記載の文言を削り、「以下同じ」を「以下この項及び次条第1項から第3項まで同じ」に、「第3項において同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同項第2号中、「、義務教育学校の」以下記載の文言を削り、同条第3項中、「前2項」を「前3項」に改め、同項を第4項とし、同条第2項を「2 任命権者は」以下記載の条文に改め、第8条の2第2項の次に第3項として、「3 任命権者は」以下記載の条文を加えるものです。

第8条の3第2項中、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項前段中、「第1項及び前項」を「前3項」に、「、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「、要介護者」に改め、同項後段中、「第15条第1項に規定する」以下記載の文

言を「要介護者」に、「深夜における」とあるのは」以下記載の文言を「、第２項中「小学校就学の始期に達する」以下記載のとおり改めるものです。

61ページから62ページを御覧ください。第15条第１項中、「要援護者」以下記載の文言を「要援護者」に改め、第17条の次に第17条の２、第17条の３として記載の条文をそれぞれ追加するものです。

なお、附則として、施行期日は令和７年４月１日からとするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

８番、高橋実君。

○８番（高橋 実君） 今さらなのですけども、職員の勤務時間、何時から夕方何時までなのか。あと、中間でどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

職員の勤務時間については、午前８時半から17時15分までとなっております。

あとは、休憩時間は、お昼の12時から13時までとなっております。

以上です。

○議長（堀本典明君） ８番、高橋実君。

○８番（高橋 実君） 数年前からずっと言ってきたのだけれども、少しは直ってきたみたいなのだけれども、特に朝晩、どうしても高津戸街道から小野線に入って、特にこの庁舎の西側関係、農道、あれ何キロだか分からなくて走っている職員もいるみたいだし、交通違反に係ったり、ましてや今から農繁期にかかってくるから、農業車両関係も増えてくるし、ここら辺はちゃんと職員なのだから守るようにしなければならないと思って注意していたのだけれども、あまりにも連発して見つけたときは呼び出して注意して、改善しているとは思っているのだけれども、今朝もそう。これからは町ではなく署に連絡させてもらっても構わないかな。事故起こされてからではたまらないし、時間に余裕を持った走り方ができない人それなりにいるみたいだから。職員の担当は総務課か。そうすると、副町長はおのずと担当でしょうし、事件、事故を起こされてからではたまりませんので、あえてここで注意と、今後どのような対策取って、このような質問が二度と出ないようにできるのか、決意を教えてください。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） ご指摘ありがとうございます。まず、勤務に際しては８時半からという時間はあるものの、ゆとりを持って、また余裕を持って出出勤するようにというところは各課長が庁議でも何回か申し上げているところでございます。そちらが各職員の、また会計年度職員も含めてそちらも伝わっているように思っておりましたが、そのような事例もまだ見られるというところで大変申し訳ないなと思ってございます。改めて私のほうでも町一丸でそこは、議員お質しのとおり、事故な

どがあつては一番まずいと思いますし、そういったことがあつては元も子もないというところでございますので、余裕を持って出退勤するように改めてまずは周知をし、そのようなことが起こらないように私どもとしても襟を正して町全体で進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 朝、自分が住んでいる家の玄関を出て、行ってきますから、ただいままで労災も関与してくるし、まさか富岡町職員云々でこういう事故を起こしたとか新聞に出たりしないようにまずはしっかり指導してもらって、あした以降、こういうこちらで車のナンバーを控えてどうのこうのにならないように責任持って各課長も、ピラミッド式なのだから、トップに立っているのは町長なのだから、そこら辺はしっかりしてもらいたいです。できれば明日からしばらく庁舎の入り口2か所に、3人で交代で立っているのも手だし、このぐらいやらないと効き目がないみたいですから、よろしく願いますというよりも注意しておきます。答弁はいいです。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和6年5月の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置等を拡充することとされたことから、必要となる規定を整備するため、主要の改正を行うものです。

議案第11号別紙資料、職員の育児休業等に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表63ページを御覧ください。第18条第3項中、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものです。

なお、附則として、施行期日は令和7年4月1日からとするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 確認するのも恥ずかしいのだけれども、この育児休業なのだけれども、読んで字のごとだと思ふのだけれども、これを利用して休んで、家庭のために、我が子のために尽くすのが従来の趣旨だと思ふのだけれども、パチンコ屋に行っていたとか、そんな話にならないようにしてもらいたい。特にいわき市、郡山市あたりで。そもそも今言っているような内容、自分の育児休暇だからパチンコ屋に出入りしても何してもいいのかな。そこら辺教えてもらえれば。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

育児休業、その名のとおり育児のための休業ですので、パチンコは行ってはいけません。

以上です。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 男女問わずこれを利用してそういう人がいわき市、郡山市でいたみたいです。チェックのしようはないでしょうけれども、よく制度的なやつしっかり認知してもらえるように指導をしておいてください。お願いします。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 存じませんでした。そういった職員がいたということであれば、特定して厳重に注意いたします。ご指摘ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今総務課長から育児休業だから育児以外は駄目という答弁出たと思ふのだけれども、例えば息抜きのためにパチンコ屋に行ったとか、そういうこともあり得るのだよね。駄目だとすれば、そういう人がいたらどういう罰則を設けるの。駄目だとすれば。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

罰則というものは課すことはできませんけれども、道義的に考えて、やはり育児のために休業している、仕事を免除されているわけですから、そこで息抜きというのは分かりますけれども、道義的に考えてどうかというところです。罰則というのは特に規定はありませんので、そういうことを想定しておりませんので、そもそも。そういうことでございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 例えば答弁の中で、育児休業を取った者はパチンコ屋には行って駄目という表現はちょっとおかしいと思うのだけれども、道義的には育児休業ですから、分かりますよ、それは。だけれども、全く育児以外に使っては駄目という表現になってしまいますので、その辺もう一回。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

すみません。言い方が適切ではありませんでした。パチンコに行くのは適当ではないというような表現にさせていただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 富岡町児童出産記念手当金支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第12号 富岡町児童出産記念手当金支給条例の一部を改正する条例について内容を説明いたします。

今回の改正は、全国的に国際化が顕著となる中、本町の避難指示一部解除後の外国籍の居住者の状況を踏まえ、納税義務とサービスを受ける権利をひとしく有することとなるよう、支給要件の一つである日本国籍を有する者を削るものであります。

別紙資料64ページ、議案第12号別紙資料を御覧ください。受給資格を定めた第3条におきまして、現行の「日本国籍を有する者で」を削り、改正案のとおり改めるものです。

なお、附則におきまして、本条例の施行日を令和7年4月1日としております。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 富岡町児童出産記念手当金支給条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 富岡町重度心身障害児の援護手当支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第13号 富岡町重度心身障害児の援護手当支給等に関する条例の一部を改正する条例について内容を説明いたします。

今回の改正は、資格要件を緩和し、町民福祉、障がい者福祉の向上を図るものであります。現行の支給要件には、日本国籍を有する者及びその年の4月1日現在引き続き6か月以上居住していることがありますが、国籍による不平等と障がいを持つ転入者等が一定期間手当が受給できない期間をなくすため、併せて削除するものです。

別紙資料65ページ、議案第13号別紙資料を御覧ください。受給の資格を定めた第3条におきまして、現行の「、日本国籍を有する者で、その年の4月1日現在引続き6か月以上居住し」を改正案のとおり「、町内に住所を有し」に改めるものです。

なお、附則におきまして、本条例の施行日を令和7年4月1日としております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 富岡町重度心身障害児の援護手当支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 富岡町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第14号 富岡町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例について内容を説明いたします。

今回の改正は、町社会福祉協議会に委託している在宅福祉サービスのうち、理容師の派遣サービスに係る利用負担額を増額しようとするものです。本事業は、自ら理容室に行くことが困難な高齢者に理容師を派遣し、在宅でサービスを受け清潔を保持し、もって福祉の向上に資するものとして、現在は利用者負担500円、町負担3,000円で運用しておりますが、昨今の物価高騰や全国の利用における平均単価の状況を踏まえ、利用者負担を1,000円とするものです。なお、本条例とは別に交通費として実費分を支給し、本事業を継続して実施できるようするものです。

別紙資料66ページ、議案第14号別紙資料を御覧ください。別表最下欄、理容派遣サービスの現行、利用者負担額1回当たり500円を改正案のとおり1回当たり1,000円に改めるものです。

なお、附則におきまして、本条例の施行日を令和7年4月1日としております。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 利用者が500円から1,000円になると。だけれども、町負担も3,000円あると。そうすると、床屋は4,000円入ると。プラス交通費が入ると。そうすると、大体総額4,500円とか5,000円になるわけですか、1人当たり。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ただいま議員おっしゃるとおりの、金額的なものはそのようになってまいります。これまでは、説明の中にもありましたとおり、利用者負担が500円、町負担3,000円、合わせて3,500円ということのみでやっておりましたけれども、避難以降、理容師の移動にかかる距離ですとか時間、そういったものもかなり負担を強いているところもございますので、まずサービス、施術自体は平均単価としまして、そのほかに事業が継続して行えるよう、交通費を別途支給したいという考えの下の改正としております。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） ちなみに、この理容師、業者は町内の業者で、いわき市とかよそから来る交通費ではなくて、町内がメインになるのでしょうか。大体どれくらいなのか、その辺も教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） まず、事業者につきましては、現在登録があるのは5事業所でございます。場所につきましては、主にいわき市北部担当される方が、こちらはもともと富岡町にあった理髪店の方、それからいわき市南部というところで、そちらでも1か所になりますが、こちらはもとの富岡町の方ではございません。最初のいわき市北部以外は富岡町の方ではございません。それから、町内担当といたしまして川内村、それから大熊町、それから町内の清水の方であります。先ほどももとの町内事業者を1社と申し上げましたが、最後の清水におられる方についてはもともとの方、計5社というところでございます。それから、サービスを受ける側の方につきましては、登録自体は15名いらっしゃいます。そのうち、いわき市にお住まいの方がお一人、それ以外は富岡町内の方の登録となっているところでございます。ただ、富岡町にお住まいの方で、本来であれば富岡町担当の方にお願ひできればその距離ですとか時間のロスはないのですけれども、どうしても昔から通っていた理髪店の方が登録してあるのであれば、その方にお願ひしたいというような要望もありましたので、いわき市から富岡町に来ているという事例もございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 先ほど質問の中に大体交通費どれくらいですかという質問も入れていましたので、追加で富岡町内の業者が町内に行って理髪をしてくれる場合の旅費と、あと当然いわき市から来て富岡町まで行ったり来たりしてくれる方の旅費が額が変わってくると思うのですが、どれくらいをお支払いの予定なのですか。教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 施術につきましては、変わらず4,000円というところで一律でございましたので、あとは実際お店からサービスを受ける方のご自宅までとなりますので、そちらにつきましては旅費の条例などを参考にしておるものでございまして、差額としてはそれほど交通費大きく変わるものではないというところでございます。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 質問に対して答えていただいていないのは、金額はどれくらいですかって聞いているのです。大きく違うかって聞いているのではなくて、500円くらいだとか1,000円くらいだとかざっくばらんでいいですから、細かく教えてくださいではないから、いわき市から来て4,000円で髪のカットしてくれというのも、これはやっぱり大変だと思います。町内業者だったら、それは別に暇だったらいいかと、例えば月曜日休業日だから、月曜日だったらやってあげるよとか、業者の都合で曜日設定なんかもできると思うので、ざっくばらんな金額だけで結構ですから教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 大変失礼いたしました。旅費の算定基準がキロ当たり37円ということでございますので、いわき市と富岡町内から、その2つの比較でいえば1,500円程度になると思われます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 富岡町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時35分まで休議いたします。

休 議 （午前 1 1 時 2 9 分）

再 開 （午前 1 1 時 2 9 分）

○議長（堀本典明君） では、再開いたします。

次に、議案第15号 富岡町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、表の朗読を省略してください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） それでは、議案第15号 富岡町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についての内容につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、富岡町健康増進センター敷地内に夜の森地区中核拠点施設整備を計画しており、今後健康増進センターとしての活用がなくなったことから、本条例の健康増進センターに係る部分を削除するものです。

別紙資料67ページから68ページ、議案第15号別紙資料、富岡町行政財産使用料条例新旧対照表を御覧ください。別表第2（第2条関係）中、健康増進センターに係る部分を削除し、「下記以外の建物」を「建物を使用する場合」に改めるものです。

なお、附則において、条例の施行を公布の日からとしております。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 富岡町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についての件を採決いたし

ます。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） それでは、議案第16号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例についての内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、今後の人口減少、少子高齢化が進展している社会情勢を踏まえ、消防団員の確保を図るための対応の一つとして、定年制度の撤廃等の検討について消防庁長官通知により助言として示されております。また、東日本大震災と原子力事故による影響もあり、当町の消防団員の減少が顕著であることから、富岡町消防団と協議を重ねた結果、消防団員の定年となる年齢上限を令和6年度末で廃止するものであります。さらに、令和3年4月の消防庁長官通知により消防団員の報酬等の基準が示され、また消防庁の消防団員の処遇等に関する検討会最終報告において、今の時代に即した団員確保のための重点取組事項として、報酬等の処遇改善が団員の士気向上や家族等の理解を得るために不可欠であると示されました。これらを踏まえ、富岡町消防団員の報酬の種類、額及び支給方法の見直しなど処遇の改善を行い、町民の安全、安心の確保及び地域防災力の充実、強化を図るため、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案第16号別紙資料、富岡町消防団設置に関する条例案、新旧対照表69ページを御覧ください。第1条条文中、「第9条」を「第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項」に改め、第4条第2項条文中、「65歳未満」及び同項「ただし、消防団長及び副団長については、この限りでない。」を削るものです。

第15条第1項条文中、「別表第3に定める報酬」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、第1項の次に支給時期、支給要件として第2項、「年額報酬の額は、別表第3に定める消防団員の区分による額とし」以下の文言を新設し、第2項の次に出動区分、出動単位に応じた金額として第3項、「出動報酬の額は」以下の文言を新設するものです。

第16条第1項条文中、「別表第4」を「別表第5」に改め、次のページをお開きください。同条第2項、「消防団員が職務のため出動したときは、別表第4に定める費用弁償を支給する。」を削り、同条第3項中、「前2項」を「前項」に、「職員等の旅費に関する条例（昭和41年富岡町条例第7号）」を「特別職の職員で非常勤のものの報酬」以下の文言に改め、同項を新たに同条第2項とするものです。

次に、現行の別表第3中、「報酬の額」を「年額報酬の額」に改め、区分、副機械係長、年額3万5,000円を年額3万8,000円に、区分、団員、年額2万8,000円を国の年額報酬の標準額である年額3万6,500円に改めるものです。

次のページを御覧ください。次に、現行別表第4中、費用弁償の額の表中、費用弁償額を災害等の活動に伴う出動報酬の額として新たに別表第4として追加し、災害出動の場合1回につき2,100円を災害出動の基準額同額の1日につき8,000円に、警戒出動の場合1回につき1,600円をパトロール等の警戒出動4時間以上6,000円と4時間未満3,000円に、機械出動の場合1回につき1,100円及び訓練出動の場合1回につき1,600円を同じく1日につき3,000円に、警戒区域内出動の場合1回につき4,100円を職員の特殊勤務手当を基に帰還困難区域内出動の場合4時間以上6,600円（加算額）と4時間未満3,960円（加算額）に改め、備考の「警戒区域とは」以下の文言を「帰還困難区域とは」以下の文言に改めるものです。

次に、現行別表第4、費用弁償の額の表中、旅費額、職員の給与に関する条文以下の文言の同表部分を新たに別表第5とするものです。

なお、附則として、本条例の施行日は令和7年4月1日からとするものであります。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 消防団がなかなか今集まらないということで、こういう非常事態で辞めていく人が多くて激減している中で、こういう改正当然必要かなと思います。65歳以上は省いたものですから、定年がなしということでもいいのですよね。そうすれば消防団の数もあんまり減らないで済むのかなという考えで、これはいいと思うのですが、この4条の2番、消防団員は本町に居住または勤務する年齢満18歳ってなっていますが、ここの文面、これ今回上がってきた文面全体を見ますと住民票を有する者という文面ないのです。どこかの条例で定まっているのだから分らないですけども、その辺を教えてください。この文面だけ読むと、住民票を有しなくても誰でも入れると。

それ1点と、あと次のページ、危険手当ですか、危険手当、帰還困難区域内出動の1日につき4時間以上、危険手当6,600円となっていますが、今環境省が定めているのが困難区域4時間以上だと6,600円なのです。そうすると、町の出動の代金というか、お金は一銭も入っていないという考え方になってしまうのですが、この6,600円の根拠を教えてください。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） まず、1点目の住民票のあるなしということですが、令和5年3月の議会の際にも、住民票なく、さらには勤務する者をもって消防団員となることができるというような改正を行ったところですので、そのような考え方で記載しているものです。

それから、帰還困難区域の加算分につきましては、職員の加算分というのを参考に同じような考え方で定めたものであります。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 住民票を有しなくても消防団員になれるということですが、これ住民票は必要なのではないかなって、5年にそういう改定があったということを私ちょっと記憶していないものですから、それはどういう考えなのか。

あとは、今の6,600円の手当の部分ですが、この手当の部分は給料で払っていくから、それにプラス6,600円上乗せ、そういう考えでいいのですよね。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、なかなか消防団員が減少しているということをもって、町内で勤務する方も消防団員として入れるというような改正を行って、団員の加入促進を図るという観点で行っているものでございます。

さらに、もう一つの追加につきましては、期間困難区域に入った時間に応じて、基準を基に4時間以上、4時間未満で分け加算をするということの考え方でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。町内に勤務しているということで消防団員になれるって、それは理解しているのです。これは、住民票なくてもなれるということですから、いわき市に住民票を持っている人が富岡町の会社に勤めれば消防団員になれるよということですから、それは理解できるのです。ただ、富岡町に居住していても住民票を置かない人で職場はいわき市の人でも消防団員になれるの。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 記載のとおり居住をもって、勤務先がいわき市という場合のことかと思いますが、富岡町内に居住している者をもってということですので、消防団に加入していただいて活動していただきたいと。働いている場所がいわき市ですから、緊急時にはなかなか応じられないというようなことも想定されますけれども、それ以外の町内に夜間とか、そういった場合も想定しながら、消防団員としての活動を期待するものでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） まず、危険手当のやつなのだけれども、点・線は解除してあるところで、困難区域の中に入って作業すれば危険手当は伴うのだけれども、解除になったところをただパトロールして回るのに対しては危険手当発生しないのだよな。行政と国策でやっている解体除染関係とまた考え方が違って、別々になっているのだから分らないけれども、そこら辺しっかりしてもらいたいというのと、あと4時間以上、以下で単価も変わってきているな。4時間未満は未満で単価があるし、4時間以上は従来誰もが知り得る6,600円。なおかつさっき言ったように、これが値するのは困難区域の中。点・線で解除になっているところを巡回するのは一切危険手当は伴わないわけなのだけれども、どんなふうにしているのか、教えて。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 今おっしゃられたように点・線拠点の解除になった道路につきましては、もちろん解除ですので、その部分をただ通行している分については対象にならないという理解です。ただ、帰還困難区域の中のそれ以外の部分に入った場合を対象としております。それと、金額につきましても職員の特殊勤務手当を参考にとというようなことで基準として定めたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 前段で話したのは分かる。まるっきり解除になっていない、中に入って消防団員が何するのだけは分からないけれども、困難区域には幾ら役場職員でも勝手に入れるわけないのだし、仮に町が管理している用排水路で何かあったのではないでしようかってただ入っていくことはできないわけだし、それなりに困難区域の中の通行証をもらって入っていかなければならないし、ちょっとそこら辺勉強してみてください。手当の分も4時間未満と以上とおさらいしておいたほうがいいと思います。答弁あるならば聞かし、なかったら終わります。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 富岡町健康増進センター条例及び富岡町温泉条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） それでは、議案第17号 富岡町健康増進センター条例及び富岡町温泉条例を廃止する条例についての内容につきましてご説明申し上げます。

本条例は、富岡町健康増進センター敷地内に夜の森地区中核拠点施設整備を計画していることから、平成13年に健康増進センターの施設管理等について定めた富岡町健康増進センター条例と平成9年に温泉の給湯について定めた富岡町温泉条例の2つの条例を廃止するものです。

なお、附則において、条例の施行を公布の日からとしております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 富岡町健康増進センター条例、あと富岡町温泉条例、まず施設のほう、健康増進センターは解体して、前の施設はないから、これは仕方ないと思う。ただし、温泉条例は、今後予定している施設の進み具合によっては、足湯ぐらい造ったらいいのではないかなとなったとき、温泉条例なくしていたのでは源泉も何もいじれなくなるのかなという懸念もあるものだから、そこら辺もずっと2年後、3年後、5年後、前も言ったけれども、ないから切る。温泉使わないから切る。切ったやつ使うようなことになったときにまた上げてくるのか、そこら辺十二分町の中で考えてやっていると思うのだけれども、追っかけこういうふうに流れが変わったから温泉条例議会に出してくるようなぶざまなまねはしないと思うけれども、そこら辺はどういうふうになっているの。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 次のステップの件でございますので、私から答弁させていただきます。

まず、温泉条例、既存の温泉条例のことを申し上げますと、その目的と名称等々があります。この温泉の給湯についてということで明記していて、その先が健康増進センターに給湯するのがこの温泉ですということで明記しております。今般廃止をさせていただき、新たに井戸を掘り温泉が出た場合には、また新しい施設になってきますので、新たに条例を制定する、そういう考えを持って今般廃止の条例を上程させていただいたところでございます。先を見てこの廃止条例を上程させていただいた

ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） そうすると、これ温泉条例廃止した時点で源泉は埋めるという考えでいいのかな。あのまま埋めない状態に置いていて、今後の大きな地震とか来たときに、硫化水素ガスだとか何かが上がってきたり、今は温度何ぼだけれども、流れが変わって熱くなるやつが噴き出したとかといったときに、手だてする条例も何もなくしていたのではどうなのかなという懸念があるからこうやって聞いているだけで、そこまで全部予測して、きっちり何メートルまでは何で埋めて、GLから何ぼまではコンクリートを流し込んで固めるとかちゃんと考えてやっているのならいいのですけれども、考えているのなら図面あるでしょうから図面出してください。お願いします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、既存の温泉井戸の状況を申し上げますと、上にある設備等はまだ十数年使っていませんので、使用できません。ということになれば、その使用できない部分は排除しなければいけない部分になります。また、GLマイナス729メートルの地点で閉塞しているという部分が事実として令和2年のときに発見しました。その間これを修繕して使うのか、このまま使うのか、新しく使うのかということで温泉井戸に関わる方々、それから経営者、それから許可権者である福島県にも確認をさせていただいたところでありますが、長く使うということであれば新しく造るほうが一番いいという選択肢になりましたので、今般のやつは修繕せずに、廃坑という形になります。この廃坑の手続については、管を引き抜くということがあるのですけれども、当然メタンガスが発生し、可燃性ガスが発生しておりますので、切断ができないため、729メートルまで砂利を入れるという形になりますが、その上には必ずコンクリート、30メートルの深さまで埋めていくのだという環境省のマニュアルがございます。それに従って必ずやることと福島県から指導を受けておりますので、その適切な対応をこれから進めてまいります。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） そこまで手続踏んでいるのならば、それなりの文書の書類と図面と提出お願いします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 求められた図面等についてはきちんとできておりますので、提供させていただきますと思います。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 温泉条例の廃止は理解しましたけれども、井戸を全面的になくすなんていう言葉は今初めて出てきたのです。条例の廃止だけかなと思って考えていたのですが、完全にあの井戸をもう埋めてしまうということ、委員会なんかでも出ているのかな。我々は、委員会別ですから一切

聞かなかったし、全協の中でもそういうことは一切聞いていないし、井戸を全面的に埋めるということになれば、また温泉施設造るときに新たな井戸を掘るかって簡単に言いますけれども、あれ1億円以上かかっているのですよね、あの当時で。多分今だったら2億円くらいかかるのかなと思うのですが、それで掘って出るって間違いなく決まっているわけでもないし、そういう大事なことを議会に一つも話なくて、もう全部業者とかそういうので進んでしまっていて決まって、図面までできているってちょっと理解できないのですけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、図面の話でございますが、これは報告書という形で令和2年に出てきた結果報告書の図面という形でさせていただきたいと思います。

それから、廃坑する、それから新しく造るということですが、先ほど申し上げたとおり、経費は議員おっしゃった2億円程度という形でも全協では説明させていただきました。改めて町の考え方を申し上げます。井戸が新しく掘って出るかという確証があるかということになりますと、もう既にどこの断層で温泉井戸のもととなる部分が出るかという部分は分かっております。今の既存の温泉井戸のすぐ近くというわけにはなかなかいかなくて、若干、敷地内ではありますが、場所を変えて新たに掘っていくという考え方に、これは県から指導を受けております。そのような形で新しくスタートするためにまずは条例等の廃止をさせていただいて、当然条例にはその温泉の名称もあります。以前はさくらの湯という形ですが、それを引き継ぐものではなく、新しい名称になるかと思うので、こちらについては改めて廃止をし、設置した際には新たに条例を制定したいと、これが町執行部の考え方でございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 説明は分かりますけれども、あの温泉井戸を埋めるということは今初めて出てきた言葉なのです。そういうどうしたらいいかということで、新しく掘れば2億円かかるとかいろいろ文面は出てきて、私も分かっています。ただ、埋めるという決定は初めて今日、出てきた言葉なのです。あれだけの井戸をもう埋めて使えなくするよという決定の前に、やっぱり議会にも一言言わなくてはならないのかなって私は感じるのですが、その辺どうなのですか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議員おっしゃるとおりであります。言葉足らずだった部分が多々あったかと思います。温泉井戸についてどうだという形では昨年度話をさせていただいていて、廃坑するにもこのくらいかかるし、新しく造るにもこれだけかかるという費用は説明させていただきました。実際これから進めていこうとする際には、今の温泉井戸の健全性を保つという観点から改めて申し上げますけれども、廃坑させていただき、新たに掘るという形をここで説明させていただきます。順番が逆になったかもしれませんが、ご理解いただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ただ、今現在でも30度くらいのお湯は出ますので、温泉としての利用は可能だと思えます。だから、その井戸が700メートルちょっと行ったところで割れている部分があるということで、水差してきてお湯がぬるくなってしまう。ただ、それがどこまでもつかという誰も保証できない。3年もつか、20年もつか。ただ、そういう状況の中で、簡単に言いますが、2億円かけて新たな井戸を掘る、温泉にするときは掘りますよって、そういう簡単な問題ではないと思うのです。リフレ跡地利用に関しては、今からいろいろ買物環境とか温泉施設とか造るために最終的には今現在の試算だと24億円ちょっとかかる。そういう大きな試算が出てきているのに、簡単に1億円、2億円の話をされたのでは私も困ってしまうのです。そんなに湯水のようにざぶざぶ使っているのかという話も浮上してきます。そういうことで、先を見越した考えで町長どう考えていますか、その辺。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 私もこの前も説明しましたように、できるだけ予算確保に努めながら、町の持ち出しはないようにしていきたいと考えております。それから、井戸の件も含んで24億円という、この前、金額を提示させていただいたところでありますので、そういうふうにはできるだけ財政に何か負担をかけないようにしっかりやっていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 富岡町健康増進センター条例及び富岡町温泉条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（堀本典明君） 起立多数であります。（賛成8名 反対1名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時05分）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、議案第18号 富岡町放課後児童クラブ施設の指定管理者の指定につき同意を求めることにつ

いての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 議案第18号 富岡町放課後児童クラブ施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、富岡町放課後児童クラブ施設の管理について、地方自治法第244条の2第6項の規定により同意を求めるものであります。

指定管理の予定候補者につきましては、募集要項を定め、公募を令和7年1月10日から2月5日まで行い、申請のあった3者によるプロポーザルを実施し、令和7年2月14日開催の指定管理者選定委員会において総合的な審査を行った結果、宮城県仙台市青葉区春日町7番32号、パセオビル8階、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東北支店、支店長、唐木俊一を予定候補者として選定したものであります。

指定する期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間であります。

同社の選定理由につきましては、全国規模での実績による柔軟な協力体制の下、職員確保など施設の安定的運営や、児童の健康や衛生管理などの管理体制、児童に対する育成支援について向上心を持った提案がなされたことが高く評価されたものであります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 今の説明において、3者によるプロポーザルで、それで3年間というところは理解できたのですが、指定管理料について聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 指定管理の委託料につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで3年間におきまして、1億1,500万円の債務負担行為を上限額として設定させていただいておりますので、その範囲内で議決を賜りましたときに再度見積りを徴収して契約をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） ほかにご質問。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 一部1番に関連するのだけれども、これ内訳詳細はないの、1億1,500万円

の。どこからどこまでどういうことをやってこうなったのだから。

それと、関連するのだけれども、児童クラブ施設の指定管理、今言ったように建物の中だけを指しているのか、敷地全般を指しているのか。前の施設を見てみると、外回りの草とか落ち葉とか、そういったもろもろをほとんどやっていなかったな。だから、内訳ないと1億1,500万円が妥当なのだから全然分からないのだ。この会社がこの施設を3年間で1億1,500万円で、どういう選定したのかも何にも分からない状態で上げてこられても、仮に第三者の町民の人から中身どうなのだって聞かれたって全然分からない。そこら辺はどうなの。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） まず、今年度までにつきましては施設の運営委託ということで、子供たちを見守るというような運営のみの委託料ということで出しておりましたので、園庭であったり、そちらの管理、草むしりであったりとか、そういったものは町で直接委託をかけてやっておりました。ですので、来年度からにつきましては指定管理ということで、管理も含めて全て運営事業者をお願いするというような形になります。また、金額の内訳でございますが、上限額といたしまして、1年間にしますと3,850万円でございます。そのうち委託費というか、業務に係る委託ということで約3,300万円を積算しております。それ以外は光熱水費であったり、消防点検といった施設の運営に係るものについて約500万円ほど計上させていただいているというところでございます。3,300万円の内訳につきましては、人件費で2,400万円ほど、また企画とか子ども教室に係る部分というところで約200万円ほどでございます。また、運営に係るシステムの使用料であったり、教材費、印刷費等事業費に係るもので約600万円というところで、そういった内容で積算をして今回プロポーザルをしたところ、こちらの範囲内額で提案があったという形でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 理解したいから、この材料を提示してもらいたいから聞いているのだ。実質敷地の中、外回りも建物の中も運営も、大まかに3つの区分にしたときに3つが重なって初めてこの施設で子供らが安全に安心して過ごせるわけだから、中ばかりきれいで、では外でちょっと遊ぼうかと、体動かそうかといったときに落ち葉だらけ草だらけ、そんなところは行政が行う施設ではないと思うから、かかるものはかかるって、ちゃんと今言ったように安全に安心して子供をここの施設に預かってもらえるような施設でなければ駄目だと思うのだけれども、何でそういうふうに、自分も子供いるでしょう。そういう施設が一番安心だと思うのだけれども、だから積算して何してって、これ工事に当てはめていったら一番分かりやすいと思うのだけれども、そこら辺はどんな考えしているの。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） まず、議員おっしゃるとおり、子供の安全、安心というのは非常に大事なことでございますので、まず事業者には先ほどの園庭で落ち葉が落ちているというようなこと

にはならないようにきちんと事業者と協議しながら、そちらは管理は全て事業者で行うということでの指定管理でございますので、施設内を全て事業者で行っていただくというところでの指定管理でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） とにかくやるべきものはやるように。ただし、これが増えたからこれだけかかる、あれだけかかるではなく、それも隣接する施設である程度協力体制を持てできるのであれば5割減になったり、そんなことも考えながら進めるようにしてください。

終わります。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 富岡町放課後児童クラブ施設の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 不動産の取得についての件を議題といたします。

〔9番（渡辺三男君）退席〕

○議長（堀本典明君） 総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） なお、地方自治法第117条の規定により、9番、渡辺三男君の退席を求めています。

内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） それでは、議案第19号 不動産の取得についての提案内容を説明いたします。

本議案は、深谷、松の前及び新夜ノ森地区にまたがって整備を計画しております富岡第二産業団地に必要となる用地のうち、所有者の同意や農地転用等の町が取得するに必要な手続が完了し、取得が

可能となりました106筆、12万4,574.92平方メートルの用地取得であり、その取得価格の合計は4億2,007万4,180円であります。

議案第19号別紙、富岡第二産業団地整備事業用地取得明細書を御覧いただきたいと思います。今回取得する土地の契約相手方別の一覧となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、議案第19号別紙資料を御覧ください。整備事業区域をそれぞれの用途や状況に応じて着色しております。本議案に係る用地取得の箇所は赤色でございます。そのほか、青色の箇所は面積及び金額が議会の議決を要しない規模の箇所であり、今後順次契約を進めていく予定としております。緑色の箇所は現時点で交渉継続中の箇所を、灰色の箇所は道路や水路等の公共用地を、無着色としている白地の箇所は農地として活用する所有者の意向を尊重し取得対象外とすること、また所有者のご要望に応え、団地整備事業に併せて農地を集約する計画があることを説明し、ご同意をいただいております。

最後に、産業団地の整備工程を申し上げます。産業団地の整備工程につきましては、来年度は用地交渉を引き続き進めながら設計業務に取り組む計画であります。早期に工事を発注し、供用開始が可能となるよう土地所有者並びに各関係機関と密に連絡調整してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 所管の委員会で説明はある程度受けたところなのですが、若干聞き漏らしたところがあるので、ご説明ください。

地目の田んぼの平米当たりの単価はお聞きしてあったのですが、この中によく見ると宅地があるのですが、散在しているのですが、宅地の評価額、価格等を教えてほしいです。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 評価額について申し上げたいところでございますが、現在用地交渉最中でございますので、宅地の評価の幅、額の幅を申し上げさせていただいて、参考にしていただければと思っております。評価額でございますが、平米当たり1万円から1万3,000円という評価をいただいているところであり、町としてもこれで交渉を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。ナーバスな部分なので、この辺はあんまり私も詰める気はありませんが、物を買うときに安いか高いかというのは、これ買う人の感覚というのですごく左右されると思うのですが、第一産業団地、太田の実勢価格、購入価格と比べると、首をかしげる部分が多々見受けられるのですが、今回の産業団地造成をすることは基本的に私反対ではありません

が、まずこの購入のほかには借地というものは検討されたのか。あと、どうしても産業団地造成したいのだという熱意とありますか、やる気とありますか、そういうものが感じ取れないので、委員会のときも私申し上げました。何度も機会あるごとに申し上げていますが、私の中では、F－R E I の誘致合戦に敗れた悔しさはまだ根に持っているところがあるのですが、その代替事業として産業団地になったのか、もしくはその以前から、結局、私昼休みに第二次復興計画のゾーニングの写真の部分を見てきたのですが、第二次復興計画ではあの地域は再生発展ゾーンという形で、どうにでもなるというか、第二次復興計画を策定する段階ではまだ使途とありますか、今後の方向性が決まっていない段階だったので、何とも言えないのかもしれませんが、長々と話しません。まず、今回の事業の中で借地は検討されたのか。あと、時系列で産業団地、F－R E I の前からどういう流れで今回の産業団地の取得、事業計画に至ったのか、おおよそで構いませんから時系列で説明してください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、1点目、購入ではなく借地が可能かどうかという部分でございしますが、こちらは加速化交付金を活用して整備をしていくという観点の中から借地というのはないという状況でございします。選択肢の中で借地はなく、全て購入ということでございします。

2つ目、F－R E I との兼ね合いということでございしますが、時系列で申し上げますと、まずここに広がる、今回解除されたところから東側、また南側にある土地をどうやって活用するかという部分を町として産業振興課のときに土地利用関係で調査をさせていただきました。その中で町事業に協力しますよというのが7割ぐらい、多くの方々がしていただいたところでございします。そんな中で上郡にある富岡産業団地の進出がそのときはもう70%ということになってきて、次なる手を考えなければいけないのではないかという部分は町の岐路に立ったところでございします。そんな中で今ほど議員がおっしゃられたF－R E I の話が出て、産業団地として整備する中にF－R E I が入ってくればこれ幸いかなという形で候補地として町として名のり上げたのがそのときの流れでございします。前段に産業、雇用を創出していくという観点の中から雇用の場を創出していく場所を新たに設けようというのが起点でございします。その流れで今の言ったような時系列で進めてきたというのがこれまでの経緯でございします。

以上でございします。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ある程度今の課長の説明で納得しました。まず、解釈からすると、太田の産業団地がある程度需要が高くて大変だねということで次の候補地を考えていましたと。そして、その後F－R E I の誘致の土地としてという流れになってきて今回の産業団地造成に戻ったということなのですが、今の課長の説明の中で、第一産業団地かなり需要があるというお話ですが、それは感覚的な問題で、私は確かに富岡町に協力していただいた優良企業が太田の第一産業団地には参入してきていると思います。ただ、労働者がたくさん闊歩してにぎわいを創出しているのかなというようなこ

とを考えたときに、あそこの企業、参入している企業の中にも従業員が足りなくて、やっぱり外国人の方の労働者が自転車で通っていたりとか、そういう姿が見受けられます。これ例えば第二産業団地にも同じような企業が、同じような状態で入ってきたのでは、私個人的には参入企業の選択に誤りがあるのではないかなというような感覚であります。では、どういうことかという、これ全協のときにも私の口下手なところと言ったつもりですが、やはりトップ自らどんと、役場で腰を据えているので、窓口業務に専念して、向こうから来て参画してもらう企業を待っているのではなくて、アウトリーチしてこちらから企業を選択して、ぜひ来てくださいという、例えばトヨタです。世界の企業、冠たる企業の中でも有名なトヨタとか一部上場、誰もが知っているような大きな企業に今の被災地の状況を切実に訴えて、町勢発展のために協力していただければいいかというような熱意を持った取組を今後していかないと、基本的に産業団地、第二産業団地造成することは私反対ではありませんが、あれっとな首をかしげるような顛末にならないように、今後、来年度から取得交渉ということでまだまだ先だと思いますが、ぜひとも町長には、トップセールスでいいです。執行部の中でどんな企業がいいと、そのぐらいのことをしていただいて、頭を下げて三顧の礼を尽くして、富岡町にこんな企業が来たのだ、私もあそこで働いてみたい、そんな逆に労働者から手を挙げて、採用が困るぐらいの企業にぜひとも参入してほしいところですが、その辺、これは課長と町長に答弁いただければありがたいのですが、ぜひその気概といいますか、今回の経緯はある程度理解したつもりですので、お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、担当課長として答弁をさせていただきたいと思います。

富岡産業団地、現在上郡、太田地区にあります企業等については、当時の状況を考えますと、これから雇用の場というものをつくっていかねばいけない、産業構造も変えていかねばいけないという中で、どの企業が来てくれるかという手探り状態で動いた部分は正直あります。その中で、地元で活躍していた企業が名のり上げていただき、さらに遠方からわざわざ足を運んで富岡町で活躍したいと、協力したいという声をいただきながら、地味ではありますが、そんな中での連携も取れるようになり、ようやく名前が地元でも響き渡るような形の企業に育っていただいている部分でございます。雇用者数については、ただいま上郡の産業団地については全体で211人、その中で地元で雇用されているのが七十数名いらっしゃいます。そんな中で、例えば役場の話ですと百四十数名いますけれども、そこまではなかなか製造業関係では確保することは難しい部分が正直ありますが、それを補うために外国人の方々の労働者にご協力いただいている部分も多々あるかと思います。描く姿という部分については非常に悩ましい部分があります。元来議員からは大企業なり優良企業なり引っ張ってきて、ちゃんと富岡町の名前を知らしめなければいかんとかご指導いただいているところであります。私どももそのつもりで当たっているところではありますが、いかんせん企業ファーストという部分が私の中には若干あるかなと思っております。今後においては、今ほどご指導いただいた点も念頭に入れながら、しっかりとセールスをさせていただきたいと思います。

また、企業立地セミナー等々首都圏で開催する際には町長にも足を運んでいただいているのが現状でございます。町長においても、そちらの場を私のほうでつくり上げまして、町長に何度でも足を運んでいただくような機会をこれからつくり上げていきたいと考えております。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今ほどのご意見本当にありがとうございます。私も年数回ですが、東京、企業立地セミナーに出かけていっていろんな企業の方とお会いしております。いずれにしても我が町を知っていただいて、我が町の産業団地がどういうふうなものかというのを知っていただくというようなPRで出かけていっております。なかなか大企業にはぶつからないというのが現状ではありますが、中堅どころ、それから優良な企業とお話ができるというようなところがありますので、今後もそういった機会を捉えて、私も積極的に出かけているつもりであります。まだまだ足りないと感じておりますので、その辺は本当に一生懸命やっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。課長、町長をはじめ、言えることは精いっぱい言っているのしょうけれども、感情論とか思いというのがどうしてもこれ私表情に出てしまうのですが、今までのやっぱりフロント営業といいますか、企業誘致の案内、これどこでも、他町でもやっていることです。その中で富岡町がぬきんでるにはやっぱり人と違う、他町と違うことをやらなくてはいけないのです。これは富岡町ファーストです。課長が企業ファーストって言いましたが、やはり私は富岡町を愛していますから、富岡町が一番です。では、富岡町はどうしてこういう企業を引っ張ってきたのというようなことをしないと、やはり他町と並走して、あれっということになりかねないので、ぜひとも、私と町長が例えばトヨタの会社に行ったとしても門前払いでしょうから、その辺は政治力とか、やはり人脈を使って、ただこの被災地の富岡町の首長たるものがこういうわけでぜひともお話を聞いてほしいとなれば、恐らくそれはむげにすることもないですし、どういう考えなのだろうと。その中できちっと自分の考えをまとめて、ぜひ、トヨタって私言っていましたけれども、トヨタに限らず一部上場、世界に名の通った日本でも屈指の企業に来ていただければ、支社でも、そのうちの一部工場でも、もしかすると一石を投じることになるかもしれませんので、ぜひともやりますと、町長なかなかこの場では言えないでしょうけれども、そのぐらいの気概を持って今後取り組んでいただきたいです。廊下で擦れ違ったときに他言無用ということで、実はここに行ってきたのだ、そうですか、そういうお話を聞けるのを楽しみにしております。ぜひとも要望ということでこれ以上の答弁は求めませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ほかにご質問ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 富岡産業団地何年前に何区画で始まって、何年かかって今現在何区画空いているのか空いていないのか、まずそれが第1点。

それと、この第二産業団地、一応地目的には宅地、田んぼ、山林、雑種地、畑、５種類になっていると思うのだけれども、田んぼは田んぼでも一律でないでしょうから、県道に隣接している、町道に隣接している、農道に隣接している、状況でみんな違うでしょうから、面積的にも多過ぎても安くなるし、そこら辺の算定したところ、考慮して単価出してきていると思うのだけれども、高いところと安いところ、５種類の田んぼ、山林、宅地、畑、雑種地あるけれども、その数字を教えて。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、１点目、富岡産業団地、上郡の団地でございます。こちらが全体で24区画でございます。令和２年の一部供用開始から現在に至りまして22区画が埋まっているという状況でございます。ですので、空き区画は残り２つでございます。

続きまして、第二産業団地の評価の幅という形で今ご質問いただきました。順次説明させていただきます。田んぼについては、平米当たりですが、1,960円から2,800円、畑2,400円から3,600円、宅地、こちら先ほど申し上げた１万円から１万3,000円、雑種地1,000円から１万3,000円、山林1,000円から１万円でございます。なお、雑種地、山林でございますが、その状況によって評価が変わるという部分であります。例えば雑種地だといっても、山林に近い部分はもう山林になってきますという評価替えとなっておりますので、そのような形で幅が広いという形でございます。

○議長（堀本典明君） ８番、高橋実君。

○８番（高橋 実君） それはそれで、今質問したやつしっかりやっているみたいですので、その後のこれ可決してから工事に入る前に用排水路、共同排水路関係、これ上流側だから、東側が下流側になってくるから、そこら辺も併せて産業振興課で図面起こせる職員いるでしょう。ここら辺は先にやっておかないと、町のほうで。下流域の仮置場返してもらえるようになってきたらば、撤去までは国でやるだろうけれども、その下の基盤整備するのか、基盤では駄目だから圃場整備するのかではえらい違いになってくるから、手後れにならないように上流が先にしっかりしておいてもらいたいと思って、併せて。考えていますか、そこら辺。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（佐藤美津浩君） 今の下流側の考え方ですけれども、今現在帰還困難区域の部分については農地、田んぼになってございます。そちらの田んぼに対しての用水ということで、今回整備する産業団地のところ、１か所、２か所、水路が通っていますけれども、そこを担保するような形で設計を考えてございます。下流側については今、震災前に必要だった用水を確保できるように検討して、考えて計画のほう立てております。

以上です。

○議長（堀本典明君） ８番、高橋実君。

○８番（高橋 実君） とにかく水路に合わせて基盤決まっていくわけですし、従来の用排水路をそのまま生かして考えていくと細切れになると思う。だから、用水路は高いところに、排水路は低いと

ころ。この中間の網羅した用水路はしっかり考えていかないと、東側の優良農地が死ぬような格好になるから十二分気をつけてもらいたい、併せて。この第二産業団地、13町歩ぐらいだから、さっき5番議員が質問したようにそれなりの企業がどんと来たらば、あそこ一括だったらば東側に延びていくしかないでしょうから、そこら辺も併せて考えると、やっぱり水を制したところが一番強くなるから、残されてしまって今度地権者が優良農地として使っていくのにも楽だから、併せてお願いしておきますから、これは。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご指導ありがとうございます。まさに水は上から下に流れるという部分でありますので、下流部のことも考えながらしっかりと詰めてまいります。ご指導ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 以上をもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

9番、渡辺三男君の復席を願います。

暫時休議します。

休 議 （午後 1時38分）

再 開 （午後 1時39分）

〔9番（渡辺三男君）復席〕

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、議案第20号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第20号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の内容をご説明いたします。

今回の予算補正は、歳入においては福島再生加速化交付金など各種交付金等の交付状況を踏まえ、また歳出においては各種事務事業の進捗状況により事務事業費の整理を行うものであり、既定の予算から歳入歳出それぞれ3億6,669万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ147億4,037万5,000円とするものであります。

初めに、歳入について申し上げます。予算書3ページをお開き願います。第1款町税1,807万8,000円の減額は、収納実績に基づく収納見込み等により、第1項町民税3,660万円の増、第2項固定資産税5,342万円の減、第4項町たばこ税131万8,000円の減となったことによるものです。

第2款地方譲与税40万円の減額は、収入実績に基づく収入見込みにより、第1項地方揮発油譲与税120万円の減、第2項自動車重量譲与税80万円の増によるものです。

同じく収入実績に基づく収入見込みにより、第3款利子割交付金、第1項利子割交付金31万円の増、第4款配当割交付金、第1項配当割交付金470万円の増、第6款法人事業税交付金、第1項法人事業税交付金513万円の減、第7款地方消費税交付金、第1項地方消費税交付金830万円の減、第8款自動車税環境性能割交付金、第1項自動車税環境性能割交付金162万6,000円の増となりました。

第10款地方交付税、第1項地方交付税5億5,852万7,000円の増額は、減免に伴う税減収分の補填等により震災復興特別交付税が4億5,138万6,000円の増、臨時経済対策費等に係る再算定に伴い、普通交付税が1億714万1,000円の増となったことによるものです。

第12款分担金及び負担金175万9,000円の増額は、第1項分担金において存目整理により1,000円の減、第2項負担金において広域入所負担金（こども園）216万2,000円の増などにより176万円の増となったことによるものです。

第13款使用料及び手数料29万4,000円の増額は、第1項使用料において商業施設使用料126万3,000円の減となる一方で、町営住宅使用料（現年度分）108万7,000円の増、総合スポーツセンター使用料70万円の増、文化交流センター施設使用料62万円の増、借上住宅使用料36万1,000円の増などにより159万3,000円の増、第2項手数料において戸籍手数料76万2,000円の減、住民票手数料24万3,000円の減、事務手数料22万3,000円の減などにより129万9,000円の減となったことによるものです。

3ページから4ページを御覧ください。第14款国庫支出金7,398万3,000円の減額は、第1項国庫負担金において児童手当負担金925万6,000円の減などにより616万7,000円の減、第2項国庫補助金において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,406万4,000円の増となる一方で、事務事業費精査等により福島再生加速化交付金4,138万5,000円の減などにより2,877万3,000円の減、第3項国庫委託金において事業費精査等により福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金3,954万5,000円の減などにより3,904万3,000円の減となったことによるものです。

第15款県支出金5,715万1,000円の減額は、第1項県負担金において福島県災害弔慰金等負担金1,125万円の減、児童手当負担金298万7,000円の減、後期高齢者保険基盤安定負担金276万9,000円の減などにより1,841万3,000円の減、第2項県補助金において営農再開支援事業補助金3,134万2,000円の減、自立支援地域生活支援事業等補助金229万4,000円の減などにより3,305万2,000円の減、第3項県委託金において県民税徴収取扱交付金が113万5,000円の増となる一方で、衆議院議員総選挙委託金543万9,000円の減、滝川ダム維持管理委託金141万4,000円の減などにより568万6,000円の減となったことによるものです。

第16款財産収入945万7,000円の増額は、第1項財産運用収入において財政調整基金預金利子381万円の増、再エネ施設出資配当金288万3,000円の増、土地建物貸付収入108万1,000円の増などにより742万2,000円の増、第2項財産売却収入において土地売却収入203万9,000円の増などにより203万5,000円の増となったことによるものです。

第17款寄附金、第1項寄附金は、一般寄附金445万8,000円の増、ふるさと納税寄附金48万4,000円の減、災害寄附金13万8,000円の増により411万2,000円の増となったものです。

第18款繰入金、第2項基金繰入金は、各種基金の充当事業費の精査、確定などにより福島再生加速化交付金基金繰入金（経産省）4億1,882万7,000円の減、町勢振興基金繰入金2億1,041万8,000円の減、再エネ復興まちづくり基金繰入金5,736万4,000円の減、福島再生加速化交付金基金繰入金（農水省）3,008万3,000円の減などにより7億2,505万1,000円の減となったものです。

第20款諸収入5,439万円の減額は、第1項延滞金、加算金及び過料において延滞金18万5,000円の増などにより18万4,000円の増、第4項雑入において原子力事故損害賠償金が5,939万9,000円の増となる一方で、中小企業基盤整備機構助成金1億1,890万円の減などにより5,681万7,000円の減、第5項受託事業収入において高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業委託料142万5,000円の増、健康診査等受託料81万8,000円の増により224万3,000円の増となったことによるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費は、議会活動費の精査等により1,120万6,000円を減額するものです。

第2款総務費2億562万6,000円の増額は、第1項総務管理費において職員給与費や各種事務事業費の整理によって、おおむねの費目において減額の予算補正となる一方で、財政調整基金積立金2億4,426万9,000円の増や町勢振興基金積立金6,021万円の増などにより2億1,426万4,000円の増、第2項徴税費において事務事業費の整理により98万5,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において会計年度任用職員給与費146万3,000円の減などにより183万6,000円の減、第4項選挙費において衆議院議員総選挙の終了により552万5,000円の減、第5項統計調査費において11万2,000円の減、第6項監査委員費において18万円の減となったことなどによるものです。

第3款民生費7,106万3,000円の減額は、第1項社会福祉費において介護保険及びサービス事業特別会計繰出金1,657万2,000円の減、老人保護措置費839万4,000円の減、後期高齢者医療事業費421万

3,000円の減などにより4,196万1,000円の減、第2項児童福祉費において子育て世帯定住促進事業費276万円の増に対し、児童手当支給事業費1,840万5,000円の減、保育料助成金200万円の減などにより2,068万8,000円の減、第3項災害救助費において東日本大震災救助経費432万円の減、帰還移転支援事業費225万円の減などにより841万4,000円の減となったことによるものです。

第4款衛生費1億414万円の減額は、第1項保健衛生費において予防接種事業費4,129万1,000円の減や環境衛生事業費749万2,000円の減、保健対策事業費606万5,000円の減などにより6,128万1,000円の減、第3項上水道費において双葉地方水道企業団負担金（建設改良分）4,069万8,000円の減、双葉地方水道企業団負担金（事務費分）216万1,000円の減により4,285万9,000円の減となったことによるものです。

第5款労働費、第1項労働諸費は、事務事業費精査により10万8,000円の減。

第6款農林水産業費1億3,026万円の減額は、第1項農業費において営農再開支援事業費3,121万円の減、農業基盤整備促進事業費2,405万円の減、営農再開支援水利施設等保全事業1,880万3,000円の減、農業水利施設等保全事業1,500万円の減、農業復興対策事業費1,415万1,000円の減などにより1億2,634万1,000円の減、第2項林業費においてふくしま森林再生事業費300万円の減、森林環境事業費50万円の減などにより386万7,000円の減、第3項水産業費において5万2,000円の減となったことによるものです。

第7款商工費、第1項商工費1億3,319万8,000円の減額は、中小企業等支援事業費1億632万8,000円の減、工業団地事業費2,029万9,000円の減などによるものです。

5ページから6ページを御覧ください。第8款土木費3,351万2,000円の減額は、第1項土木管理費において13万1,000円の減、第2項道路橋梁費において道路維持管理事業費2,805万8,000円の減、用地管理事業費305万3,000円の減、道路橋梁管理費200万7,000円の減などにより3,419万8,000円の減、第4項都市計画費において都市計画事業費527万7,000円の減に対し、公共下水道事業特別会計繰出金1,537万8,000円の増などにより968万1,000円の増、第5項住宅費において住宅維持補修費871万5,000円の減などにより886万4,000円の減となったことによるものです。

第9款消防費、第1項消防費1,807万円の減額は、防災行政無線経費1,014万円の減、防災事務諸経費422万3,000円の減、富岡町防火防犯パトロール事業費248万円の減などによるものです。

第10款教育費4,625万3,000円の減額は、事務事業費の精査等により、第1項教育総務費において教育委員会事務局諸経費などの減により1,452万3,000円の減、第2項小学校費において68万3,000円の減、第3項中学校費において中学校施設維持管理諸経費などの減により866万8,000円の減、第4項幼稚園費において74万円の減、第5項社会教育費においてアーカイブ・ミュージアム事業費497万円の減、文化交流センター施設管理費475万4,000円の減、放課後児童クラブ費276万円の減などにより1,850万円の減、第6項保健体育費において体育施設管理費200万円の減、学校給食管理事務諸経費77万3,000円の減などにより313万9,000円の減となったことによるものです。

第11款災害復旧費2,451万4,000円の減額は、第1項農林水産施設災害復旧費において存目整理による6,000円の減、第2項公共土木施設災害復旧費において道路橋梁施設災害復旧事業費2,400万円の減などにより2,450万8,000円の減となったことによるものです。これらにより歳入歳出それぞれ3億6,669万8,000円の減額補正となったものです。

次に、第2表、継続費補正について説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。第7款商工費、第1項商工費、事業名、いわき四倉中核工業団地仮施設解体事業について、継続費の総額及び令和7年度年割額をそれぞれ2,331万円減額補正するものです。

次に、第3表、繰越明許費補正について説明いたします。10ページを御覧ください。第4款衛生費、第3項上水道費、事業名、双葉地方水道企業団負担金（建設改良分）、限度額1億2,251万8,000円について、翌年度に繰り越して経費を支出するため、繰越明許費を追加設定するものです。

次に、第4表、債務負担行為補正について説明いたします。11ページを御覧ください。事項、70周年記念式典業務、期間、令和7年度、限度額3,500万円ほか第4表記載の4件について、それぞれ債務負担行為の追加設定をするものです。

以上が令和6年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の概要であります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 2時15分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時01分）

再 開 （午後 2時15分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出ともに項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で質疑を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。16ページをお開きいただきたいと思います。16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（堀本典明君） 22、23ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 24、25ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 26、27ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 28、29ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 30、31ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 32、33ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 34、35ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 36、37ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 38、39ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 40、41ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 42、43ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 歳出に入ります。44、45ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 46、47ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 48、49ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 50、51ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 52、53ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 54、55ページございませんか。

4 番、佐藤啓憲君。

○4 番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。55ページの移住・定住推進事業の委託費ということで、予算が2億円ほどのものに対して4,000万円減ということで金額的にも結構大きいのかなと思いますけれども、その減額された理由と、あと令和6年度の事業計画の目標に対して達成できる見込みであるのか、そういったところをお願いします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。この約4,000万円の減額についてですが、大きいものがまず住まいの確保支援事業というところで、移住者のために家賃の低廉化、それから使っていただく住宅の改修費補助、空き家の片づけ補助、それから不動産事業者を含み成約奨励金ということで準備していたものでございます。当初の数よりも確かに少なかったものの、空き家の低廉化事業は3件、住宅奨励金は2件ということで、実績は昨年度と比べるといずれも増えてございます。今年度目標、先ほども申しましたが、若干達成はできておりませんが、不動産事業者からの問合せが多くなっています。ですので、事業の対象となる物件を増やすということにまず注力しておりますので、来年度以降続けさせていただいて実績が上がるよう、それと利用者も移住相談のときに窓口、先ほどもそうですけれども、いらっしゃった方いれば、こういった制度もありますということで我々も周知に努めて利用者を増やしていきたいと思います。この部分で補助金の原資に係るもの2,500万円ほど減額になっております。この減額の幅が大きいものは、今の実績もそうなのですが、補助金の性質上、途中で補助金の増減というのがなかなかできないもので、今回までかなり多めに補助申請をしてあるものでございます。国もこういった大幅減というものはあんまりよろしくないということで制度の運用も柔軟になりまして、来年度からは実績に応じた補助の途中での増額ということも可能としていただけたようなので、来年度当初につきましては、少し少なめになっております。

それから、移住相談の開催件数とかお試し住宅の運営に当たりまして、そちらの事業縮小で約1,000万円ほど減額になっております。こちらは、都内における大交流会というものを予定していたのですが、こちら諸般の事情で実施できずそちらの減額。それから、お試し住宅を短期ではなく、10泊程度の中期の利用者の補助金も予定していたのですが、利用者がいなかったということでこちらの減額。それと、私ども職員の移住に成功している先進地の視察、こちらが職員の都合がつかず実施できず、そちらの経費も削減。それから、移住相談会に対する回数、こちら若干減りましたので、そういったことで約1,000万円ほどの減額になってございます。大きなところはそのようなところで大幅減となっており、来年度は適正な予算で実績が上がるよう頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 4 番、佐藤啓憲君。

○4 番（佐藤啓憲君） 中身よく分かりました。ありがとうございます。移住、定住の部分につきましては、引き続き努力方よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

- 議長（堀本典明君） そのほかございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 56、57ページございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 58、59ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 60、61ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 62、63ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 64、65ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 66、67ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 68、69ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 70、71ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 72、73ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 74、75ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 76、77ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 78、79ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 80、81ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 82、83ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 84、85ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 86、87ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 88、89ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 90、91ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 92、93ページございますか。

1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 中小企業等支援事業費の中の工事費、何か予定していた工事がやらなくなったのか、この減額についての説明をお願いします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 中小企業の工事費でございますが、四倉中核工業団地にあります仮設の店舗の解体でございます。こちらは冒頭、総務課長より継続費の設定とさせていただきまして、この額を落として来年度新たに当初予算で計上するというものでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほか92、93ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 94、95ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 96、97ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 98、99ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 100、101ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 102、103ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 104、105ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 106、107ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 108、109ページございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 110、111ページございませんか。

4 番、佐藤啓憲君。

○4 番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。111ページの給食業務委託費、金額的には192万円ということでそんな大きいものではないのですが、この増の要因は何か教えてください。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答えいたします。

給食費192万8,000円の増額につきましては、大変申し訳ございません。単純な当初予算の計上ミスでございまして、本来であれば約2,600万円ほど上げるべきところ2,400万円で上げてしまいまして、大変申し訳ございません。足りない部分というところでの当初予算計上誤りで192万8,000円を増額させていただきました。申し訳ございませんでした。

○議長（堀本典明君） 4 番、佐藤啓憲君。

○4 番（佐藤啓憲君） 計上ミスということですか。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 本来であれば6年度から契約変更で金額を上げるべきところ、5年度の金額で上げてしまったというところで当初の予算の計上ミスでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（堀本典明君） 4 番、佐藤啓憲君。

○4 番（佐藤啓憲君） 給食業務なので、給食の食費、食材の高騰とかで上がったのかなと思ったのですけれども、そういうわけではないということでしょうか。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 給食費の高騰分ではございませんで、単なる委託費でございます。その部分での当初の予算の計上が誤っていたということでございます。給食費が高騰のために上がったということではございません。単なる当初予算の計上誤りでございました。申し訳ございませんでした。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

5 番、渡辺正道君。

○5 番（渡辺正道君） 関連なのですが、私もこの192万円増額、諸般の社会情勢によって、給食費の材料費の高騰によって上がってきたのかなと思ったのですが、実際これ業者にすればともに打撃を受けていると思うのですが、材料費。それによって削ってしまって子供たちに、質の低下とか、そういうことは招いてはいけないと思うのですが、その辺の価格変動に対してどのような対応を教育総務課長のほうでは指導しているのかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 議員おっしゃるとおりに給食費の高騰というか、原材料費の高騰に

よって子供たちの給食が1品少なくなるとか、そういったことはない、そういうことは絶対してはいけないと思っておりますので、そういったことは現状起きておりません。今後お米の高騰などによって金額が上がるということになったときには、こちらで業者と相談しながら、そちらの足りない部分も対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） すみません。これは本来ならば、先輩議員から指導されて総括で聞けということだったのですが、関連すると思って聞かせてもらいましたが、決して質の低下はあってはならないと思いますので、その辺は十分考慮して、補正なり組んでいただいて対応していただけることをお願いしておきます。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） ありがとうございます。こども園だけではなくて、学校の給食に関しましてもそういうことがないようにきちんと予算措置をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（堀本典明君） そのほか110、111ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 112、113ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 114、115ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 116、117ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 118、119ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 120、121ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 122、123ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 124、125ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 126、127ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 128ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 130、131ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 132、133ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。ちょっと聞き忘れたというか、関連のものが出ていたので、総括で質問します。

83ページのごみステーション購入の件なのですが、購入のものもお聞きしたいのですが、各行政区にあるごみステーションの中において、皆さん各行政区で網を用意して、基本的にカラスとか、そういう影響をなくすためにやっただけにしているのですが、場所によっては、プラスチックなのか厚手のゴムだか分からないのですけれども、厚い網目のやつが張ってあるところあるのですが、あれは基本的にモデル的にやっているのか、将来ああいう形で町は進めるのか教えていただきたいのですが。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） ごみステーションにつきましては300か所ほどございますけれども、その場所に合った排出量に応じていろんなタイプを準備しておりまして、また従来使っていたごみステーションの網目がちょっと広がったということでプラスチック製のものを張ったり、あとはカラスネット用の黄色いネットを配布して、場所によってはいろんな対応が分かれているところです。なお、生産が中止になったり、いろんなケース、タイプがありますので、そういったものをいろいろと整備時期に合わせて変えてきた経緯もありますので、今のところ、今議員がおっしゃったようなタイプのものについては、今現時点でそこを使っていますけれども、今後そのままいくかということについては、現場に合わせながら変えていくという点もありますので、全てそういうところということではございません。

以上です。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。この前見させていただいたのですが、あれは風にも強いし雨にも強い。もちろん害鳥にも強いという形で考えると、あれは普及されたほうがいいのかなと思ったのですが、ただあれは特殊地域なのか、それが分からなかったのが、今質問したのですが、そういう回答であれば、それを進めるということではないのですね。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 場所に応じて、今使っているものがその場所に適しているという

考え方ですけれども、いろいろと場所に応じて変えていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 分かりました。ただ、ご存じのように各場所においても網が相当傷んでいて、であるのならこの機会にと思うのは当然のことであって、ただあれがもし行政区で求めたいとか、町ではなくてこちらで作りたいといった場合の紹介にしても何にしても、そういうアドバイスというのはあり得るのですか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） もちろんごみステーションの管理、行政区長等に管理もいただいていますので、その辺のところはご意見いただきながら変わっていくものと考えています。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか総括ございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 農業費に関して質問させてください。5ページの農業費が結構な金額減額になっています。この事項別明細で一つ一つ質問するかなと思ったのですが、これ全部、例えば営農再開支援とか、あと農業基盤整備促進とか、あと営農再開支援水利施設等保全事業とか、かなりの金額がまとまって減額になっています。これ農業問題の中に何か原因が発生したのですか。町の計画と何か狂ってきたものがあるのでしょうか。その辺教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 農業関係につきましては、県の営農再開支援事業、こちらがほぼほぼかと思っております。こちらについては、実際作付したのに対しての補助というか、支援という形になっておりますので、例えば苗を植えようと思って準備はしていた、計画のときはしていたのだけれども、その苗が焼けてしまったとか、いろいろ様々な症状がございます。そうなりますと、実際その作付する面積が減ったりとかします。その減った分に合わせて、各単価がございますので、掛け算していくと、積み上げていくとこのような形になるというのがざっとした説明であります。例えば営農再開支援メニューでいいますと、合計全部で12項目あって、さらにその品種、水稻だったり、タマネギ、菜種等々があって、その単価がおのおの決まっておりますので、その細かい積み上げになってくるとこういう形になっております。加えて、もう一個申し上げれば、ただいま水稻、それから大豆、麦関係だと塩化カリのほう散布してございます。これは、反当たり米だと20キロ、まだ解除が間もない夜の森地区だと40キロという形で決まっております、そのこの分の分量関係もかなり変わってくる部分ありますので、全体的に見て思っていた面積はそんなに変わらないのですが、作付の量に応じてまた変わってくるという部分がありますので、多少なり、総合計で言いますので、動きが大きいかもかもしれませんが、そのような形でございます。実際町内で今再開している率と申しますか、面積

を申し上げますと、水稻においては約150ヘクタールほどになっておりますし、そのほかタマネギ、菜種等々含めていくと、それも150ヘクタール、約300ヘクタールが営農再開に向けて動いておりますので、計画的に動いているという状況だけ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほか総括ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（堀本典明君） 本日はこの程度にとどめ、あさって14日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時37分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 安 藤 正 純

議 員 辺 見 珠 美

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和 7 年第 1 回富岡町議会定例会

議事日程 第 3 号

令和 7 年 3 月 1 4 日（金）午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 2 1 号 令和 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 2 2 号 令和 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 2 3 号 令和 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 2 4 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 2 5 号 令和 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 2 6 号 令和 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 2 7 号 令和 7 年度富岡町一般会計予算

議案第 2 8 号 令和 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 9 号 令和 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第 3 0 号 令和 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 3 1 号 令和 7 年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第 3 2 号 令和 7 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 3 3 号 令和 7 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第 3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会広報特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1 番 安 藤 正 純 君

2 番 辺 見 珠 美 君

3番 平 山 勉 君
 5番 渡 辺 正 道 君
 7番 宇佐神 幸 一 君
 9番 渡 辺 三 男 君

4番 佐 藤 啓 憲 君
 6番 高 野 匠 美 君
 8番 高 橋 実 君
 10番 堀 本 典 明 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	山 本 育 男 君
副 町 長	宮 川 大 志 君
副 町 長	竹 原 信 也 君
教 育 長 職 務 代 理 者	猪 狩 い づ み 君
会 計 管 理 者	斉 藤 一 宏 君
総 務 課 長	志 賀 智 秀 君
企 画 課 長	杉 本 良 君
税 務 課 長	大 舘 衆 司 君
住 民 課 長	篠 田 明 拡 君
福 祉 課 長	飯 塚 裕 之 君
健康づくり課長	黒 澤 真 也 君
生活環境課長	猪 狩 力 君
産業振興課長	原 田 徳 仁 君
都市整備課長	大 森 研 一 君
教育総務課長	松 本 真 樹 君
生涯学習課長	坂 本 隆 広 君
郡 山 支 所 長	佐 藤 邦 春 君
いわき支所長	猪 狩 直 恵 君
総務課課長補佐 兼 管 財 係 長	新 田 善 之 君
産 業 振 興 課 課 長 補 佐	佐 藤 美 津 浩 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議事 局長	會務 局長	事務局 局長	遠藤博生
總務 兼	秘書 課	課長 補佐	大和田豊一
議副 兼	會庶 務	事務局 幹長	杉本亜季

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回富岡町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 平 山 勉 君

4番 佐 藤 啓 憲 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第21号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） おはようございます。それでは、議案第21号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、県支出金の交付見込みや額確定などに伴い、既定の予算から歳入歳出それぞれ6,481万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を23億255万5,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。補正予算書137ページを御覧ください。第1款第1項国民健康保険税50万2,000円の増額及び第2款使用料及び手数料、第1項手数料9,000円の増額は、国民健康保険税の徴収実績及び督促手数料の収入実績によるものであります。

第4款県支出金、第1項県補助金6,593万7,000円の減額は、交付見込額の精査により、普通交付金において254万6,000円、特別交付金において保険者努力支援分14万1,000円、県繰入金（2号分）167万3,000円がそれぞれ増となる一方、特別調整交付金分（市町村分）7,029万7,000円が減となることによるものであります。

第5款財産収入、第1項財産運用収入61万9,000円の増額は、積立基金預金利率の増によるものであります。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金58万4,000円の減額は、産前産後保険料繰入金において8万3,000円が増となる一方、未就学児均等割保険料繰入金11万7,000円、職員給与費等繰入金55万円がそれぞれ減となることによるものであります。

第8款諸収入57万8,000円の増額は、第1項延滞金・加算金及び過料において6万1,000円、第2項預金利子において1万3,000円、第3項雑入において50万4,000円がそれぞれ増となることによるものであります。

以上により歳入合計6,481万3,000円の減額補正となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。138ページを御覧ください。第1款総務費158万3,000円の減額は、事務事業の精査により、第1項総務管理費において152万5,000円、第3項運営協議会費において3万8,000円、第4項趣旨普及費において2万円がそれぞれ減となることによるものであります。

第2款保険給付費3,820万5,000円の減額は、第1項療養諸費において3,554万9,000円、第2項高額療養費において195万5,000円、第3項移送費において1,000円、第5項葬祭諸費において70万円がそれぞれ減となることによるものであります。

第4款保健事業費486万2,000円の減額は、第1項保健事業費において健康保持増進教育事業や医療費適正化対策事業の不用額153万3,000円、第2項特定健康診査等事業費において、特定健診委託事業の完了による不用額332万9,000円がそれぞれ減となることによるものであります。

第5款第1項基金積立金は、国保基金積立金の財源更正によるものであり、予算額の変更はございません。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金76万8,000円の減額は、保険税還付金67万4,000円、保険税還付加算金9万4,000円がそれぞれ減となることによるものであります。

第7款第1項予備費において、会計内調整のため1,939万5,000円を減額することにより、歳出合計6,481万3,000円の減額補正となり、補正後の歳入歳出の総額を23億255万5,000円とするものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出ともに項別審査を行い、その後に総括審査を行

いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。142ページをお開きください。142、143ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 144、145ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 146、147ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。148、149ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 150、151ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 152、153ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 154、155ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 156、157ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 158、159ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 160、161ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第22号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ944万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,004万8,000円とするものであります。

165ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第1款分担金及び負担金、第1項負担金において、収入精査により汚泥処理負担金1,000円を減額、県道改良に伴う管渠移設補償工事を次年度に先送りしたことにより、工事負担金200万円を減額し、第1款分担金及び負担金の合計では200万1,000円を減額。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料において、使用料収入実績により、公共下水道使用料及び下水道使用料滞納繰越分15万9,000円を増額、第2項手数料において、収入精査により督促手数料1,000円を減額し、第2款使用料及び手数料の合計で15万8,000円増額。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金において、交付額確定により409万1,000円減額。

第4款繰入金、第1項繰入金において、歳入歳出予算調整により、一般会計繰入金1,537万8,000円を増額。

第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料において、収入精査により延滞金1,000円を減額、第2項町預金利子を収入実績により5,000円増額、第3項雑入において、雑入1,000円を減額し、第6款諸収入の合計で3,000円を増額し、歳入総額では944万7,000円の増額補正をするものであります。

次に、166ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費944万7,000円の増額の内訳は、公共下水道維持費において、事業精査による負担金や各種手当を含む職員給与費などの減額により55万3,000円を減額、公共下水道整備費において、繰越しにて執行予定の管渠工事費を想定を超える労務単価や資材単価の高騰などにより1,000円増額し、歳出総額では944万7,000円の増額補正をするものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。170ページから179ページまで
ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決
いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題と
いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第23号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,113万5,000円を減額し、歳入歳出の予
算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,925万2,000円とするものであります。

183ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第2款使用料及び手
数料、第1項使用料において、使用料収入実績の精査により、農業集落排水施設下水道使用料72万円
を減額、第2項手数料において督促手数料1,000円を減額、第2款使用料及び手数料の合計で72万
1,000円減額。

第3款繰入金、第1項繰入金において、歳入歳出予算調整により、一般会計繰入金1,041万4,000円を減額。

第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料において、延滞金1,000円を減額、第2項町預金利子を収入実績から2,000円増額、第3項雑入において雑入1,000円を減額し、歳入総額では1,113万5,000円の減額補正をするものであります。

次に、184ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費1,113万5,000円の減額内訳は、集落排水維持管理費において、事業精査による負担金等の減額などにより8,000円を減額、集落排水建設費において、事業精査により調査設計委託料12万7,000円の減額、災害復旧事業費において調査設計委託料100万円、工事請負費1,000万円をそれぞれ減額し、歳出総額では1,113万5,000円の減額補正をするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。188ページから193ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第24号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、保険料収入の増及び令和6年度国、県支出金等の交付見込額の減などにより、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1億214万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億5,063万4,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。197ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料では、保険料収入の確定により623万2,000円を増額するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料においては、確定により、督促手数料1,000円を増額するものです。

第3款国庫支出金における4,289万6,000円の減額は、交付の見込みにより、第1項国庫負担金において介護給付費負担金などで1,993万1,000円の減、第2項国庫補助金において、調整交付金などで2,296万5,000円の減によるものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金においては、介護給付費交付金などで3,259万7,000円を減額したことによるものです。

第5款県支出金における1,639万2,000円の減額は、第1項県負担金において、介護給付費負担金で1,409万6,000円、第2項県補助金において、介護予防事業、地域支援事業交付金などで229万6,000円をそれぞれ減額したことによるものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金では、一般会計繰入金で介護給付費繰入金や職員給与費等繰入金など合わせて1,649万円を減額するものです。

第9款諸収入、第2項雑入においては、返納金などの存目整理により計2,000円を減額するものです。

以上のことから、歳入において1億214万4,000円を減額し、歳入予算総額を16億5,063万4,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。198ページを御覧ください。第1款総務費の507万4,000円の減額は、第1項総務管理費で職員、会計年度任用職員の給与費の精査などにより316万7,000円を減額、第2項徴収費では、印刷費などの賦課徴収事務諸経費4万円を減額、第3項運営協議会費では、事業確定による委員謝礼、費用弁償などの3万4,000円を減額、第4項介護認定審査会費では、認定調査業務委託料など認定調査事務諸経費183万3,000円を減額したことによるものです。

第2款保険給付費7,478万2,000円の減額は、各種サービスの給付実績の精査によるものです。第1項介護サービス等諸費では、居宅介護に係る9つのサービスで5,291万2,000円の減、第2項介護予防サービス等諸費では、地域密着型介護予防サービス給付費など6つのサービス費で236万3,000円の減、

第4項高額介護サービス等費では24万5,000円の減、第5項特定入所者介護サービス等費では特定入所に係る4つのサービスで1,916万1,000円の減、第6項高額医療合算介護サービス等費では現在まで対象者がいないため、10万1,000円を減額したことによるものです。

第3款地域支援事業費948万円の減額は、第1項介護予防事業費において、介護予防・生活支援サービス事業費などで325万1,000円の減、第2項包括的支援事業費において、成年後見制度利用者が少なかったことなどによる622万9,000円の減によるものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金では、介護給付費準備基金積立金において、事業完了に伴う事業費の精算により1,414万1,000円を増額するものです。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金では、存目整理で1,000円を減額するものです。

第6款予備費、第1項予備費では、会計内調整のため133万4,000円を増額するものです。

以上のことから歳出において1億214万4,000円を減額し、歳出予算総額を16億5,063万4,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。202ページをお開きください。202、203ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 204、205ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 206、207ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳入に入ります。208、209ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 210、211ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 212、213ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 214、215ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 216、217ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 218、219ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 220、221ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 222、223ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 224、225ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 226、227ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 228、229ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 230、231ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 232ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） それでは、議案第25号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料の徴収実績や見込み、一般会計繰入金及び事務事業の精査などにより、既定の予算から歳入歳出それぞれ329万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を6,139万3,000円とするものがあります。

まず、歳入についてご説明いたします。補正予算書235ページを御覧ください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料51万1,000円の増額は、後期高齢者保険料の徴収実績によるものであります。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金394万4,000円の減額は、健康診査事業の完了等により、事務費繰入金25万2,000円、保険基盤安定負担金の確定により、保険基盤安定繰入金369万2,000円がそれぞれ減となることによるものであります。

第5款諸収入14万2,000円の増額は、第1項延滞金、加算金及び過料2,000円、第2項償還金及び還付加算金2,000円がそれぞれ減となる一方で、第3項預金利子1,000円、第4項雑入において、広域連合補助金の交付見込額の増により14万5,000円がそれぞれ増となることによるものであります。以上により、歳入合計329万1,000円の減額補正となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。236ページを御覧ください。第1項総務費25万2,000円の減額は、事業の完了及び事務事業の精査により、第1項総務管理費において23万7,000円、第2項徴収費において1万5,000円がそれぞれ減となることによるものであります。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金318万2,000円の減額は、保険料の徴収見込み及び保険基盤安定負担金の確定によるものであります。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金において2,000円を減額し、第4款第1項予備費において、会計内調整のため14万5,000円を増額することにより、歳出合計329万1,000円の減額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を6,139万3,000円とするものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。240ページから247ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第26号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、利用実績の精査によるものであり、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ33万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を1,080万4,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。251ページを御覧ください。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金では、事業精査により、予防支援サービス計画費収入金25万6,000円を減額し、第2款繰入金、第1項一般会計繰入金では、会計年度任用職員給与費の精査により8万2,000円を減額するものです。

以上のことから、歳入において33万8,000円を減額し、歳入予算総額を1,080万4,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。252ページを御覧ください。第1款介護予防支援事業費33万8,000円の減額は、第1項介護予防サービス事業費で、サービス計画の作成委託件数の減に伴う委託料25万6,000円の減及び会計年度任用職員給与費8万2,000円の減によるものです。

以上のことから、歳出において33万8,000円を減額し、歳出予算総額を1,080万4,000円とするものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。256ページから261ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和7年度富岡町一般会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第27号、令和7年度富岡町一般会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。当初予算ですので、少し説明が長くなりますが、よろしくお願いいたします。

令和7年度当初予算は、第三次災害復興計画を新たな羅針盤として、町内全域の復興・創生を加速するを基本目標に掲げ、1、需要と供給を高め、地域経済を好循環させる「地域基盤産業の育成」、2、人が人を呼び込む流れを町内に築き、その広がりをもって地域全体のにぎわいを形づくる「帰還と移住促進」、3、自ら考え行動し、進んで楽しく学ぶ子供を地域で育てる「子どもたちの環境づくり」を取組方針として、生活に直結する予算をしっかりと確保するとともに、取組方針に関連する事業へ予算を重点的に配分することとして予算編成を行いました。

令和7年度予算は、復興再生の歩みをさらに加速させるとともに、最少の経費で最大の効果を上げることが念頭に調整に努めた結果、歳入歳出予算の総額は対前年度比30億956万2,000円、率にして19.9%減の120億8,788万5,000円となりました。歳出総額に対する主な財源につきましては、歳入総額の34.4%が国県支出金、次いで繰入金が31.8%、町税及び各種交付金が23.3%となっており、不足財源の補填につきましては、財政調整基金から6億6,113万8,000円、町勢振興基金から2億円を繰り

入れるなどして予算編成を行ったところでございます。

それでは、第1表、歳入歳出予算について説明いたします。3ページをお開きください。初めに、歳入について申し上げます。第1款町税23億5,635万1,000円については、個人町民税、法人町民税ともに令和7年度は増収の見込みであり、固定資産税についても新築家屋の増加や特別措置法による減免終了などにより増収見込みであることなどから、前年度比較で9,224万9,000円、率にして4.1%の増となっております。主な内容としては、第1項町民税において前年度比1,160万8,000円増の7億6,130万9,000円、第2項固定資産税において前年度比8,161万4,000円増の14億9,546万円、第3項軽自動車税において前年度比17万7,000円増の2,290万2,000円、第4項町たばこ税においては前年度比115万円減の7,668万円の予算計上となっております。

第2款地方譲与税につきましては、第1項地方揮発油譲与税において前年度比10万円増の1,630万円、第2項自動車重量譲与税において前年度比110万円増の4,900万円、第3項森林環境譲与税において前年度比100万円増の1,190万円、地方譲与税の総額においては前年度比で220万円、率にして2.9%増の7,720万円となっております。

第3款利子割交付金は、前年度比で22万円、64.7%増の56万円。

第4款配当割交付金は、前年度比で220万円、86.3%増の475万円。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、前年度比で111万円、84.7%増の242万円。

第6款法人事業税交付金は、前年度比で510万円、13.5%減の3,270万円。

第7款地方消費税交付金は、前年度比で660万円、1.9%減の3億3,340万円。

第8款自動車税環境性能割交付金は、前年度比で40万円、8.3%増の520万円。

第9款地方特例交付金は、前年度比で120万円、22.2%減の420万円をそれぞれ見込みにより予算計上いたしております。

第10款地方交付税につきましては、普通交付税12億5,983万2,000円、特別交付税6,800万円、震災復興特別交付税6億9,414万3,000円を見込みにより計上し、地方交付税の総額においては前年度比で2億5,526万7,000円、率にして14.4%増の20億2,197万5,000円となっております。

3ページから4ページを御覧ください。第11款交通安全対策特別交付金は、前年度比で30万円、率にして37.5%減の50万円。

第12款分担金及び負担金については、第1項負担金において老人福祉施設入所負担金や消防費負担金など319万1,000円の予算を計上し、前年度比で85万5,000円、率にして36.6%の増となりました。

第13款使用料及び手数料は、第1項使用料において各町営住宅や商業施設、文化交流センターの使用料などを見込み、前年度比924万1,000円増の1億1,328万4,000円、第2項手数料において各種証明書等の交付手数料などの見込みにより、前年度比86万9,000円減の629万円を計上し、使用料及び手数料の総額では前年度比837万2,000円、率にして7.5%増の1億1,957万4,000円となっております。

第14款国庫支出金は、第1項国庫負担金において児童手当負担金や自立支援給付費負担金、障害児

入所給付費等負担金など、前年度比7,228万2,000円増の3億6,440万円、第2項国庫補助金において災害復旧に係る事業費の減などに伴い、福島再生加速化交付金が9億8,514万7,000円の減となったことなどにより、前年度比9億141万3,000円減の20億5,894万9,000円、第3項国庫委託金において災害復旧に係る事業費の減などに伴い、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金が2億5,879万9,000円の減となったことなどにより、前年度比3億3,382万4,000円減の8億5,270万5,000円となり、国庫支出金の総額においては前年度比で11億6,295万5,000円、率にして26.2%減の32億7,605万4,000円となりました。

第15款県支出金については、第1項県負担金において自立支援給付費負担金や保険基盤安定負担金、後期高齢者保険基盤安定負担金などを計上し、前年度比525万3,000円増の2億2,752万円、第2項県補助金において帰還促進強化支援事業補助金1億3,500万円の皆増などにより、前年度比1億198万9,000円増の5億8,570万6,000円、第3項県委託金において参議院議員通常選挙委託金2,021万2,000円の皆増などにより、前年度比2,222万3,000円増の7,249万円となり、県支出金の総額では前年度比で1億2,946万5,000円、率にして17.1%増の8億8,571万6,000円となりました。

第16款財産収入は、第1項財産運用収入において各種基金の預金利子の増などにより、前年度比3,503万3,000円増の1億19万4,000円、第2項財産売却収入は5,000円の存目計上で、財産収入の総額においては前年度比で3,503万3,000円、率にして53.8%増の1億19万9,000円となりました。

第17款寄附金は、再生可能エネルギー寄附金やふるさと納税寄附金の本年度実績に基づく見込みにより、前年度比で90万円、率にして2.6%減の3,410万3,000円を計上しております。

第18款繰入金は、第1項特別会計繰入金において国保会計繰入金など4特別会計繰入金4,000円を存目計上、第2項基金繰入金において歳入歳出予算の調整のため、財政調整基金繰入金6億6,113万8,000円、各種事業の財源等として町勢振興基金繰入金2億円、福島再生加速化交付金基金繰入金（経産省）5億6,827万1,000円、福島再生加速化交付金基金繰入金（農水省）4億5,940万円、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金繰入金3億円などにより、繰入金の総額では前年度比で22億3,563万7,000円、率にして46.6%減の25億5,741万6,000円となりました。

第19款繰越金は、前年度繰越金として前年度同額の5,000万円を計上しております。

4ページから5ページを御覧ください。第20款諸収入は、第1項延滞金、加算金及び過料において2,000円の存目計上、第2項町預金利子において前年度比48万7,000円増の51万4,000円、第3項貸付金元利収入において前年度比125万5,000円増の8,125万6,000円、第4項受託事業収入において前年度比257万7,000円増の694万8,000円、第5項雑入において電源地域振興・みらいを創る市町村支援事業助成金8,278万3,000円の減や、中小企業基盤整備機構助成金5,160万円の減などにより、前年度比1億2,856万円減の1億2,865万6,000円、諸収入の総額においては前年度比1億2,424万1,000円、率にして36.4%減の2億1,737万6,000円となりました。

第21款町債は、福島県災害援護資金貸付金500万円を前年度同額で計上しております。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。6 ページ、7 ページを御覧ください。第 1 款議会費は、議会ライブ中継設備構築に係る委託料の計上などにより、前年度比112万3,000円、率にして1.3%増の9,036万2,000円となりました。

第 2 款総務費は、第 1 項総務管理費において財産管理費 1 億3,579万9,000円の増や、国庫支出金等返還金4,454万円の増となる一方で、福島再生加速化交付金基金費 6 億5,900万4,000円の減や公共用施設維持基金費 2 億9,542万1,000円の減などにより、前年度比 7 億5,699万3,000円減の28億6,555万6,000円、第 2 項徴税費において賦課徴収費1,955万5,000円の増などにより、前年度比2,669万4,000円増の 1 億2,746万4,000円、第 3 項戸籍住民基本台帳費において、D X推進関連システム導入費の増などにより、前年度比2,938万7,000円増の 1 億1,314万5,000円、第 4 項選挙費において富岡町長選挙費や参議院議員通常選挙費の増により、前年度比4,645万1,000円増の4,792万円、第 5 項統計調査費において国勢調査費525万円の増などにより、前年度比559万6,000円増の1,044万8,000円、第 6 項監査委員費において前年度比 6 万5,000円減の82万2,000円となり、総務費の総額では対前年度比で 6 億4,893万円、率にして17%減の31億6,535万5,000円となりました。

第 3 款民生費は、第 1 項社会福祉費において自立支援事業費や後期高齢者医療事業費などの経常事業に係る予算を計上するとともに、組織の一部改編等に伴う社会福祉総務費5,608万5,000円の増などにより、前年度比4,800万6,000円増の15億3,764万9,000円、第 2 項児童福祉費において児童手当支給事業費5,619万5,000円の増などにより、前年度比4,348万円増の 2 億8,613万4,000円、第 3 項災害救助費において前年度比673万7,000円減の 1 億6,391万7,000円となり、民生費の総額では前年度比8,474万9,000円、率にして4.5%増の19億8,770万円となりました。

第 4 款衛生費は、第 1 項保健衛生費において保健対策事業費などの経常事業に係る予算を計上するとともに、保健衛生総務費1,771万1,000円の減となる一方で、予防接種事業費7,105万9,000円の増などにより、前年度比5,571万円増の 4 億4,212万8,000円、第 2 項清掃費において、南部衛生センター建設工事完了に伴う双葉地方広域市町村圏組合塵芥処理費負担金 4 億5,433万1,000円の減などにより、前年度比 4 億5,539万1,000円減の 1 億4,215万4,000円、第 3 項上水道費において、富岡北系配水管布設工事の完了に伴う双葉地方水道企業団負担金（建設改良分） 3 億5,016万3,000円の減などにより、前年度比 3 億4,972万8,000円減の6,992万6,000円、衛生費の総額では前年度比 7 億4,940万9,000円、率にして53.4%減の 6 億5,420万8,000円となりました。

第 5 款労働費は、前年度比で206万8,000円、率にして65.9%減の107万円となりました。

第 6 款農林水産業費は、第 1 項農業費において滝川ダム建設借入金の繰上償還終了に伴う事業補助金（債負分） 7 億9,135万8,000円の減、営農再開支援水利施設等保全事業 3 億4,347万3,000円の減などにより、前年度比12億324万7,000円減の13億9,100万8,000円、第 2 項林業費において前年度比787万円増の 2 億1,357万1,000円、第 3 項水産業費において前年度比 6 万5,000円減の152万1,000円、農林水産業費の総額では前年度比で11億9,544万2,000円、率にして42.7%減の16億610万円となりました。

第7款商工費、第1項商工費は工業団地事業費5億7,147万1,000円の減、桜保全事業費6,916万4,000円の減、中小企業等支援事業費5,159万3,000円の減などにより、前年度比6億9,311万9,000円、率にして45.2%減の8億4,172万5,000円となりました。

6ページから7ページを御覧ください。第8款土木費は、第1項土木管理費において前年度比79万4,000円増の348万円、第2項道路橋梁費において道路新設改良費1億2,608万6,000円の増、道路維持費2,347万円の増、照明灯管理事業費1,580万円の増などにより、前年度比1億7,235万6,000円増の6億2,682万5,000円、第3項河川費において河川整備事業費2,000万円の増などにより、前年度比2,019万2,000円増の2,219万7,000円、第4項都市計画費において帰還促進強化支援事業補助金の増に伴う都市計画事業費1億9,334万9,000円の増などにより、前年度比1億4,778万2,000円増の6億7,027万2,000円、第5項住宅費において前年度比972万3,000円減の5,206万1,000円、土木費の総額では前年度比3億3,140万1,000円、率にして31.8%増の13億7,483万5,000円となりました。

第9款消防費、第1項消防費は、消防屯所建築や消防車両購入に係る消防施設維持補修費が9,069万円の増となったのに対し、富岡町防火防犯パトロール事業費2億6,911万6,000円の減、防災行政無線経費7,843万4,000円の減となったことなどにより、前年度比2億3,278万3,000円、率にして20.6%減の8億9,804万9,000円となりました。

第10款教育費は、第1項教育総務費において教育委員会事務局諸経費や会計年度任用職員給与費の増などにより、前年度比3,340万4,000円増の2億2,493万5,000円、第2項小学校費において前年度比156万5,000円減の1,537万5,000円、第3項中学校費において体育館のバリアフリー工事完了に伴い、中学校施設維持管理諸経費が2,335万円の減となったことなどにより、前年度比1,940万1,000円減の5,654万3,000円、第4項幼稚園費において施設工事等に係る認定こども園運営費857万3,000円の増や会計年度任用職員給与費708万3,000円の増などにより、前年度比1,291万5,000円増の1億7,932万9,000円、第5項社会教育費において文化交流センター高圧受電設備改修工事費の増や遺跡試掘業務委託料の増などにより、前年度比1億2,636万7,000円増の5億5,446万7,000円、第6項保健体育費において総合体育館の空調設置やグリーンフィールド整備に係る委託料の増などにより、前年度比7,558万5,000円増の3億355万6,000円となり、教育費の総額では前年度比2億2,730万5,000円、率にして20.5%増の13億3,420万5,000円となりました。

第11款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費は館山前川原線や釜田反町1号線等に係る道路橋梁施設災害復旧事業費1億2,590万円の減などにより、前年度比1億2,345万8,000円の減、率にして65.6%減の6,486万2,000円となりました。

第12款公債費、第1項公債費は前年度比92万5,000円、率にして2%減の4,441万4,000円となり、内訳としては元金が32万7,000円減の3,797万8,000円、利子が59万8,000円減の643万6,000円となっております。

第13款予備費、第1項予備費につきましては、前年度同額の2,500万円を計上しております。

次に、第2表、債務負担行為について説明いたします。8ページを御覧ください。事項、夜の森中核拠点施設整備業務（物販施設整備）、期間、令和7年度から令和19年度まで、限度額13億7,807万円について、年度を越えて経費を負担するため、債務負担行為を設定するものであります。

長くなりましたが、令和7年度当初予算の概要説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 10時30分まで休議いたします。

休 議 （午前10時15分）

再 開 （午前10時28分）

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

歳入の部から入ります。12ページをお開きください。12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 24、25ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 26、27ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 28、29ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 30、31ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 32、33ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（堀本典明君） 34、35ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 36、37ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 38、39ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 40、41ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 42、43ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 44、45ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 46、47ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 48、49ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 歳出に入ります。50、51ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 52、53ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 54、55ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 56、57ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 58、59ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 60、61ページございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 62、63ページございませんか。
5番、渡辺正道君。
- 5番（渡辺正道君） 63ページ、中段ちょっと下がった土地購入費で1億4,000万円近く計上されていますが、どこの土地購入でしょうか、ここは。
- 議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

こちらの土地ですが、土地開発基金で保有している土地の購入になります。その保有している土地と申しますのは、曲田土地区画整理事業用地として先行取得して保有していたものなのですが、その後事業の規模が縮小されたために、その土地は使用しないということになってしまいまして、今回曲田土地区画整理事業が完了し、かつ特別会計が廃止になったものですから、一般会計で買い戻して普通財産として管理し、今後活用を検討していくための土地購入となっております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。今聞き漏らしたのですが、今後どのような活用をするというような今課長のお話でしたか。あくまでも計画段階なのかもしれませんが、その辺もうちょっと詳しくご説明ください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 活用はまだ決まっておりませんで、今後検討してまいりますのですが、用地を貸すとか、あるいは払下げするとか、あるいは町で何かに使うとか、そういったことを今後検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 64、65ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 66、67ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 68、69ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 70、71ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 72、73ページございませんか。

4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 73ページの70周年記念式典の中身について、あと開催日等決まっていれば教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

現時点での話になりますけれども、まず目的としましては、旧富岡町と旧双葉町が合併してから令和7年3月31日で町制施行70周年となります。このことから記念式典を開催し、町勢の振興に功劳の

あった団体及び個人に感謝状を贈呈するものでございます。日程スケジュール等についてでございますが、現在6月8日の日曜日の開催に向けて準備を進めております。表彰対象人数ですが、50名程度を想定しております。それと、式典参加人数は300名程度を想定しております。

それで、この日は学びの森開館20周年記念もございませうことから、この記念事業と併せて開催を予定しております。午前中に町制施行70周年記念式典、午後から学びの森開館20周年記念イベントを開催し、町民の皆様と共に富岡町のこれまでの歩みを感じ、今後のさらなる飛躍を誓うことができる日としたいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございませうか。

2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） 今のご質問に関連してなのですが、記念品費とあるのですけれども、それは例えば全世帯に配布とかではなく、先ほどの表彰される方だけにお渡しするという感じですかというのと、あと記念講演委託料というのがありますが、1人に対して100万円という感じになっているのでしょうか、そちらをお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） まず、記念品でございますが、当日式典へ来場された方へ渡す記念品と、あと令和7年3月31日時点で富岡町に住民登録をしている世帯に記念品を郵送する予定でございます。対象世帯は約5,800世帯と考えております。

あと記念講演委託料でございますが、当初70周年記念式典単独で開催となった場合を想定しておりまして、この予算、講演委託料として100万円を計上しておりましたが、今般学びの森開館20周年記念イベントと合同で開催できる見通しが立ったために、この予算は、予算は上げたものの使用しない予定でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございませうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 74、75ページございませうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 76、77ページございませうか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 77ページの交通安全対策事業費の中で、今回項目は上がっていないのですが、工事請負費に対して今回は計上されていないのですが、町内の道路または交差点等において、今まで交通啓蒙の看板とか交通誘導の看板とか町で設置、または交通安全協会の依頼で設置してきたのですが、震災後はそういうところが活動できなくて、なおかつそういうところにおいての看板等の設

置がなかなかされていない、または分かりづらいということに対しての、はっきり言えば、来年度そういう対策を考えているかどうか教えてください。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） ご質問いただきました工事請負費、こちらは空欄になっていますが、工事請負費ということで掲載はありませんけれども、金額計上はしてございます。こちらにつきましては、カーブミラーを設置する考え方でありまして、年間5か所を基本として計上しているものでございます。

なお、ご質問いただきました危険箇所、看板等につきましても、看板等については規制看板というよりは注意喚起の看板ということで、そういったことについては随時作成といいますか、購入というか、そういった部分で消耗品的なもので対応するような形で交通安全に努めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） よく分かりました。

ただ、一応現状あるカーブミラーにおいても変形したり、または位置が多少ずれたりいろんな面がある場合、それは工事請負費の中に入れてやっていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） カーブミラーもいろいろあろうかと思います。ずれていたり、朽ちていたりということもありますが、そういったことで軽微なものにつきましてはパトロールを行っていただいているところで発見し、そういったものを修正し、職員が角度的に合わせたり、そういったことでの対応と、また修繕になりましたら、当然その状態に応じて修繕していくということになるかと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 78、79ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 80、81ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 82、83ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 84、85ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 86、87ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 88、89ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 90、91ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 92、93ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 94、95ページございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 国勢調査諸経費ということで、指導員・調査員報酬ということで430万円近く計上されているのですが、この内訳なのですが、指導員、調査員というのは町内だけだと思うのですが、人件費はある程度確定しているのだと思うのですが、何名で1人当たりどのぐらいの金額を想定しているのですか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） お答えいたします。

国勢調査でございますが、町内、現状でいきますと、115区画に分けまして、そちらで1,751世帯を対象としています。10月1日を基準日といたしまして、調査票の取りまとめが10月27日からというものを用意してございます。

ご質問の調査員につきましては、今のところ38人を予定してございます。報酬につきましては、持分の件数等によりまして変動がございますので、今のところ人数だけで38名という予想を立ててございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 96、97ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 98、99ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 100、101ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 102、103ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 104、105ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 106、107ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 108、109ページございませんか。

1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 109ページの共生型サポート拠点施設運営事業費、指定管理料9,750万円についてお尋ねします。

共生型サポート拠点というのは、さくらの郷と桜の園と両方足したものかなと思うのですが、これ内訳、特老は幾らで、フィットネスが幾らとか、カフェが幾らとか、そういった金額の内訳を出せば教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） そちらにつきましては、サポートセンターが3,000万円、残りの6,750万円が特老分となっておりまして、

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） それで、フィットネスとか、カフェとか、ワークショップルームとか、こちらで3,000万円ですが、これ開業して3年になると思うのですけれども、その間、利用状況、フィットネスは1日これくらいあるとか、カフェはどういったものを扱っていて、お客がどれくらいあるとか、その実態の検証を行っていますか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） サポートセンターの利用状況につきましては、毎月ご報告をいただいているところでありまして、その中身も具体的にミーティングルーム、それからフィットネスなど各分野、細かく報告はいただいております。

なお、検証という点では、具体的に私どもと事業者で事業の在り方についてなどは話しておるところですけれども、申し訳ございません、検証というよりは協議というような形では継続して行っているところでございます。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） やはり施設を造るときに、スタートラインのときにはこういう目的というのがあったと思うのです。カフェにしても、ワークショップルームにしても、例えばコミュニティーの維持とか、やはりフィットネスだと健康増進の意義というのかな、そうすると戻られた方が下半身強化とか、心肺機能の強化とかいろいろな目的で通われていると思うのですが、それは大体1か月、月ぎめで、月謝は幾らぐらい払って何名ぐらいが通っているとか、町はそのぐらいのことは把握しているのかなと思って今お尋ねしたのだけれども、それが業者任せで健全に行われているでは、何か全然

見えていないのではないかなと、今の答弁は疑問を感じてしまうので、目的が達成した施設に、もう3年もたっているわけだから、そういうふうな施設になっているかどうかというものをちゃんと検証しないと、この3,000万円が適正な価格なのか、または少ないのか多いのかも分からないわけです。やはり戻られた方が、サロンみたいなところが欲しいとか、あとは移住してきた方もおしゃべりするところが欲しいとか、あと帰還した人との交流の場が欲しいとか、そういったときに、こういったカフェとか、ワークショップルームとか、そういったところがお役に立てるのかどうかとか、それはやはり所管課でもう少し在り方というものを勉強してアドバイスしないと、建物は立派だけれども、何やっているのだから分からないようになってしまうと、特老に関しては私は異議はありません。やはり今大変なときに、そういった介護業務についてくれる人がいるということは、逆に言うとなってもらってありがたいというのがありますので、その辺、所管課としてちゃんとつかんでほしいというのが今願望で質問しました。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 先ほどは申し訳ございません。検証というところですが、今とにかく大きな目標としましては、利用者は着実に伸びているというようなところではありまして、ただ微増というところもありますので、もっともっと利用してもらえる機会を増やしたいなというところでの話し合いはしているところでございます。

なお、カフェとジムにつきましては、事業者の自主事業ということになっており、その運営自体は一部お任せしているところはございますけれども、例えばフィットネスにつきましては、会員が現在335名いらっしゃって、利用人数も毎月600名前後で推移しているというところもございますので、自主事業についても頑張っている、それなりの効果は見込めているなどこちらとしては評価しているところでございます。

さきに申し上げましたとおり、まだまだ空き時間、余裕等がございますので、それらをいかに埋めていくかということについては、継続して協議してまいりたいと考えます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 課長、先ほど申し上げたように、今の報告でフィットネスは会員335名で月600名、1日、例えば二十数名とか、そこそこということで、それは評価できますけれども、例えばカフェとかそういったところも、できるだけ町民が立ち寄りやすい、安い値段で提供するとか、極端に言うと、サロンみたく、行けばコーヒーぐらい、お茶ぐらい飲めるとか、意見交換できるとか、最低100円くらい出せばお茶くらい飲んで帰ってこれるとか、そういう立ち寄りやすいような運営もできないかどうかも含めて検討してもらいたいということで、これはお願いしておきますから、結構です。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 110、111ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 112、113ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 114、115ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 116、117ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 118、119ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 120、121ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 122、123ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 124、125ページございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 扶助費のところ、125ページ、19番、3つほどお聞きしたいのですが、まず、産後ケア事業等委託料という形なのですが、これ一応どういう形で委託しているのか、場所を決めてやっているのか。

それと、あとその下の、私聞いたのを忘れたのかもしれませんが、プレパパママ事業委託料、これ内容的にどうなのか。

あともう一つ下、妊婦にやさしい遠方出産支援助成金、遠方というのはどういうことを意味するのか、この3つを教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

まず、産後ケア事業等委託でございますけれども、こちらは産後に出生児、それからお母さんなど体調不良、または心配事などがある場合に、病院の先生なりがケアが必要だということであれば、入院によるものですとか、あとは訪問によるものなど方法はございますが、様々な形でケアすることになっております。

なお、こちらにつきましては、本年度途中まで助産師によるものだけでございましたけれども、本年度途中よりいわき市内の医療機関が、こちらを引き受けましょうということで受託をしていただきましたので、今後ますますいろんな医療機関で受けられるようにしてまいりたいと考えております。

それから、プレパパママ事業委託料でございますが、こちらは読んで字のごとくなのですけれども、

これから出産を迎えるお母さん、お父さん方に、特に初産の方たちになるかと思えますけれども、出産後の不安解消のために、出産前から出産した場合の例えば入浴の仕方ですとか、そういったものをレクチャーしたり、あとは同じ境遇の方たちが集まって、話、交流する場というところでの委託となります。

それから、最後に妊婦にやさしい遠方出産支援助成金ですが、これも昨年9月に議会で議決をいただきまして始まった事業でございます。こちらの遠方という意味合いでございますが、こちら国、県の補助事業でもございまして、一定のルールがございます。おおむね移動に1時間以上かかる場所での出産となる場合に支援しますよというところでございます。

ただ、1時間というのはなかなか難しいところもあり、おおむねと国でも言っておりますので、私どもとしましては、1時間というのは、例えば車で30キロ程度かなというところで、その前後を目安として対象者としているところでございます。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。まず、1点目については、場所は病院等で行うということは分かりました。

ただ、この3点の内容を聞いたのは、今富岡町においては、妊産婦の方が結構多くいられるように見受けられるのです。そうすると、その3つの中の幾つかは対応してくれなければ困ると思っているのですが、ただ一応まず1点目は病院で先生によって指導をしてくれると。

あと2点目なのですが、実際にそういう相談、またこれから子供を産むという方の相談場所が富岡町内でどこに行ったらそういう相談ができるのか、なかなか今認定こども園でも一部やっているのですが、そういう場所が少ないというのも妊産婦の方からお聞きしております。だから、そういう面ではやっぱりもう少し、そういう拡充をしていただいて、ここに来れば、ある程度悩み事、精神的なことも対応できるような方法をつくっていただきたいと思います。

あと3点目については、基本的に富岡町に産婦人科はないので、どうしても1時間以上かかってしまうのですが、富岡町民であって、1時間かかるところの産科に行くというのは分かるのです。ただ、町民はいわきにいる方もいて、それでその方も近くに30分ぐらいで産科があった場合、同じ対応をもちろんするのですか。それとも、やっぱり富岡町に住んでいる方が1時間かけて産婦人科へ行ったときの遠方という形で理解するのか、その点難しいと思うのですが、どういう形なのでしょう。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） まず、プレパママ事業につきまして、こちらは先ほど説明が言葉足らずでございまして、議員おっしゃるとおり、そういった場がこれまでないというところで、令和7年度からの新規事業となつてございます。

それから、遠方出産のところ、大変申し訳ございません。一部聞き取れなかったのですけれども、こちら対象につきましては町民だけではないというところになっておりますので、避難先で近くに出

産する医院等がなければ、そちらも対象となるというものでございます。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 1番目、2番目は分かりました。

ただ、3番目については、いろいろ誤解する点があると思うのですが、まず基本的に出産する場合、出産お祝金という補助金みたいなものがもらえますよね。プラス遠方出産支援助成金ももちろん加算されていくのか。そうすると、遠くで産むのは分かるのですが、近くでやっても一緒に遠方出産支援助成金もつけて、なおかつ出産のお祝金ももらえると、同等であると。町民、町民ではなくにかかわらず、その辺は、まして逆に町民ではない方については、それは妥当なのかという論議も出てくると思うのですが、あくまでも子供が産まれて町民として登録された妊婦の方がという体制なら分かるのだけれども、町民外の方というと、余計また誤解が生じると思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 先ほどの答弁、私は言葉を間違っておりまして、まず訂正いたします。

町民だけではないという言葉を出してしまったようですけれども、町内居住者という意味でございまして、全国にいらっしゃる、避難されている町民の方も対象という意味でございました。申し訳ございません。

それから、遠方出産支援と、あと出産祝金は全く性質が違ひまして、祝金はその名のとおり、お祝いする意味での支給金でございまして、遠方出産支援は、出産に際し、近くに産科医がない場合など、やむを得ず遠くに行かれる方のために、そこまでの交通費ですとか、宿泊が伴うようであれば、宿泊の助成をしましょうというようなものでございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 126、127ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 128、129ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 130、131ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 132、133ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 134、135ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 136、137ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 138、139ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 140、141ページございませんか。

1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 森林再生事業業務委託料 2 億500万円についてお尋ねします。

どういう業務内容を委託しているか簡単をお願いします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどご質問いただいたのは、ふくしま森林再生事業費ということの 2 億500万円でございます。そもそもふくしま森林再生事業ということを申し上げますと、森林が持っている水源の涵養、それから山地災害防止等の公益的機能の低下が顕著でありますので、間伐などの森林施業と路網整備を一体的に加えて実施しているものでございます。加えて放射性物質の拡散防止対策を行っているということで、令和 2 年度より継続して実施してございます。対象でございますが、町内のうち、森林面積というのが4,046ヘクタールでございます。そのうち民有林が2,697ヘクタール、この2,697ヘクタールを対象として民有林の整備をしていくというものでございます。

今般上げさせていただいたものでございますが、既に計画がされているところ、それからこれから計画が終わって整備していくところの面積という形で上げさせていただいたところでありまして、赤木地区、15林班というところでございますが、そちらの計画が約20ヘクタール分、それから第4林班、こちらは小浜の一部でございますが、40ヘクタール、こちらの部分を含めて 2 億500万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1 番、安藤正純君。

○1 番（安藤正純君） 主に間伐ということで、やはり富岡町の森林、山の件に関しては、放射性物質が付着しているのではないかなというような心配があります。やはり海とか山とか、少し農地よりも遅れた部分があるので、担当課としてはこういった間伐を依頼しながら、製材には適しているのかとか、間伐した木はどこに行くのだと。例えばチップになっているのかとか、放射性物質の含有量はどのくらいになっているのだとか、あとは間伐した後には植林も必要ではないのかとか、そういう総合的なことはやはり情報としては持っているのですか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 個人的な話になりますが、私の所有している山林もふくしま森林再生事業を実施した経緯がございます。その中の実体験を申し上げますと、間伐しながら、実際材として販売できるものがありましたので、それは市場に出回っております。すなわち今その中に入って作業ができる環境にあるという部分がありますので、使える材は立派に材として出していく。例えばその材が曲がったりとかして使えないものであれば、その場に置くという流れでいたしております。つ

まり材として使えるという部分が大半ございますので、そちらに使っているという部分でございます。

それから、植林でございますが、これは後々の手という形でありまして、現在間引きというか、間伐している状況でございますので、植林は後ほどの流れになります。ふくしま森林再生事業を5年間実施しますと、そこに手をつけられないという部分があります。切ったりすることはできませんよという形になりますので、それ以後、山の状況を見ながら、所有者の方々がしっかりと手入れをしていくという部分でございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） まだまだ本格的に山には手をかけられないのが現状かなと思うのですが、こういったことを委託しながら、やはり今後の山の在り方というか、町と山の付き合い方を設計していくに、ある程度資料を作りながらやっているのかどうか、その辺の考え方を教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ありがとうございます。これまでふくしま森林再生事業を実施したところを含めると、約140ヘクタールほど実施してございます。これは先ほどの民有林2,700ヘクタールほどございますが、まだ数%にしかありません。となりますと、長い目で見ながら、しっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。

加えて、委託の事業という部分は、国の財源等が必ず必要な部分でありますし、ここは切に求めているところでございます。山との付き合い方ということでございますので、当然のことながら、環境のことも考えつつ、しっかりと付き合っていきたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 142、143ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 144、145ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 146、147ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 148、149ページございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 桜まつり事業についてお尋ねします。

委託費4,075万円上がっています。桜まつりに関して、テレビ局とかそういったところに委託するのもいいのですが、歌手を今まで呼んできてやるような桜まつりが多いかなと思うのですが、できるだけ地元密着型というか、よさこいの大会を開くとか、あとのど自慢の大会を開くとか、

住民参加型にしてほしいと思うのです。こういうのがあったらどうだと思っていても、もう出来上がってしまっているからというか、もう依頼してしまって、その会社で決まってしまうからというのが多くて、何だろうなという感じを最近持つようになってきたものですから、桜まつりの在り方も少し変えていってはどうかなと思うのですが、所管ではどういうふうに考えますか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど桜まつりの事業の在り方という形で問われました。震災後、スタッフの問題等々もありますし、財源等々の問題もありまして、現在加速化事業としてこちらを使わせていただきます。本来の桜まつりの趣旨、加速化事業を使う趣旨としては、やはり富岡町を知っていただきたい、遠方で生活されている方々も、これを契機に来ていただき、町の状況を見ていただきたいという趣旨で採択をいただいているところでございます。

今ほど問われた部分は、桜まつり全体ではなく、イベントという形になってくるので申し上げますと、これは前担当課長も同じような質問を受けて同じように答弁しているかと思いますが、後々はそういう形が理想だという形で前回も前課長が答弁している部分を私、記憶してございます。私もそのように思っております。そこで、最終的には今国の財源を活用させていただいておりますが、いずれは切れると思っています。そうなってくると、自前で桜まつり事業を展開するに当たっては、やはり参加してほしい、参加していただきたいというのが主になってきて、財源のことでいけば、いかに抑えていくかという部分だと思います。そこら辺がまだ精査できていない部分がありますが、やはり地元のお祭りでございます。地元の方が地元で元気になっていくというのが一番の趣旨でありますので、しっかりとその点は念頭に入れながら、今後についても進めたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 150、151ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 152、153ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 154、155ページございませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 河川整備事業費の2,000万円、内訳は委託料1,600万円、工事請負費400万円、これだけ見ると、測量設計で1,600万円、工事が400万円というのと全然理解できない。仮に測量設計の1,000㎡がメートル数で100メートルだ、工事費は400万円だとなったときに、理屈が理解できない。取りあえず今回測量設計の図面を起こすと。そして、そのうちの1割、2割の工事費を今回出すのだと。そして、来年も続けて、測量設計した図面を100%するのだというような内容の話なのか、もしそうであれば、今後そのような書き方をしてもらいたい。どうですか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 河川整備事業費につきまして、委託料、工事請負費、こちらの内訳が出ております。それで、こちらにつきまして財源を電源交付金を使いながら、中央排水路の改修測量設計委託600メートルほど予定しておるものでございます。

それと、工事につきましては、こちらの中央排水路にたまっている土砂、こちらをまず取って、それでやっていくというものでございます。ですので、測量設計を合わせたものにつきましては、次年度工事を行っていくというものでございます。

〔何事か言う人あり〕

○都市整備課長（大森研一君） こちらにつきまして、どんなふうに表示するかは今後考えさせていただいて、分かりやすく説明できるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） よろしいですか。そのほかございませんか。

9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） 定住化促進対策新築住宅助成金、この1 億2,710万円出ていますが、この中身は分かるのですけれども、37ページの住宅費補助金で帰還促進強化支援事業補助金、これ中身の違いを教えてください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 155ページにございます定住化促進対策新築住宅助成金につきましては、今までの制度と同様のものでございます。その下にございます帰還促進強化支援事業補助金、これがこの間の全協でお話しさせていただきました県の補助金を利用してというものでございまして、こちらは帰還者のみが対象となっておりまして、令和5年度以降の方々につきましては遡及が可能というものになってございます。

37ページの関連といたしましては、帰還促進強化支援事業補助金というのが県から入ってくるお金でございまして、こちらが今言った支出と関連しているというものでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 156、157ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 158、159ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 160、161ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 162、163ページございませんか。

6 番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） 163ページの家庭用防犯カメラ設置事業補助金の内容の中に、インターホンの録画つき、カメラつきの防犯上、今つけたいというお年寄りの方のお声があるのですけれども、そういうのはその中には、補助の対象にはなっていらっしゃるのでしょうか、お聞きします。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 基本、防犯カメラという立てつけになってございます。今ご質問なのは、インターホンでピンポンとやって、それが録画機能があるという部分でございませうか。それは、すみません、現時点ではこれまで防犯カメラという位置づけであったもので、今ご意見いただいたものにつきまして対応しているかどうかにつきましては、確認、お時間をいただければと思います。今現時点での把握では、そのようなことはないという認識なのですけれども、ただ要綱上の中で認められるかどうかにつきまして、確認させていただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 6 番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） ぜひ検討していただきたいのです。今この世の中、結構そうやってインターホンを勝手に鳴らして、いないと、何かそのまま帰っていったとかって、復興団地でもそういうお話を聞いたので、やはり独り住まいの人は不安になると思うのですよ。のぞき穴だけでは見えない範囲なので、どうしても戸を開けてしまう。そうすると危険性もあるので、町でそういう、「私が買いたいんだけど、物によっては相当高いのもあるので、少しでも補助していただければ」というお声をいただいたので、今日お願いと、そういうのを考えていただきたいなと思います。隣の大熊町は、お聞きしましたら補助はあります。ぜひ検討をお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 答弁の中で、一部、これまで補助金設置の中で、屋外に防犯カメラがあるという防犯抑止力があるかどうかでこれまで判断してきたところがございますので、ただ単に室内をボタンを押して、中で録画機能があるから、その部分が補助対象になるかという、これまでの考え方では対象外としてございます。今ご意見いただいたことを踏まえ、今後変更できるかどうかを考えたいと思います。今現時点ではこのような判断で対象としてこなかったという事実がございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6 番、高野匠美君。

○6 番（高野匠美君） 私は、今すぐ必要なのではないかなと思うのです。これだけ高齢化になっていて、独り住まいの人もいるのだから、自分を守るのは自分だし、そういう録画機能があると、何かあったときに証拠にもなります。町でやっていただかないと、高齢者の方も不安になっていくのです。

よね。復興団地以外だっでご自宅、中古をリフォームして住んだ方も、やはり昔のインターホンなのでぜひ検討してください。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 内部で再度検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） これ議論おかしくないかな。防犯カメラではなくて、今はカメラも何もついていないインターホンだから、カメラがついている7万円とか10万円のインターホンにするよとなったときに、リフォームの増改築で補助がつくのではないのですか、2,000万円上限の15%。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） そちらにつきましては、人が住むことに必要なものというもので今定められております。詳細につきましては定めがあるかどうか、すみません、私、今把握していないところがございます。一応基本的には助成金というものにつきましては人が住めるようになるもの、例えば外構につきましては対象にならない、家電製品も対象にならないというものがございますので、基本的にはこれについては防犯であれば対象になるかもしれませんが、住宅という意味では対象にならないかと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） では、新築とかそういうときにインターホンをつけたときに、2,000万円上限の15%とか、リフォームの代金の15%とか、それからはインターホンは除外して補助をつけているのか。入っているでしょう。つくのは当然でしょう、そんなもの。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 失礼しました。私の認識不足で大変申し訳ございません。新築物件にございましては、こちらは対象となっておりました。申し訳ございません。

〔「増改築は」と言う人あり〕

○都市整備課長（大森研一君） 言葉足らずですみません。リフォーム等につきましても対象ということですのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） そうすると、先ほど6 番議員の質問に対しては、補助がつくということではないのですね。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） こちらの申請の対象であれば、そちらは対象となるという認識で結構でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 164、165ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 166、167ページございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 005番、双葉地区教育構想事業費の中にある清掃委託料というものは、これ前年度にはなくて新たに予算化されたものですが、この内容をご説明ください。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答えさせていただきます。

第2桜風寮にあります、いまだ厨房機器や入寮していた方の私物がまだ残置物として残っておりますので、そちらの処理費用であったり、撤去費用に係る清掃委託料でございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。

今さらなのかなという感じがするのですが、第2桜風寮は承知しております。

それで、その清掃業務に関しては、まるっと業者に委託するのではなくて、東京電力のボランティアのご協力とかを検討されたのでしょうか。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 東京電力のボランティアということでございますが、まだ相談はしておりません。今後、東京電力とも相談させていただいて、ボランティアで撤去できるものは撤去していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 新たに清掃するということで、ぜひ東京電力のご協力もその中で検討してほしいのですが、当然清掃するということは、何らかの今後の事業計画があるのかなと思うのですが、差し障りなければ、今後どういう利用計画で今回清掃業務を委託するに至ったのかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 第2桜風寮の活用につきましては、教育委員会としては、原則は富岡高校の寮ということを考えております。今般、第2桜風寮を見学をしたり、活用したいというようなお話があったということで、まず桜風寮を清掃させていただいて、見られる状態にしたいということ

ころでの今回の清掃でございまして、まだ利活用をどうやってやっていくというところについては、今のところは検討をしていないという状況でございます。

○議長（堀本典明君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 168、169ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 170、171ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 172、173ページございませんか。

5 番、渡辺正道君。

○5 番（渡辺正道君） 002、I C T支援業務委託料、これ次ページ、中学校のところとも関連するのですが、これ同じように計上されて、ちょうど折半したのかなと私思ってしまったのです。同額が中学校費にも計上されているのですが、これを見る限り、パソコン等の整備による教育振興ということなのでしょうが、毎年同額で折半されて計上されてくるのは、これ一体どういうことなのかなって。メンテナンスなのか、セキュリティーでお金がかかるのか、またその委託料の中で新たな事業というものはなされているのか、その辺確認させてください。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答えさせていただきます。

コンピューター整備事業につきましては、議員おっしゃるとおり、小学校、中学校とコンピューター整備に係る事業を2分の1ということで同額で計上させていただいております。こちらにつきましては、学校に係るパソコンであったり、ソフトであったりの賃借料であったり、保守であったりというところでの計上でございます。

今年度新規ということでございますが、校内情報通信ネットワーク整備委託料ということで96万8,000円を上げさせていただきました。こちらは文科省から校内通信ネットワーク環境の分析調査を図って、今後のI C T教育を充実させるために、どのような環境であるかということをもとに調査をして、今後充実をさせていくということで今回96万8,000円を新規で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 5 番、渡辺正道君。

○5 番（渡辺正道君） ありがとうございます。委託料の件、先ほど来共生サポートセンターのお話でもありましたが、やはり毎年委託料を当初予算に計上する際には、前年度の事業内容とかを精査して、より内容の濃いものにしていただくようお願いしておきます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 174、175ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 176、177ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 178、179ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 180、181ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 182、183ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 184、185ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 186、187ページございませんか。

4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 187ページの下の国際交流事業費552万円計上されているのですけれども、現時点での計画を教えてくださいと思います。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 国際交流事業費、本年度552万4,000円ということで計上しております。現在町では、昨年10月に町の国際親善交流協会が震災後、再開ということで活動を開始しております。今回、平成7年より友好都市として交流を行ってきました中国の海塩県への訪問の委託料ということで、次のページになるのですが、こちらで500万円を計上させていただいております。今回ちょうど令和7年度で30周年ということもあります。また、震災後、義援金等もいただいているということで、できましたら震災前の活動を再開をして、子供たちの国際交流の事業につなげていければと考えております。

なお、中国以外でニュージーランド、オークランド市とも交流関係がありますが、そちらについては2年前から中学校でオンラインでの交流がスタートしておりますので、できましたら震災前の活動を少しずつ再開していきたいということで今回予算を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。国際交流ということで、旅行も含めて今外国人の方も大分日本国内に入っているという状況ですし、子供たちの交流ということで、ぜひ推進してほしいなと思いますけれども、しっかりと富岡町のいいところをアピールしてもらって、逆に来町につなげていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 大変ありがとうございます。少しでもこれまでの交流が再開できるように、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 188、189ページございませんか。

5 番、渡辺正道君。

○5 番（渡辺正道君） 国際交流事業費、187ページと関連することで課長の説明を聞いていたのですが、大きく今回計上されているのは表敬訪問業務委託料ということです。説明の中で、私、聞き違えていたならごめんなさい。子供たち、小学生たちが中国の海塩県といったかな、を訪れるための委託料なのか、それに先んじて表敬訪問ということは、執行部のどなたかが中国を訪問するための委託料なのか、その辺明確に説明をお願いします。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 申し訳ありません。私の説明が不足しておりました。今回は、震災後初めてといいますか、これからまた交流を再開していくということで、町の執行部と、できましたら議会の代表の方ということと、あとは国際交流協会の役員等を予定をして、約8名から10名というところで想定をしておりますが、その人数でまずは向こうに行って、震災後の義援金を頂戴したことや、そういうところをお礼を申し上げて、再開をしていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5 番、渡辺正道君。

○5 番（渡辺正道君） ありがとうございます。これスルーされてしまったら大変なことだと思うのですが、私はこの説明を聞いて、義援金、義援金と課長はこう言っておりますが、他国といいますか、広く世界に目を向ければ、恐らく本町に義援金をよこしている姉妹都市や関係している国々はあると思いますが、何で今中国に表敬訪問しなくてはいけないのか。今ですか。もっとやるべきことはないですか。これどこから出てきた話なのか知りませんが、先ほど説明の中に、ニュージーランドの子供たちとオンラインでの交流は進めているとお話がありましたが、行くべきところは中国ではないでしょう。日本国内だって、能登だったり、それこそ岩手、逆にそういうところを表敬でなくても訪問して被災地の現状を見てくるとか、自分たちの今まで行ってきたこと等、意見交換して、研鑽を積むほうが先だと思うのですが、これ私、中国の表敬訪問の件に関しては金額的な問題ではないですけども、言わせてもらえば、近隣町村の首長もいろいろ海外に足を運んでいると聞いておりますが、表敬訪問だけではなくて、一部、一昨日の話とも重複しますが、優良企業の誘致も兼ねているとか、そういう話であれば私も納得するところはあるのですが、この件に関しては首をかしげてしまいますが、課長はこれ以上答弁できないかもしれませんが、必要性をもう一度ご説明ください。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） まずはご意見をいただきましてありがとうございます。実際国内の被災地といいますか、能登、岩手ということでそちらが先ではないかということで、ごもっともな意見だと思っております。

国際交流関係の事務の所管としまして、先ほどから申し上げておりますが、協会の再開、あとは震災前に交流があったニュージーランド、中国というところの、まずは再開をしていきたいというところのお話は協会、あと町でも出ておりましたので、今回500万円ということで大変金額が大きくなっておりますが、まずこちらから行って、再開のきっかけづくりといいますか、そちらをやっていきたいと考えております。すみません、答えになっておりませんが、生涯学習課としてはそのような考えで今回予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 多分この会場では、中国海塩県の内容を分かっているのは2人か3人しかいないと思う。そもそも海塩県と締結を結んだ理由というのを分かっているか、課長は。多分町長は分かっているな、分かっているか。これ原子力発電所があるからだからな、海塩県。海塩県はまだありますよ。富岡町は福島第二原子力発電所は廃炉だから。子供たちに何を勉強させて、どういうところを見せて、どのような友好的なことを今後やっていくのか、趣旨が分からない、まず。もともとの趣旨は、原発があるから、それで行ったり来たりしたのがそもそもの始まりだから。ましてや、町当局でなく観光協会だから、これは私も納得いかないですね。今やるべきではない。それなら、ニュージーランドみたく、オンラインでやるだけでたくさん。これが煮詰まってきたから、海塩県の何を見せたいのだから、何を勉強させたいのだから、これが決まってからでいい。こんな無駄な金を使う必要はないです。仮に50万円であろうが、10万円であろうが、使う場所がまだ多くあると思うから。答弁できるなら。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ありがとうございます。今お二人の議員からご意見をいただきましたが、事務局としまして、こちら委託料500万円の計上をさせていただいていますが、再度今いただいたご意見を踏まえて庁内でも検討させていただいて、議会にもしっかりと説明をして、今後の方向性については決定していきたいと思えます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 190、191ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（堀本典明君） 192、193ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 194、195ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 196、197ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 198、199ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 200、201ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 203ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 204、205ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 206、207ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 208、209ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 210、211ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 212、213ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 214、215ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 216ページございせんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございせんか。

8 番、高橋実君。

○8 番（高橋 実君） 141ページと153ページの草刈りと森林関係の事業を伴っての質問なのですが、今般、岩手県大船渡市の山林火災、これはどこにもあり得る話。それで、できれば町道の草刈り、青刈りが主でしょうけれども、枯れた草がある森林に属した道路、町道、県道、国道、これに町が管理までということになるのか、土地改良区だとかそういうところで持っている道路の関係、そ

こら辺の見直しするべきだと思う。たばこのポイ捨てがなければいいのですが、あったときに、道路の枯れ草に移って、すぐそばにある森林に移っていくことも予想しての話。だから、青刈りで枯れた頃、一回刈ってもらうか、そこら辺固定費かからないようにぎりぎりのところで青刈りと枯れた草の時期に見合って路線を決めて、町以外の県道、国道、そこは管理しているほうと協議をしてもらって対応すると、そういう政策的にやっていく考えがあるのかということと、147ページの夜の森地区中核拠点、リフレの件なのだけれども、これやる気あるのか、ないのかははっきりしてもらいたい。結構これに振り回されて、やるか、やらないか。この大まか2点。先に質問したやつは原課あたりで答弁もいいけれども、最終的に1年先延ばし、2年先延ばしする話でもないから、これも最終的に政策的判断も必要だけれども、その点踏まえて答弁をよろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 町道の除草業務につきましては、都市整備課の所管となっております。今回計上しているものにつきましては、毎年行っているものと同様の計上をしております。今議員おっしゃられたような内容について、そこまでの予算は計上してございませんでした。すぐにとこの対応は今難しいところではございます。検討して、財源の確保などができたときには、そういったこともできるのかなと思います。今のところ答えられるのはこれぐらいでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど都市整備課で答弁させていただいた部分も産業振興課が関係する部分がございますので、しっかりと両課で詰めていきたいと思っています。当然、山林火災、痛ましいことが起きましたが、明日は我が身ということがありますので、しっかりとそこら辺はご意見賜りながら、頭に入れながら進めさせていただきます。

続きまして、2つ目の夜の森中核拠点施設、やる気の云々ありますが、やる気はあります。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（原田徳仁君） 失礼しました。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） これは今回の一般質問の中でも出ておりましたが、きっちり進めていきたいと思っています。

ただ、そのためには財源の確保という部分がございますので、そこを慎重に財源の確保をしながら進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 草刈りは、これよく見直すと、お金がある程度出てくると思うのです。何を言いたいのかというと、草刈りのところの欄をよく見てもらうと、捻出できる部分はあります。

あとは、原田課長は、今から発注を新たにしていく場所を道路の草刈りに伴ったところが1年先、3年先、5年先にやらなければならないやつがあるのだったら、道路に面したところを先に発注するようにしてもらいたい。

あとリフレの予算的な話って、ほとんど九分九厘、予算は確保している話でなかったのか。ほとんど町持ち出しにならなくて、維持管理で十何億円、まだ国、県のゴーサインは出ていないと私は理解しているのだけれども、予算的な話で云々と言うなら、それはそれで仕方ないと思う。ただし、よく頭に置いて、この話出てから町長は議会に一言も言わなくて、どこかの場面で10億円ぐらいでって、この10億円から始まっている話だから、これは。何を根拠にして10億円だったのか。この後に十二、三億円の話しして、それで今回は24億円の話になって、町長、2期も3期もやっているわけでないのだから、ものの2年弱で12億円くらいの話が24億円、倍に跳ね上がっているのだから、資機材、幾ら高騰していたって。何回も言わせてもらうけれども、やるか、やらないかは執行者、やらないならやらないで、別段それで諦めますので。やる順序を間違うと、訳の分からない予算組んで、今足元から崩れかかっているところを分からない状態で太平洋を渡るようなことを考えるようになってしまうのではないか。

海塩県は、私も2回ぐらい行っています、震災前に原子力事業の件で。観光協会が音頭を取って行っています。前々町長の遠藤勝也町長のと、猪狩利衛議長のと。あれからは20年以上たつから、随分海塩県も変わって、今の子供らが行って、見るに値するところが結構あるのだから分からないけれども、ただ富岡町と海塩県のスタートは原子力発電所からのお互い立地を見て行ったり来たりしただけで、正直何のプラス材料にもなりません。結果的にこういう原子力事故が発生してからは、汚点はあってもプラスになることは何にもありませんでした。もう一回よく考えてみて。本当に最近の執行部を見ていると、出す書類は出してこない、言ったつもりが言っていない。私流の言葉で言うと、執行部が勝手に議会を振り回しているようにしか見えない。12月の基金から始まっているけれども、いっぱいチェックしている。全部言ったら17日の最終日まで持ち越すからやめるけれども、よく考えて。各課長もしっかり自分の所管の分は勉強して。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今のことをよく受け止めて、今後の行政について、議員のご意見も含めまして、皆さんのご意見を含めて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか総括ございますか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 先ほど質問したのですが、関連なのですが、妊産婦についての対応の中で、一応福祉課で丁寧にお話しいただき、相当前向きに考えていただけるのかなと思ったのですが、まずは問題点としては、妊産婦の方がこれから多く出てきたときに、皆さんたちが産む前と産んだ後もそ

うなのですけれども、会話、交流する場、また不安をその場で解消する場とかという形で、やっぱりサロンではなくても結構なのですが、ある程度の公民館とか、役場の学びの森とか使用するに当たって、できればな話なのですが、一番いいのは各行政区にある、行政区の問題もあると思うのですが、公民館を使用できるとか、そういう多様な形の判断の中で場所をつくっていただくということも手だと思のですが、これ所管はどちらになるか分かりませんが、お聞きしたいのですが。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） そうした場、まず機会を設けることが先決ですけれども、場所につきましては、今おっしゃられた学びの森、それから私どもで考えているのはトータルサポートセンターもその一つになりますし、実際こども食堂などもそちらを中心にお使いいただいている。それから、所管でいえば福祉センターもそういったものになり得ますし、あとは実際相談などもあるこども園の中の子育て支援センターなどもそういった一翼を担えるかなとは考えているところでございます。場所につきましては、幾らでもぐらいに使える場所はあると考えておりますので、まずはそういった機会を提供できるように考えてまいりたいと思います。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。分かりました。

ただ、一応私は数人の妊産婦の方とお会いした中での一番気がついた点というのは、自分で中に入ってしまうという方が多く見られるのです。ですから、ある意味交流的なものができて、なおかつそういうことを分かち合えるところがあれば、それなりに富岡町で安心して産めるということも、ある程度認識していただくといいかなと思ったので、ただそういう面では今のお話ではそういう場所も使える、また検討するということと、最後に一応そういう形であれば、もう少し広報というか、知らせていただく手段も考えていただけますでしょうか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） それらを知らしめるには周知が大事でございますので、そちらにも力を入れてまいりたいと思います。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） これ2日前の新聞なのですけれども、「富岡町議会の開会」とありまして、予算案の提出で工業団地の整備事業、あとプレミアム商品券というのがありまして、そこは分かったのですが、夜の森地区フラワーパーク構想事業調査設計2,300万円とあったのですけれども、これが予算書を見て私読み取れなかったのですけれども、それを説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 157ページに公園整備費というものがございます。その中に調査設計委託料という形で今金額は抜けてございますが、こちらを計上してございます。今年度、町内の公

園整備に関わる基本構想を行ってございまして、次年度、これに続いて基本設計というもので予算を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） できればどういう趣旨で使うかとか、目的とか、あとは調査設計ですので、こういった形で調査しますよというのをぜひ全協とかそういった場で説明いただきたいかったですけれども、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 申し訳ございません。こちらにつきまして、今現在基本構想を立てているところでございまして、それと併せて夜の森地区の町づくり基本構想というものもやってございます。まだこちらは完成しておらず、議会にご説明ができないような状況でございました。できるだけ早くまとめた上で、遅くとも6月の全員協議会にはこちらの案を提示した上でご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） よろしいですか。そのほかございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 予算書から見つからなかったから事業計画ですか、これの14ページの桜保全事業、桜並木保全工事に係る地権者意向調査ということで前年度が6,900万円くらい、今年度18万7,000円なのですが、これの中身、結果を聞きたいのですが、前年度が6,900万円くらいのお金ついていて、調査測量、意向調査がまとまるとすれば、何かそれを基にして事業を行うのかなという思いがあったのですが、18万7,000円では多分何もできない。この事業ではなくて、その結果を見て他に散らばったとすれば、その散らばった中身をお聞かせください。

あと今年度は前年度から比較すると30億円以上の一般会計が下がっているということで、予算をかなりやっぱり厳しく切り詰めてきているのかなと思うのですが、桜に対しての考え方、事業計画では多分新たな、例えば桜を植えるとかどうのこうのというのは入っていないのですが、通年どおりの維持管理はしっかり入っていますよね。工事費だから金額は出ていないですけども、桜の消毒とかもろもろ入っているし、あと各所管課で持っている桜の木に関しても多分維持管理とかはしっかりやれるような予算を持っていると思うのです。ただ、夜の森の桜通りに関しては、延命措置で守っていくだけでは、もう先が見えてきているのです。今年度夜の森、二中の前、立派に歩道をつくって、もう駄目な桜は切り倒して、新しい木を植樹したということで、多少はそういうところで新しい木が増えたいののだと思うのだけれども、あのくらいのペースでやっていたのでは、当然駄目になっていくのに追いついていかないと思うのです。そういうことで、やっぱりあの程度の木を年次計画で30本とかそのくらい植え替えていかないと、最終的に夜の森の桜通りの桜の木はなくなってしまうという

危険性があるのかなと思うのです。新たなところにも桜は植えていますので、延べ本数からいうと減ってはいかないかもしれないですけども、やっぱりメインは夜の森ですから、あそこは絶対維持していかななくてはならないと思いますので、維持と、あとは植え替え、その辺をどういう考えでいるのか教えてください。

あとリフレの跡地利用、いろいろ議論して、先ほども出ましたが、買物環境整備ということで、多分設計委託、予算書にのっていたと思うのですけれども、買物環境って本当に必要なのですか。私は買物環境は必要なのは分かります。温泉施設を先行して造って、そこの中に買物環境を入れれば、私はそれでいいのかなと思うのです。温泉施設と買物環境を別に考えてやろうとするから金額もますます増えてしまうし、富岡町にはさくらモールがあります。あそこに行けば買物環境はある程度充実しているのかなと思うのです。高いとか安いとか、新鮮だとか新鮮ではないとかというのはいろいろ議論ありますけれども、あれだけの買物環境があってから、では実際町で買物環境をつくって、委託して、どれだけのものを売れるか。やっぱり委託された側は、あんまり責任ないから、赤字なら赤字で補填してもらえから、そんなにいいものを売れるのかって私はそれ心配しているのです。温泉施設を先行して造って、そこの中に買物環境のスペースを設けて、それでやっていけば私は十分なのかなと。そのうちに、日がたつにつれて一般のそういう商店街もついてくるのかなと私は思うのですが、その辺買物環境、買物環境って、多分町内にいる人たちは騒ぐのだと思いますけれども、当然必要なのです、これは。ただ、鉄道を越えていけば高津戸の終わりにコンビニだってあるのだし、そういうことを総体的にきちっと考えて、早急にもう進むべきだと私は思うのですが、これ何回も同じことを私言っているわけですけども、その辺どう考えているのでしょうか、教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず1点目、令和7年度事業計画の概要の中の14ページでしょうか、こちらの保全事業となっている部分で大幅に金額は減額してございます。令和6年度においては、今ほど議員おっしゃられたとおり、旧二中跡地の東側の道路の部分歩道を広げていくという流れと併せて桜をやってきました。産業振興課としては、それをさらに北側に延ばしていきたいなという考えがあって、とはいえ、皆さんというか、あその土地の所有者の考え方も聞かなければいけないという部分がございます。遅れているかもしれませんが、ここの部分について、地権者の方々に会って、土地活用についていろいろとご意見をいただきながら、町の考え方、今ほど申し上げた考え方を述べ、北に北上、延伸したいなと考えてございます。まず、土地の所有者の考え方も大事なことだと思いますので、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それから、2つ目の今後の桜の在り方という部分であります。今般、二中跡地の東側の整備をさせていただいたところであります。考え方は2つあるかと思います。図面上といいますか、土地柄上、しっかりと延ばしていくという部分もありますし、時をまたいでつないでいくと、その部分の延ばし方もあるかと思います。今ほどご指摘ありましたとおり、年次計画で植えなければいけないのでは

ないかというのは、まさにそのとおりでありますので、しっかりとその点については念頭に入れながら、きっちり詰めていきたいと考えてございます。

具体的にこの年数は何本だというわけではなく、心苦しい部分はあるのですが、もうそろそろこの桜には別な道を選んでもらうという部分の判断も必要かと思います。古桜、老木になった部分も立派に花は咲くものの、新しく入替えが必要な部分が時にはありますので、そこは英断をもって進めさせていただきたいと思います。

それから、3つ目、リフレ跡地の利活用ということで、買物環境の必要性というのは議員も今おっしゃられたとおり、必要かと思っていますし、夜の森復興を牽引していく施設として重要性は分かっております。ただ、今順番、逆ではないかという部分であります。先ほど町長答弁があったとおり、温浴施設も整備していくという部分の中で、現在国の財源の調整をさせていただいている部分でございます。こちらは鋭意進めてまいります。一体的に夜の森地区の復興という部分でしっかりと詰めさせていただきます。

また、買物環境でございますが、さくらモールがあるからというわけではなく、それを補完できるような立場で、しっかりとそこに整備をさせていただき、夜の森地区の復興を産業振興の面でしっかりと努めてまいりたいという考えでございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。一番最初の質問なのですが、6,935万1,000円ですか、この成果は見えていないのですけれども、この辺調査したのでしょうか、全体的な調査だと思うので、何のためにどういう調査をしたか、もう一回お聞かせください。

あと桜に関しては、私なんかより執行部が一番頭痛めているのかなと思うのです。あれだけの桜をいつ入れ替えたらいいか、判断に苦しむ部分がいっぱいあると思います。でも、やっぱり英断でもうやるものはやっていかないと、ぱたりと駄目になる可能性もありますから、今年度切ったのなんかも大分根っこなんかも中ががらんどろになっていて、いつ倒れてもおかしくないようなのもありましたので、中にはかなりそういう部分があるかと思うのです。そうだとすると、いつの間にか桜がなくなってしまうと、親指程度の苗木が植わっていたなんていったのであれば、どうにも情けなくて、もう夜の森の桜なんては言えなくなりますから、第三次計画でも、花、ツツジとか桜は大きく貢献してうたっているわけですから、やっぱりその辺をもうとにかく代替していくという考え方で予算を確保して進んでいただきたいと思います。

あと今の二中の脇、立派に整備したわけですが、町としてはあれを北側に進めていきたいという考え方だと思いますけれども、ぜひ今だったらできるのではないかとことも考えられますので、強くそういうことを地権者と話し合いながら進んでいっていただきたいと思います。今回はちょうど二中のグラウンド敷地でしたから、教育総務課との話だけでスムーズに進んだかと思うのですが、その辺をぜひ強く進めていただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、1点目の桜保全事業の6,900万円ということでございますが、これ調査というよりも工事費でございます。歩道関係だったり、桜の植樹という形でこの金額がかかったということでご理解いただきたいと思います。

それから、2つ目、今般施工した桜の伐採した樹形を見てみたりとか、中を見てみると、かなり空洞化が進んでいて、老木化しているなというのは十分に分かったところでございます。今ほど議員からご意見いただきました点については念頭に入れながら、さらにその入替えという部分を英断という形といいますか、しっかりと見ながら進めていきたいと思ひますし、今ほどありがたいお言葉いただいたとおり、桜をこれから長く続けていくのだという考えの下で、町もしっかり対応させていただきたいと思ひます。ご意見ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。ありがとうございます。お願いですけれども、桜並木保全工事に係る地権者意向調査ってなっていますので、工事費とは読み取れませんので、ぜひ読み取りやすくこれから入れていただければありがたいです。要望しておきます、それは。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

そのほか総括ございますか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） これ予算とは別なのだけれども、後のほうで話すところないから、解体除染、小良ヶ浜地区、深谷地区、執行部は知っていると思うけれども、小良ヶ浜の90歳の老夫婦の件、あれは誰が言うとも国に認めさせて、すぐ対応できる努力してもらわないと町が笑われるぞ。これは絶対早急に内閣府に話しして、大臣直談判でも総理大臣直談判でも、とにかく了解させて。あそこまではすぐ今年度分で拡張してもっていかないと、これだけは強くお願いしておきます。

それと、全町解除って言っているけれども、このエリアの中が全部終わって解除が富岡町全町解除ではないから、考え違いしないだね。残されたところがあって全町解除なんかは、ましてや議員、執行部はこんな言葉は使わないでもらいたい、よろしく願いしておきます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

1点確認します。先ほどの189ページの表敬訪問業務委託料につきましては、もう一度議会にご説明がないうちには予算執行されないということでよろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 分かりました。

それでは……9番議員。

○9番（渡辺三男君） 私、総務文教常任委員会ですからあれなのですけれども、所管事務の調査の中でこの文言はありましたか。私、説明を受けた経緯、私が忘れたのだから、聞いていなかったのだから分からないのですけれども、確認します。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 所管の委員会では、その他で3件ほど予算が大きいものについては説明させてもらいましたが、今回の国際交流事業のものについては説明をしておりません。当初予算の説明だけでしたので、大変申し訳ありませんでした。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） やっぱ問題ですね。今中国に行くって、そういう案が出てくる自体、私、首ひねってしまいますけれども、万が一、子供を連れて行って、何かあったら誰が責任持つのですか。

その前段として、500万円の予算、町執行部、あと議員、あと観光協会なんか10人程度行くと。それだったら、議長とかそういうところにもきちっと説明をして、判断をもらって、出してくるべきで、全然隠れているのをぼんと出されても、所管だからと思って、遠慮して質問もしないではいたけれども、どうも説明された記憶がないから、今そういう話になったから私しゃべりましたけれども、おかしいですよ、これは絶対。1年間の予算を議論する場ですから、すみませんでしたでは、そういう回答では絶対おかしいです。私はそう思います。町長、これどう考えますか。副町長でも誰でも答弁できる人。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） すみません、申し上げればよかったのですが、失礼しました。

まず、海塩県の表敬訪問といいますか、この件でございしますが、執行部の中では、まずは政治は政治、文化は文化の交流というところで分けて考えようというようなことがございましたが、今ほどのご指摘いただきまして、まずは一度立ち戻ってもろもろ考えたいと思うのが一つでございます。

あと一方、委員会で私も同席させてもらいましたけれども、委員会の中では生涯学習課長のご挨拶であったり、その辺りで恐らく海塩県の再開の予算も入っておりますのでなんていうお話は触れておったのですが、具体的な例えばペーパーを作ったのご説明などはしておりませんでしたので、その辺りではご説明で至らない点があったかなと思います。そちらはおわびしたいと思います。失礼しました。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。中国の海塩県へ研修行ったりまったりというのは、表敬訪問も8番議員言ったとおり、私ら議員なりたての頃のいろんな案件でした。現町長も多分行っていると思うのですが、ただあの時期と今の時期はもう全然違いますから、文化でいったら、やっぱり見るべき価値はすごくあるのだと思います。ただ、そういうものを見たいからといって危険性のあるところに子供を連れていくというのは決していいことではありませんので、これは町議会、あと生涯学習課、教育総務課でよくもう一回検討し直してやらないと、やっぱり批判を食ってしまいますの

で、その辺を慎重にご検討をお願いしたいと思います。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今ほどの議員のご指摘、ご指導のとおり、これは本当に慎重に考えてまいりたいと思っています。

ただ、国際交流ということは、今後どんどん盛んになっていくということも、交流していきたいということも考えておりますので、その辺はご理解いただきながら、まずは中国ありきではありませんので、その辺も含めまして今後検討させていただきます。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（堀本典明君） ほかにご質問ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） それでは、質疑を終了いたします。

討論。

5 番、渡辺正道君。

○5 番（渡辺正道君） ありがとうございます。これ表敬訪問の件です。どうも先ほど来より議員と執行部のやり取りを聞いて、到底納得いくものではありません。当初予算の重要性は十分承知しております。私は、断腸の思いで反対討論とさせていただきます。

○議長（堀本典明君） そのほか討論ございませんか。

9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） 今5 番議員が反対だということを申しましたが、私、所管でもありますし、そういうことも触れられたということを副町長から聞きましたので、町長が言うように国際交流は絶対必要な部分です。今の教育には早かれ遅かれ、もう年の小さいうちから行けば行くほど人間が大きくなるといえますか、絶対必要ですので、今後進めてもらう意味で、今回は私は賛成します。

○議長（堀本典明君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 令和7 年度富岡町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（堀本典明君） 起立多数であります。（賛成7 名 反対2 名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1 時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時1 9 分）

再 開 (午後 零時 5 7 分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、議案第28号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） それでは、議案第28号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

令和7年度の当初予算は、今年度同様、国保税の減免及び一部負担金の免除が一部を除き継続される中での編成となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,323万円とするものであります。前年度比較につきましては、額にして905万7,000円、率にして0.42%の減となっており、歳入歳出の主な項目は今年度同様となっております。

予算書219ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第1款第1項国民健康保険税は、避難指示が解除となった被保険者の上位所得層並びに被災者でない転入者に対する税額3,442万円及び滞納繰越分28万円の3,470万円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、保険税の督促手数料として1,000円を存目計上しております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、災害臨時特例補助金として一部負担金免除及び保険税減免に係る財政支援分1億3,800万6,000円などにより、1億3,914万2,000円を計上しております。

第4款県支出金、第1項県補助金は、保険給付費等交付金及び保険者努力支援交付金として17億5,752万4,000円を計上しております。

第5款財産収入、第1項財産運用収入は、保険給付費支払準備基金積立金の預金利子として129万7,000円を計上しております。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、保険税軽減相当額繰入金、職員給与費等繰入金など一般会計繰入金として1億9,055万7,000円を計上しております。

第7款第1項繰越金は、前年度繰越金として1,000円を存目計上しております。

第8款諸収入は、それぞれ存目計上として、第1項延滞金・加算金及び過料において3,000円、第2項預金利子において1,000円、第3項雑入において、第三者行為に伴う返納金や返還金等として4,000円の合わせて8,000円を計上し、歳入合計21億2,323万円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。220ページを御覧ください。第1款総務費4,059万5,000円は、第1項総務管理費において、職員給与及び一般管理事務諸経費、国保連合会負担金など

として3,888万6,000円、第2項徴収費において、保険税の賦課徴収に係る諸経費として134万円、第3項運営協議会費において、国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営経費として15万2,000円、第4項趣旨普及費において、広報活動費や国保資格適用適正化事業費として21万7,000円をそれぞれ計上したものであります。

第2款保険給付費15億4,631万4,000円は、第1項療養諸費において、療養給付費及び療養費の保険者負担金並びに審査支払手数料として15億3,022万8,000円、第2項高額療養費において、高額療養費及び高額介護合算療養費並びに審査手数料として1,008万3,000円、第3項移送費において存目として1,000円、第4項出産育児諸費において450万2,000円、第5項葬祭諸費において150万円をそれぞれ計上したものであります。

第3款国民健康保険事業費納付金4億6,227万4,000円は、国民健康保険事業の財政運営の責任主体たる福島県に納付する納付金であり、第1項医療給付分として3億2,056万6,000円、第2項後期高齢者支援金等分として1億687万3,000円、第3項介護納付金分として3,483万5,000円をそれぞれ計上したものであります。

第4款保健事業費2,973万5,000円は、第1項保健事業費において、保健衛生普及費及び疾病予防費として700万7,000円、第2項特定健康診査等事業費において、特定健康診査実施に係る諸経費として2,272万8,000円をそれぞれ計上したものであります。

第5款第1項基金積立金は、保険給付費支払準備基金の積立金及びその預金利子積立金として129万8,000円を計上したものであります。

第6款諸支出金3,776万円は、第1項償還金及び還付加算金において、保険税の還付金並びに還付加算金及び国庫支出金等の精算に係る返還金として3,775万9,000円を計上し、第2項繰出金において、前年度一般会計繰入金の精算に係る返還金として1,000円を存目計上したものであります。

第7款予備費において525万4,000円を計上し、歳出合計を21億2,323万円とするものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。224ページをお開きください。224、225ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 226、227ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 228、229ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 230、231ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。232、233ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 234、235ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 236、237ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 238、239ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 240、241ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 242、243ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 244、245ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 246、247ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 248、249ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 250、251ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第29号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

今回の当初予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,871万3,000円計上するものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。255ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金、第1項負担金において、公共下水道事業受益者負担金など311万3,000円を計上。

第2款使用料及び手数料4,930万2,000円は、第1項使用料において、公共下水道使用料4,920万1,000円、第2項手数料は排水設備指定工事店登録手数料等10万1,000円を計上。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金において、農業集落排水事業上手岡地区統合に係る接続管整備工事ほかの補助金5,000万円を計上。

第4款繰入金、第1項繰入金において、下水道整備費、公債費等の財源としての一般会計繰入金2億9,627万5,000円を計上。

第5款繰越金、第1項繰越金において、前年度繰越金1,000円の存目計上。

第6款諸収入4,000円は、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子においてそれぞれ1,000円を存目計上、第3項雑入において雑入及び納税還付金をそれぞれ1,000円存目計上し、歳入総額では3億9,871万3,000円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。256ページを御覧ください。第1款事業費、第1項下水道事業費2億7,367万8,000円は、浄化センターや管渠施設等の維持管理に係る公共下水道維持管理費1億8,867万8,000円、農業集落排水上手岡地区統合に係る接続管整備事業費等の公共下水道整備事業費8,500万円であります。

第2款公債費1億2,203万5,000円の内訳は、公共下水道事業債元金償還金1億1,377万円及び同利子826万5,000円であります。

第3款予備費は、前年度同額の300万円の計上であり、歳出総額では3億9,871万3,000円となっております。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。260ページをお開きください。260、261ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 262、263ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。264、265ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 266、267ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 268、269ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 270、271ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 272、273ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 274ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第30号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

今回の当初予算は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,729万円計上するものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。277ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金、第1項分担金において、農業集落排水事業受益者分担金17万円を計上。

第2款使用料及び手数料624万2,000円は、第1項使用料において、農業集落排水施設下水道使用料624万1,000円、第2項手数料は督促手数料1,000円の存目計上。

第3款繰入金、第1項繰入金において、施設の維持管理費、農業集落排水事業費、公債費等の財源としての一般会計繰入金9,087万4,000円を計上。

第4款繰越金、第1項繰越金において、前年度繰越金1,000円の存目計上。

第5款諸収入3,000円は、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子及び第3項雑入においてそれぞれ1,000円を存目計上し、歳入総額では9,729万円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。278ページを御覧ください。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費3,873万7,000円は、上手岡及び小良ヶ浜浄化センターや管渠施設等の維持管理に係る集落排水維持管理費3,773万7,000円、汚水枡設置工事に係る集落排水建設費100万円であります。

第2款公債費5,755万3,000円は、農業集落排水事業債元金償還金5,436万3,000円及び同利子319万円であります。

第3款予備費は、前年度同額の100万円の計上であり、歳出総額では9,729万円となっております。

説明は以上であります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。282ページから292ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 農業集落排水ということで、今小良ヶ浜地区道路拡張工事が今年度から入っています。それで、一部が新設道路、バイパスで浜街道に抜けていくということで、あと浜街道もそうなのでしょうけれども、今から深谷地区から工事始まってくれば、その場所に下水本管を入れる考えがあるのか。これ水道も同じなのですから、本来道路ができることによって、そこに水道が入り、下水があれば下水が入り、電柱が立って電線が通って、電話線が通って、地域が開けていくのですよね。そういう状況の中で、新設道路ができるときに入れるのであれば、そのときに入れたほうが工事費も縮減できるのかなと思いますので、その辺の考え方を教えてください。

あと287ページの14工事請負費、これは100万円計上しているのですけれども、ここの農業集落排水に関しては、もう今年度で全部管が直ったということで解釈していいのかな。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

県道の道路改良に伴い、下水道の管を布設していくのかというところでございますが、今現在の管渠を使用していただきまして、それ以上の管渠整備というものは今考えてございません。効率的に言えば、そのようなことをやっていけばいいのですけれども、まだ住宅も張りついていない状況でございますし、今ある管を延ばしていても何とか対応できるのではないかと今のところ考えるものでございます。

それと、2つ目の質問でございます。小良ヶ浜の管渠工事につきましては、復旧作業は今年度で完了ということになってございます。ただし、使用については双葉地方水道企業団はまだ漏水調査が終わってございません。ですので、どうしても使用される場合には、自分で水を持ってこられて、きれいな水を流していただくということであれば管渠の使用はいいと思いますが、オープンとして使っているですよというのはまだ明言できないところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 下水道の考え方として、今のところ新設道路に関しては引く考えは持っていないということなのですけれども、やっぱりこういうのを長期的にきちっと決めておいて、浄化槽にシフトしていくのか、できれば自然環境のために下水道を引いてきちっと処理するのか、新設道路を造って舗装して出来上がってからだと、かなりお金もかかってしまうのかなと思いますので、その辺はきちっと長期計画の中で考えておくべきだと思います。小良ヶ浜の新設道路は一部ですから、バイパス的なものはまだいいとしても、浜街道なんか通ってくれば、やっぱりせつかくいい道路ができて、周りに家とかそういうのが張りつくことも考えられますので、長期計画で早くきちっとした対応策、答えを出しておいたほうがいいなと思うのですけれども、その辺はどうなっているのか。

あと工事費、地震の災害工事が全て完了だということで、ただ完了しても水も来ていないから使えないということですので、道路、線と点は解除したわけです。線・点解除したのですから、やっぱり一日も早くその辺もきちっと使われるようにしないと意味がないと思うのです。何で線と点を解除したのかということになりますから。ただ、利便性よくといったって、何も無いところに入っていく人はいませんので、そういうのも早く復旧させないと、線が解除になっても、それに接続している土地が使えないですから、水でも何でもきちっと浄化槽でも使えるようになれば、その道路に面した部分は昼間は使えるのですよね、使う気になれば許可申請して。その辺も早急に急いでやっていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ありがとうございます。1つ目のところについてでございます。先ほどと答弁は変わらないところではございますが、県道の新設改良のところにつきましては、今のと

ころ計画がないというところでございます。今ある既存の管を利用していただくということを基本といたしまして、それ以降については、また検討はいたしますが、非常に今のところは難しいというところでございます。

2つ目の復旧が終わったので、使用というところでございますが、漏水調査につきましては、今水道企業団で一生懸命やっているところでございまして、恐らくは令和7年度ぐらいには終わるのかなというところでございます。今、私たちが大っぴらに言えないというものにつきましては、以前、油なんかを流されたという経緯もございましたので、そういったところから、個別では使わせていただいても構わないというようなことはあるかもしれないが、全面的に使っていいよということはまだ言えないというところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 全てに対して理解はしているのです。ただ、理解はしているのですけれども、せっかく点と線を解除したわけですから、その線を解除した時点で、そこに接している部分は多分申請すれば使えるのかなと思うのですよ、その土地。建物を造って、そこを使うのもオーケーだと思うのです。そういう状況まで持っていったのにもかかわらず、後のものは全て使えませんよでは意味がなくなってしまうので、ぜひ一日でも早くそういう部分が完備できるようにお願いしたいと思います。

あと新設の道路に下水道管を入れるか入れないかは、入れないとすれば、あとは浄化槽で対応してくださいよということだと思うのですが、それならそれで構わないのです。そういう対応を多分していくと思いますので、その辺は町の政策としてやっぱり考えておくべきなのかなと私は思いますので、ぜひ一日も早く政策的なことをきちっとうたわれるようにしてください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ありがとうございます。水道企業団とその辺を調整しながら、できる限り早く皆さんが使用できるようにということは協議してまいりたいと思います。

また、道路新設改良に伴う管渠施設について、難しいというお答えをさせていただきました。もちろんそうなれば浄化槽という対応になり、そちらにつきましては補助金の対象となつてございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか総括で質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第31号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計予算の内容について説明いたします。

令和7年度の予算は、前年度同様、介護保険料サービス費の免除継続を踏まえた編成としております。令和6年度当初予算との比較では、2,314万4,000円減の歳入歳出予算総額16億1,020万5,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。295ページを御覧ください。第1款保険料、第1項介護保険料は、避難指示解除区域に住所のある上位所得者と転入者に対する保険料として2,458万5,000円を計上するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、督促手数料及び証明手数料をそれぞれ1,000円、計2,000円、存目計上をするものです。

第3款国庫支出金7億3,083万3,000円は、第1項の国庫負担金において、介護給付費負担金などで2億3,218万円、第2項の国庫補助金において、調整交付金や介護予防事業、地域支援事業交付金などで4億9,865万3,000円を計上するものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として3億4,561万6,000円を計上するものです。

第5款県支出金1億8,967万7,000円は、第1項県負担金において、介護給付費負担金で1億7,500万4,000円、第2項県補助金において、介護予防事業、地域支援事業交付金などで1,467万3,000円を計上するものです。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、介護給付費準備基金積立金預金利子として、利子及び配当金39万円を計上するものです。

第7款繰入金3億1,909万7,000円は、第1項他会計繰入金において、一般会計繰入金の介護給付費、

職員給与費、地域支援事業費に対する繰入金として計2億9,804万7,000円及び第2項基金繰入金において、交付金等の歳入調整のため、介護給付費準備基金からの繰入金2,105万円を計上するものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は1,000円の存目計上をしたものです。

第9款諸収入4,000円は、第1項預金利子で1,000円の存目計上、第2項雑入で双葉地方介護認定審査会清算金など3目で各1,000円、計3,000円の存目計上をしたものです。

以上のことから、歳入予算総額を16億1,020万5,000円とするものです。

続きまして、歳出について説明いたします。296ページを御覧ください。第1款総務費1億3,001万5,000円は、第1項総務管理費において、介護保険事業計画に係るニーズ調査などの一般管理費、職員及び会計年度任用職員の給与費で1億1,331万3,000円、第2項徴収費において、賦課徴収事務諸経費50万2,000円、第3項運営協議会費において、介護保険事業及び地域包括支援センター事業の各運営協議会事務諸経費として20万5,000円、第4項介護認定審査会費において、認定調査事務諸経費1,599万5,000円を計上するものです。

第2款保険給付費13億6,380万3,000円は、第1項介護サービス等諸費において、要介護者等に対する9種の介護サービス給付費及び補助金で12億9,475万8,000円、第2項介護予防サービス等諸費において、要支援者に対する8種の介護予防サービス給付費及び補助金で3,092万8,000円、第3項その他の諸費において、介護給付費の審査支払手数料125万1,000円、第4項、一定額を超えた介護サービスに対する高額介護サービス等費において24万5,000円、第5項特定入所者介護サービス等費において、サービス給付費及び補助金などで3,652万円、第6項高額医療合算介護サービス等費において、サービス給付費10万1,000円を計上するものです。

第3款地域支援事業費7,554万4,000円は、第1項介護予防事業費において、元気アップ教室等高齢者施策事業への補助金や介護予防サービス等への支給費で5,516万8,000円、第2項包括的支援事業費において、成年後見制度や認知症総合支援など各種包括支援費として2,037万6,000円を計上するものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金及びその利子で3,983万9,000円を計上するものです。

第5款諸支出金4,000円は、第1項償還金及び還付加算金においては、還付金、還付加算金、返還金として各1,000円、計3,000円の存目計上、第2項繰出金において、一般会計繰出金として1,000円を存目計上するものです。

第6款予備費では、第1項予備費として100万円を計上するものです。

以上のことから、歳出予算の総額を16億1,020万5,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。300ページをお開きください。300、301ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 302、303ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 304、305ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 306、307ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。308ページ、309ページございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 委員会で説明を受けていたとしたら誠に申し訳ないのですが、日常生活圏域ニーズ調査委託料とありますが、これ前年度はこういう形での計上はなかったのですが、この委託料、この目的と内容についてご説明ください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） こちらにつきましては、本年度、新たにといいますか、スポットで出てくる予算となります。といいますのが、こちらの目的にあるのが次期、第10期介護保険事業計画を作成するための事前の調査となりますので、令和7年度にその調査を行い、令和8年度に改定に向けた作業を進めるということになります。

なお、現在の第9期計画は令和6年度から令和8年度、3年間のものとなっております。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 310、311ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 312、313ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 314、315ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 316、317ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 318、319ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 320、321ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 322、323ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 324、325ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 326、327ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 328、329ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 330、331ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 332、333ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 334、335ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 336、337ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 338ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） 一般会計で聞けばよかったのだと思うのだけれども、総括ということで、特別養護老人ホーム桜の園、あの東側の件に関しては前にお願いして、あの木何とかならないかということで一時枝払いとか何かやってもらった経緯があるのですが、その後の進捗はどうなっているのか。東側に関しては、民有地だから一方的にやるわけにいかないし、ただ、今の状況だと、話し合いすれば何とか伐採することも可能なのかなと思うのです。そういうことから考えると、あの施設そのもの、東側は全く日が差さないというような状況ですので、入っている方々も、かなり憂鬱になるのかなと思いますので、ただ若干建物から隣の敷地までは離れていますので、多少その辺はいいのかなとは思いますが、日は全く差さないですね、朝のうち。その辺でできれば話し合いして、切れるのであれば、そういう工事費を計上して切っていただきたいというお願いです。その後の経緯から教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 樹木の伐採でございしますが、本年度は1度いたしました。伐採の対象としたものは、まず民地の倒木の危険性のある樹木についての伐採ということを主にやったところでございます。

あと本年度はその1回限りの伐採作業で終わったところでございますが、今後ということになってまいります、それは施設側との協議、さらに伐採を要望するということであれば、所有者の方と協議ということはしてまいりたいと考えるところでございますけれども、あまり切り過ぎても、今度光が強くて、かえって睡眠を妨げたりとか、そういったところもあるということもお聞きしますので、そこはよく施設管理者と協議をした上で行っていくか決めてまいりたいと考えております。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 切るによっても、あるによっても一長一短ありますから、そういう部分は理解できないわけではないですけれども、木を切って光が当たるようになったから睡眠を妨げるなんていうことは、カーテンとかそういうのがついているから、その辺はあんまり問題ないのかなと思うので、太陽の光が入るということは、いろいろ衛生面でも何でも全てよしですので、ぜひそういうことから考えれば、朝日から光が当たるような状況にするのが施設としては一番いいのかなと私は理解しているのです。

ただ、相手が民地ですので、その辺はなかなか思うようにいかない点もあろうかと思いますが、ただ持ち主と折衝して、折れそうになっている木とか倒れそうな木とかは手をかけてもらわせているということは、ある程度話合いの余地はあるのかなと思いますので、ぜひその辺は施設側とも相談しながら、よりよい快適な施設になるように考えていっていただきたいと思います。答弁はいいです。

○議長（堀本典明君） そのほか総括で質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） それでは、議案第32号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

令和7年度の当初予算は、今年度同様、保険料の減免及び一部負担金の免除が一部を除き継続される中での編成となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,085万7,000円とするものであります。前年度比較につきましては、額にして912万1,000円、率にして14.77%の増となっており、歳入歳出の主な項目は今年度同様となっております。

まず、歳入についてご説明いたします。予算書341ページを御覧ください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料は、避難指示が解除となった被保険者の上位所得層並びに被災者でない転入者等に対する保険料等として1,978万9,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料2,000円は、納付証明手数料及び保険料の督促手数料としてそれぞれ1,000円を存目計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、事務費繰入金383万9,000円と保険基盤安定繰入金4,528万5,000円の合わせて4,912万4,000円を計上しております。

第4款第1項繰越金は1,000円を存目計上しております。

第5款諸収入194万1,000円は、第1項延滞金、加算金及び過料において2,000円、第2項償還金及び還付加算金において2,000円、第3項預金利子において1,000円、第4項雑入において福島県後期高齢者医療広域連合補助金193万6,000円をそれぞれ計上し、歳入合計7,085万7,000円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。342ページを御覧ください。第1款総務費568万円は、第1項総務管理費において一般管理費として475万2,000円、第2項徴収費において、保険料徴収に係る経費として92万8,000円をそれぞれ計上したものであります。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、福島県後期高齢者医療広域連合への納付金として6,507万4,000円を計上したものであります。

第3款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金において、保険料の還付金及び還付加算金としてそれぞれ1,000円を、第2項繰出金において、一般会計繰出金として1,000円を存目計上し、計3,000円を計上しております。

第4款予備費において10万円を計上し、歳出合計を7,085万7,000円とするものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。346ページから353ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第33号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の内容について説明いたします。

令和7年度歳入歳出予算の総額は1,063万1,000円であり、令和6年度との比較では77万8,000円の増となっております。主な事業の内容につきましては本年度と同様であり、増額分は介護予防サービス計画作成委託料及び会計年度任用職員給与費であります。

初めに、歳入について説明いたします。357ページを御覧ください。第1款サービス計画収入金は、第1項予防給付費収入金として介護予防支援サービス計画の作成に係る収入金552万円を計上するものです。

第2款繰入金は、第1項一般会計繰入金として会計年度任用職員給与費などに充てるため、510万9,000円を計上するものです。

第3款繰越金、第1項繰越金及び第4款諸収入、第1項預金利子においては、それぞれ1,000円を存目計上するものです。

以上のことから、歳入予算総額を1,063万1,000円とするものです。

続いて、歳出について説明いたします。358ページを御覧ください。第1款介護予防支援事業費では、第1項介護予防サービス事業費として、介護予防サービス計画の作成委託料で552万円、会計年度任用職員給与費で490万9,000円、合わせて1,042万9,000円を計上するものです。

第2款諸支出金では、第1項繰出金として1,000円を存目計上するものです。

第3款予備費では、第1項予備費として20万1,000円を計上するものです。

以上のことから、歳出予算総額を1,063万1,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。362ページから367ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、2時15分まで休議といたします。

休 議 （午後 2時01分）

再 開 （午後 2時10分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（堀本典明君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第6号、令和7年3月14日、富岡町議会議長、堀本典明様、総務文教常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、3月14日午後2時2分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）総務課に関する件、（2）企画課に関する件、（3）税務課に関する件、（4）住民課に関する件、（5）教育総務課に関する件、（6）生涯学習課に関する件、（7）出納室に関する件、（8）議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

5番、渡辺正道君。

〔産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君） 報告第7号、令和7年3月14日、富岡町議会議長、堀本典明様、産業厚生常任委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、3月14日午後2時2分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）都市整備課に関する件、（2）いわき支所に関する件、（3）郡山支所に関する件、（4）健康づくり課に関する件、（5）福祉課に関する件、（6）農業委員会に関する件、（7）産業振興課に関する件、（8）生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6 番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 報告第8号、令和7年3月14日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、3月14日午後2時3分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4 番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） 報告第9号、令和7年3月14日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、3月14日午後2時5分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員です。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第10号、令和7年3月14日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、3月14日午後2時6分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま1番、安藤正純君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、安藤正純君より説明を求めます。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任したく発案いたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（堀本典明君） 以上をもって本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。富岡町議会会議規則第17条の規定に基づき、本日で本定例会を閉会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

これをもって令和7年第1回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 2時25分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 平 山 勉

議 員 佐 藤 啓 憲